

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 五 号

平成十三年三月九日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 高市 早苗君

理事 岩永 峯一君 理事 鈴木 恒夫君

理事 田野瀬良太郎君 理事 渡辺 博道君

理事 平野 博文君 理事 藤村 修君

理事 西 博義君 理事 都築 譲君

理事 青山 丘君 小淵 優子君

理事 岡下 信子君 嘉数 知賢君

理事 杉山 憲夫君 谷垣 禎一君

理事 谷田 武彦君 谷本 龍哉君

理事 馳 浩君 林 省之介君

理事 水野 賢一君 宮澤 洋一君

理事 森岡 正宏君 森山 眞弓君

理事 大石 尚子君 鎌田さゆり君

理事 葉山 峻君 肥田美代子君

理事 牧 義夫君 松沢 成文君

理事 山口 壯君 山谷えり子君

理事 山元 勉君 池坊 保子君

理事 齊藤 鉄夫君 武山百合子君

理事 石井 郁子君 矢島 恒夫君

理事 中西 績介君 山内 恵子君

議員 山元 勉君

議員 藤村 修君

議員 山口 壯君

議員 石井 郁子君

議員 山内 恵子君

議員 町村 信孝君

文部科学大臣 河村 建夫君

文部科学副大臣 池坊 保子君

文部科学大臣政務官 近藤 信司君

政府参考人

(文部科学省生涯学習政策局長)

政府参考人
(文部科学省初等中等教育局長)
文部科学委員会専門員 矢野 重典君
高橋 徳光君

委員の異動

三月九日

辞任

児玉 健次君

同日

辞任

矢島 恒夫君

補欠選任

矢島 恒夫君

補欠選任

児玉 健次君

三月八日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(山元勉君外四名提出、衆法第五号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇号)

同月九日

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(石井勉基君紹介)(第四七七号)

同(海江田万里君紹介)(第四七八号)

同(城島正光君紹介)(第四七九号)

同(中津川博郷君紹介)(第四八〇号)

同(不破哲三君紹介)(第四八一号)

同(山口富男君紹介)(第四八二号)

同(川田悦子君紹介)(第五二五号)

同(保坂展人君紹介)(第五九一号)

すべての子供たちに行き届いた教育に関する請願(石井勉基君紹介)(第四八三三三)

同(海江田万里君紹介)(第四八四四号)

同(城島正光君紹介)(第四八五五号)

同(中津川博郷君紹介)(第四八六六号)

同(不破哲三君紹介)(第四八七号)

同(山口富男君紹介)(第四八八号)

同(川田悦子君紹介)(第五二六号)

同(山口富男君紹介)(第五二七号)

同(保坂展人君紹介)(第五九二二二)

行き届いた教育を進めるための私学助成の大幅増額等に関する請願(玉置一弥君紹介)(第四八九九号)

すべての子供に行き届いた教育等に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第四九〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第四九一五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第五一五五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第五一六五号)

同(大島敦君紹介)(第五五一一号)

同(松本善明君紹介)(第五五二二二)

私学助成の大幅増額など教育関係予算の拡充に関する請願(達増拓也君紹介)(第四九二二二)

同(菅原喜重郎君紹介)(第五一八八号)

同(松本善明君紹介)(第五一九九号)

私学助成の増額、すべての子供に行き届いた教育に関する請願(春名真章君紹介)(第五〇三三三)

小・中・高三十人学級実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(山口わか子君紹介)(第五〇四四号)

すべての子供に行き届いた教育の実現に関する請願(中林よし子君紹介)(第五〇五五号)

行き届いた教育、私学助成の大幅増額等に関する請願(大幡基夫君紹介)(第五〇六六号)

教育費の父母負担軽減、教育予算の大幅増額に関する請願(石井郁子君紹介)(第五〇七七号)

同(吉井英勝君紹介)(第五〇八八号)

私学助成の拡充と三十人学級の現実に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第五〇九九号)

すべての子供たちに行き届いた教育、心の通う学校に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五一〇〇号)

同(大森猛君紹介)(第五一一一五号)

同(木島日出夫君紹介)(第五一二二二二)

すべての子供に行き届いた教育、私学助成増額に関する請願(不破哲三君紹介)(第五一三三三)

小中高三十人学級実現、行き届いた教育に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第五一四四四)

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(藤木洋子君紹介)(第五一五五五)

国立大病院の看護婦の増員に関する請願(川田悦子君紹介)(第五一六六六)

私学助成の抜本的拡充と三十人学級の早期実現に関する請願(穀田恵二君紹介)(第五一七七七)

教職員をふやし、小中高三十人学級の早期実現等に関する請願(児玉健次君紹介)(第五一八八八)

すべての子供に行き届いた教育、私学助成大幅増額に関する請願(志位和夫君紹介)(第五一九九九)

私学助成大幅増額と三十人学級の早期実現に関する請願(小沢和秋君紹介)(第五二〇〇〇)

行き届いた教育の充実に関する請願(肥田美代子君紹介)(第六一三三三)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

参考人出席要求に関する件

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(山元勉君外四名提出、衆法第五号)

○高市委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案及び山元勉君外四名提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。町村文部科学大臣。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○町村国務大臣 このたび、政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会経済や科学技術の急速な発展が予想される二十一世紀を迎え、豊かな人間性と創造性に富み、みずからの能力・適性、興味・関心等に応じて主体的に行動できる人材を育成していくためには、学校教育において、基礎学力の定着の上に児童生徒一人一人の可能性を余すところなく発揮できるように、個に応じたきめ細かな指導を推進することが不可欠であります。

この法律案は、児童生徒の基礎学力の向上ときめ細かな学習指導の充実を図るため、平成十三年度から平成十七年度までの五年間で、少人数指導の実施のための教員配置等を主な内容とする教職員定数の改善を図ることとともに、教育の地方分権を推進し児童生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、都道府県教育委員会の判断により、学級編制の基準の弾力的な設定等の特例的に可能とし、また、常勤の教職員定数を活用して非常勤の講師等を配置できるようにするものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一は、公立の義務教育諸学校及び公立の高等学校等の教職員定数の改善であります。公立の小中学校の教職員定数の標準について、学級とは異なる学習集団により少人数指導が行われる場合には教職員の数を加算することとするともに、公立の高等学校の教職員定数の標準についても、少人数指導を充実するための教職員の数の改善等を行うこととし、あわせて公立学校の教頭及び養護教諭の複数配置基準、公立の小中学校の学校栄養職員等の配置基準、公立の特殊教育諸学校の教職員の配置基準の改善等を行うこととしております。

第二に、公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、都道府県教育委員会の判断により、児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる場合には、国の定める学級編制の標準により定められる数を下回る数を、その場合の基準として特例的に設定できるとすることともに、公立の高等学校等の学級編制については、設置者の判断により、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国の定める学級編制の標準を下回る数により学級編制を特例的に行うことができるようにすることとしております。

第三に、公立の義務教育諸学校に非常勤の講師を置く場合には教職員の定数を活用できるとし、その報酬等は都道府県が全額を負担し、国がその二分の一を負担することとするともに、公立学校に再任用短時間勤務職員を置く場合にも教職員の定数を活用できるとする規定を整備することとしております。

このほか、公立の高等学校の設置主体を都道府県及び一定の基準に該当する市町村に限定する規定を削除するなど、所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律案は、平成十三年四月一日から施行することとしておりますが、その実施については、改正後のこの法律の標準に漸次近づける

ことを旨として、必要な経過措置を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高市委員長 山元勉君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山元議員 民主党の山元勉でございます。

私は、民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合の提出者を代表して、たゞいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

現下の我が国の社会構造は、グローバル化や科学技術の高度化、複雑化に伴う価値観の多様化など、大きな変革の中にあります。この社会の変革の波は、当然のように学校教育にも押し寄せてきており、新たな時代に適合した今後の教育のあり方が模索されてきているところであります。

これまで、我が国の学校教育は、画一的に知識を教え込むことに重点が置かれ、知識の量を競う受験競争がこれを一層助長してきました。そのため、子供たちがみずから学び、思考力や判断力、創造力を養う教育、豊かな人間性をはぐくむことへの取り組みが見失われてきました。

また、このようなことを背景に、校内暴力やいじめなどが頻発し、不登校の子供の数が急増するとともに、近年ではいわゆるキレる子供による暴力行為や、授業が成立しない学級崩壊などの現象も発生し、学校教育が深刻の度合いを深めていることは御存じのとおりであります。

このような状況にどのように対応していくのか。このことに我が国の将来がかかっていると申し上げても過言ではありません。

中央教育審議会の答申では、今後における学校教育のあり方を、ゆとりの中で子供たちに生きる力をはぐくむことであるとし、みずから学びみずから考える教育への転換を掲げるとともに、学校が子供たち一人一人を大切に、子供たちが自分のよさを見出し、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感できることが重要であると指摘しております。

学校が教育効果を高め、子供たちが学校生活を通して喜びや楽しさを実感するには、教職員と子供たちとの全人格的な触れ合い、きめ細かな生活指導、生徒指導、丁寧でわかりやすい授業などが不可欠であります。

そのためには、現行の四十人学級を見直し、その規模の縮小を図ることが先決であり、あわせて教員の専門的力を高めるための人的確保とその適正配置を図ることが喫緊の課題であります。

また、それとともに、地方自治体の自主性、教育現場の要請を十分反映させた学校運営、学級編制等が行われるよう、地域に根差した教育環境の整備を進め、教育の地方分権を図る必要があります。教育は未来への先行投資であります。現在を将来につなぐ営みであり、未来への希望と期待の具体化であります。

二十一世紀を迎え、我が国は今一大転換点に立っております。このようなときであればこそなお、未来を担う子供たちのために教育の問題を最優先課題として、適切な諸施策を早急に講じていかなければならないのであります。

ここで、政府から提案されました部分的な二十人授業への改革案について一言申し述べておきたいと思ひます。今や、先進諸国の中では見ることのできない四十人という大規模学級をそのままに、特定教科だけは学級の子供を分割して授業を行うという小手先の改善は、子供たちと学校を混乱に陥れるだけの方策であります。

森総理がこの国会の冒頭の施政方針演説で、「子供一人一人、国民一人一人が、学校がよくなる、教育が変わるといふ実感が持てるような本格的な教育改革に取り組んでまいります。」と胸を張って述べられたことはほど遠いものであり、二十一世紀の日本の学校教育のありようを指し示すものでは全くないというように申し上げておきたいと存じます。

以上のような認識に立って、公立の小学校、中学校及び高等学校等に関し、三十人以下学級の現と教職員の配置の適正化を図るために本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正であります。

まず、公立義務教育諸学校の学級編制の標準に關して、小中学校の同学年の児童または生徒で編制する一学級の児童または生徒数の標準を四十人から三十人に引き下げることとするなどの改善を図ることとしております。

次に、各都道府県教育委員会は、公立の義務教育諸学校の学級編制について、児童または生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、標準により定めた数を下回る数を学級の児童または生徒の数の基準として定めることができるものとしております。

また、都道府県教育委員会は、公立義務教育諸学校を設置する地方公共団体が弾力的な学級編制を行うことができるよう配慮しなければならぬものとしております。

さらに、複数指導、多様な選択教科等に係る加配に加え、通常の学級に障害を持つ児童または生徒が在籍する場合の加配など、教諭等の配置基準の改善を図ることとしております。

また、教職員定数を新たに導入される高齢者再任用制度による短時間勤務教職員の数に換算することができるようとしております。

第二に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正であります。

まず、公立高等学校において、現在四十人とされている学級編制の標準を、全日制については三十人に、定時制については二十人にそれぞれ引き下げるとともに、設置者が、生徒の実態を考慮し必要なと認める場合には、標準として定める数によらない学級編制をすることができるようとするものとしております。

次に、公立高等学校の設置主体を、都道府県及び政令において基準に該当する市町村に限定している規定を削除するとともに、本校の学校規模について、生徒の収容定員を二百四十人以上から百八十人以上に引き下げることとしております。

さらに、通信制の課程及び生徒指導担当の教諭等の配置基準の改善に加え、通常の学級に障害を持つ生徒が在籍する場合などの加配を行うものとしております。

また、教職員定数を新たに導入される高齢者再任用制度による短時間勤務教職員の数に換算することができるようとしております。

本法案の施行期日は平成十三年四月一日とし、施行のための経過措置を定め、今後十年間の年次計画で実施することとしております。

現今の財政状況はまことに厳しいものがあります。だからこそ、公共事業のばらまきや、官房機密費にも見られた不適切、不透明な予算は大幅に削減することを私どもは強く求めているところであります。しかし、子供たちの教育費は、あすの日本への先行投資であり、より積極的な確保が必要不可欠だと考えます。そして、これは圧倒的多数の国民の理解するところであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高市委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○高市委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十四日水曜日午前九時から、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○高市委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君及び初等中等教育局長矢野重典君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○高市委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高市委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩永一君。

○岩永委員 おはようございます。山元先生、先生は滋賀県の県教組の委員長で、私が滋賀県議会の文教を主にやっております仲で、若い世代からずっと議論をしております。きょう、ここで、国会の場で先生と渡り合うというのは大変不思議な御縁だと思っております。いいます、どうぞよろしく願いたいと思っております。そして、質問項目が大変多いでございますので、ひとつ簡単に御答弁を賜りたい、このように思います。

民主党案を見させていただきました。そして、今も御説明いただいたわけでございますが、三十人学級の実施や教頭、宿舎や官舎担当教員、実習助手、養護教諭、そして学校栄養職員、事務職員等の配置基準の大幅な改善をその内容とされておるわけでございます。法案に基づく教職員定数の増員は相当な規模になるのではないかと、このように私は思います。

最初に、具体的に何人規模の教職員定数の増加となり、また、国及び地方の経費負担増はそれほどの程度になると試算しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○山元議員 私も同じような感慨を持っております。岩永先生とここで話をしようとは思いませんでした。

今お尋ねの中身についてですが、三十人学級のための教職員、そして事務職員、養護教員等の職員というふうに分かれましますけれども、主な三十人学級のための教員の数は小学校で六万八千人、中学校で五万一千人、事務職員あるいは栄養職員、教頭の加配などを合せて十年間で十九万二千人でございます。これは義務制です。高等学校も同じように計算をいたしまして、およそ八万四千人にあります。これも十年計画でございます。

経費の問題ですが、御案内のように、義務教育諸学校の職員の場合は二分の一が国庫、二分の一が自治体になりますから、総額で一兆五千九百四十八億円、その二分の一が国庫となります。ですから、国庫の負担は七千九百七十四億円、一年間で七百九十七億円になります。高等学校の場合は、交付税によるわけですが、総額で十年間七千三百一十一億円、一年平均にするとおよそ七百億円となります。

以上です。○岩永委員 今御答弁をいただきましたように、大変な金額になります。これは、平成十三年度の概算要求額の六兆五千億の一割以上の大きな負担になるわけでございます。

そして、三十人学級にしますと、単に教職員の増員のみならず、学級数がふえることによる校舎新築が当然必要になってくるわけでございます。現下の厳しい財政状況の中で、これらの増員を行うために経費をどのように捻出されようとしているのか、具体的に伺いたいと思存いたします。

○山元議員 先ほど趣旨説明でも申し上げましたけれども、財政状況はまことに厳しい。国、地方合わせて六百六十六兆円の借金を、我々の代では

なしに、子供や孫に押しつけなければならぬような厳しい状況になっています。しかし、その六百六十六兆円の借金等の罪は子供や孫にはないわけですか。何としても、やはり苦しい中でも教育予算をつくり上げる責任が私どもにある、後世代の者に対しての責任だというふうに思います。

先般、私どもは、そういう立場にも立って、三月の二日に予算委員会では採決はされましたけれども、今予算は審議されていますけれども、予算の組み替え動議というのをもしも出したら、例えば、今問題になっております官房機密費あるいは外務省の報償費等を組み替えて大幅に減額すること、あるいは公共事業の削減、これは金額を出してありますけれども、八千八百億円公共事業を削ること、あるいは児童手当の所得制限を緩和することによって支出追加されますけれども、これは大きな矛盾を呼びますから、これも削減をすること、ODAのあり方についても二百八十億、こういうふうになりますと、私どもの組み替え動議の減額総額は九千三百億円です、単年度で。

先ほど申し上げましたように、単年度で義務教育、七百九十七億円です。単年度の、私どもが減らしてもらいたい、減らすべきだというのが九千三百億円。そして、教育や福祉や環境など、今どうしても必要なものについては今の予算よりも増額すべきだ、こういう組み替え動議。増額は、教育費を含めて四千二百億円。そここのところで十分財源が出てくるというふうに考えております。

○岩永委員 国民負担率が、六百六十六兆円の借金も含めて、これは当然これからふえていかなきゃならぬ状況の中で、我々も真っ真剣に今後の財政に対する検討をしていくべきだ、そして少ない財源でもって多くの効果を上げるためにどうしていくべきだ。この厳しい状況の中で、単に教員増員を二十万人以上しながらやっていくというところについての疑問を私は覚えるわけでございます。それはそれといたしまして、三十人学級の導入

理由として、個々の個性に応じたきめ細かな教育、学級崩壊への対応等を挙げておられるわけですが、改訂されるお考えですか。私は、いま一はつきりしない、このように思っております。四十人学級よりも三十人学級の方がすぐれているというデータや文献について、文部科学省として掌握されているのかどうか、政府にお伺いしたいと思っております。

○矢野政府参考人 学級規模と教育上の効果に関する学術的研究につきましては、これまで欧米や我が国におきまして幾つかなされていくところでございます。いま、これらの研究結果を見ますと、学級規模が一定数以下になると学習効果が上がるといふ研究もあるわけでありまして、他方、両者の関係においては統計上有意な差がないといふ研究もございまして、学級規模と教育効果の関連については必ずしも明確にはなっていないといふ状況にあるわけでございます。

また、第六次の公立義務教育諸学校教職員配置改善計画において導入されましたチームティーチングにつきましては、平成九年度と十年度に国立教育研究所が行いましたチームティーチングによる指導の効果に関する研究におきまして、学力テスト等の結果、一人の教師による学級一斉授業よりも成績向上に効果があること、しかも、学級の枠を超えて、例えば二クラスを三グループに分けて授業を行う学年チームティーチングの方が効果がある、そういうふうな研究結果も報告されているところでございます。

○岩永委員 衆法提案者に対して、昨年の参議院で提出されたような意識調査、そういうものではないに、教育上の効果についての客観的なデータや研究成果はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○山元議員 文部省が今まで何回も、学級規模を小さくすることで教育効果が上がるといふデータはないということ、数年にわたって私どもは聞いてまいりました。けれども、去年出されました

全国の連合小学校長会の調査で、これは現場の管理職の方たちの意見として、四分の三の校長が、学級規模によって児童の学習等の違いが顕著に見られる、例えば、よさとして、一人一人の児童の能力、特性に応じてきめ細かな指導ができる、お互いにかかわり合いながら自己を高め、生活態度が落ちつき問題行動が少なく、基礎、基本の定着がよく学習効果が上がると、そしてその校長さんたちは、適正規模については、三十人がいいというのが四五・九％、二十五人が二九・七％、二十人が六・七％、八二％以上の校長さんが、やはり三十人以下にしなければいけない、そういうデータを出しております。

そして、去年の四月、御承知のように、日本でG8の教育サミットがございました。そのときにも、アメリカの文部大臣、教育長官ですけれども、大規模クラスと比べて小規模クラス、生徒と先生のきずな、生徒同士の友情、学校と親のつながりがより親密になると強調した。今までアシスタント教員政策は随分やったけれども、専任教員をふやし、少人数学級の方に政策の重点を移した、小学校の一年生、二年生、三年生は十八人学級で今努力をしているんだと明言をしているわけです。

そういう日本の校長会の皆さんの意見やアメリカの文部大臣、いわゆる教育長官のこの実態を踏まえた意見というのは、私は、数字でこうだこうだということ、これは文部省はないと言っているのが、これは調べなきゃいかぬ。調べたデータもありますけれども、余り長くなるとなんでしょうけれども、これを調べないのは、文部省の、今の文部科学省の怠慢だといふふうに私は思っています。必ず顕著に数字としてそういう学習効果というのはあらわしてくるはずなんです。それが校長さんたちの実感でもあるわけです。以上です。

○岩永委員 十年間でございしますが、一兆五千九百四十八億、これだけ多くの財源を投入し、二十万人も先生をふやす、こういう状況の中で、現場の校長が、多いより少ない方がいいとか、またア

メリカのデータを出してこられたわけですが、やはりきちっとした研究成果、そしてその背景にあるものを踏まえながら提案されなきゃならぬ、私はこのように思っております。教育効果というのは、現場の教員の労力を少なくするということのみの考えから出されたら大変な迷惑だ、私はこのように思っております。

法律で一クラス三十人を標準と定めた場合、すべての都道府県はその標準を実現するように各地方から迫られてくることは事実だろう、このように思います。

多人数には多人数のよいところがある。体育や音楽の合奏などもそうでございまして、また、多人数のクラスで互いに切磋琢磨し合ってお互いに成長していくということも無視はできないと考えられているわけでございます。

このように、各教育現場にさまざまな事情がございまして、多人数授業がより効果的なところもあるれば、少人数授業がより効果的なところもある。教育方法は、子供たちの実情や教える内容に合わせて、設置者である都道府県が柔軟に切りかえていく必要がある、私はこのように考えております。

結局、民主党案では、三十人学級を標準とすること、かえって教育方法の柔軟性を奪うことになるのではないかと私は思います。また行政の地方分権の流れに反するとも考えるわけでございます。民主党の提案者はこのことをどのようにお考えいただいているか、恐縮ですが、ちょっと簡単に御答弁をいただきたいと思っております。

○山元議員 簡単に申し上げたいと思っておりますけれども、このところは一番大事なところでございまして、十分おわかりをいただきたいというふうに思っています。

私どもは、三十人を基準として教員を配置すること、そして、それぞれの教育委員会、都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会が弾力的に運用する工夫をするということ。例えば、三十人以上になったときに二学級になる。そういうとき

には、野球ができぬとか合唱ができぬとかいろいろありますが、複数担任で一緒に勉強したら、なお行き届いた授業ができるというふうに思っています。

ですから、それは配置の基準でありまして、それぞれの地域で工夫をしていける、そういう柔軟性をかえって持てるわけです。岩永委員がおっしゃるように、柔軟性を失うという、これは全く逆のご意見でございまして、いろいろな工夫ができるということで大きな特徴を持っているし、教育の充実が図れるのだというふうに思っています。ですから、私も全く逆の考え方をしております。

それから、地方分権について合致しているかどうかということですが、これは今申し上げましたことで十分御理解をいただけるだろうというふうに思っています。私も、民主党だけではなしに、提案している党それぞれ地方分権を叫んでいます。そういう中で、これが逆行するんじゃないことは全く考えないわけです。それぞれの学校が、あるいはそれぞれの教育委員会が地域の皆さんと力を合わせて特色のある学校ができる、つくれる、時には四十人で、時には二十人ということができるわけです。

校舎の問題がございましたけれども、確かに財政的に大変しんどいです。けれども、私は、この法案をつくる過程の中で、現場の小学校、中学校へ行ってみて、突然ですけれども、飛び込みで行って見てまいりました。いろいろ意見を聞いてまいりました、やりたいことが山ほどあると。それは、地方分権の中で実現できるのですけれども、とてもじゃないができません、教室についても困ります、けれども、それは二十人授業をする場合でも同じこと。中学校へ行ってみて聞きました。十五年度の学校でしたら、英語、数学、理科のときには倍の教室が要るわけです。とてもじゃないが、そんなものができるわけないと。昔、私も経験をしたことがございますけれども、今度の場合、英、数、理、

けは教室が倍になるわけですね。

ですから、三十人学級にして教室が要ることよりも、それぞれの地域で、地域の皆さんと一緒にやって、公民館とかあるいは学校とか、そういう交流も深めながらやっていける、そういう地方分権の実が上がると私たちは考えております。

○岩永委員 民主党は、平成十二年四月二十五日に石田美栄先生が、この標準が非常に硬直的に運用されていることが問題である、学級編制をもっと弾力的に運用せよ、こういうような発言もしております。文部大臣に伺いたいのですが、今回、事実上二十人学級と言われる少人数指導加配制度ができるわけですが、私は、先般も我が党の文教部会で、現実二十人学級を実施するのではないかと、これをなぜ二十人学級と呼べないのか、こういうふうに言ったわけですが、簡単にお答えをいただきたいと思っております。

○町村国務大臣 きめ細やかな指導等のために、教職員定数の改善など、この教育指導体制の充実を図る、その重要性は今委員御指摘のとおりでございます。

このために、今回の改善計画では、教科の特性に応じて二十人程度の少人数指導ができるようにするということとございまして、要するに、学習集団として二十人とか三十人というところで、それは四十人ということとありますが、いわゆる三十人学級と同じ意味で二十人学級と呼ぶとかえて、実は誤解が生じるので、私も、その全部を二十人学級にするというふうな表現はとっていないところでございます。

○岩永委員 我が国の教育には、今までのように教師が教壇に立って一斉授業を行うだけではなく、多様化する社会の価値観に対応した幅の広い人材の養成につながるきめ細かい教育が求められる、私はこのように思っております。要するに、教師が教壇に立って一斉授業を行うだけの教

思うわけでございます。

ところが、民主党案のように学級編制を四十人から三十人に変更しても、学級の中に教員が一人しかいないということには変わりはないわけでございます。これでは、特に小学校では、一人の教員が学級を担任することには変わりはない、いわゆる学級王国をなくすることができないのではないか、このように思っています。

私、大変簡単に質問しておりますし、私の主観を交えないで、できるだけ皆さんに聞こうと思っておりますので、答弁は簡単にしてください。

○山口(壯)議員 今岩永議員が御指摘になった点ですけれども、閣下の方では、チームティーチング、少人数学習集団、それから多様な選択教科の開設というふうに限られておるわけですが、これも、我々の提案した法案の七条の二項、「児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行う」、これをさらに徹底させるために、政令で定める場合には、「授業の方法の改善又は特色ある教育課程の編成が行われる場合」というふうにさせていたで、要するに、その他の場合についても柔軟に対応できる、加配の対象とできるというふうにしておるわけです。

したがって、例えば少人数の学習集団による授業も我々の案でもできますし、それから異学年による共同授業、場合によっては小学校での教科担任制、またまた教科を横断するような合科の授業、そして読書指導の充実、いろいろなことについて我々は柔軟に対応できるというふうに考えていますので、岩永議員の御指摘は当たらないと思

います。

○岩永委員 今の四十人学級の状況の中で三十人に減るといふような形の中を考えた場合に、では三十人に減ったからどうかというところで、我々は今御答弁をいただいたような想定が全くできないわけでございます。むしろ、生徒数を減らすよりも、チームティーチングをさらに増進したり、多くの教員による多面的な指導や評価によって個人の資質を最大限に引き出していく、先生同士の連

携を促進して、学級全体で教育へ取り組む体制をつくったり、習熟度別やテーマごとにクラスを一時的に分割して授業を行う、こういうような教え方そのものを改善していくことの方が、より行き届いたきめ細かな指導ができるのではないかと、私はこのように思っております。

そこで、この点について政府案ではどのように対応しているのか、お聞きしたいと思います。

○町村国務大臣 委員御指摘のように、その教え方の工夫、大変大切なところだ、こう思っております。今回の私の案の中でも、一律に学級編制の引き下げを行うというよりは、教科等に応じて、学級とは異なる少人数の集団による授業を行ったり、複数の教員による多面的できめ細やかなTTなどによって指導、評価を行うということが適当であろう、こう思っております。

また、集団の中で人間関係の形成とか切磋琢磨ということも考えたときに、一学級当たりの人数はある程度の規模が必要であろう、こう思っているわけでありまして。

こうしたことを踏まえて、基礎学力の向上ときめ細やかな指導のため、小学校では国語、算数、理科、中学校では英語、数学、理科、こうした科目については、どうしても習熟度に差がつきやすい科目でございますから、こうした教科については二十人程度の学習集団でやっていくとか、あるいは小学校の低学年、特に一年生、二年生などとはなかなか集団としての生活にまだなじめない部分があるから、そういうところについては二十人程度の少人数の指導を行う。こういったような多面的な取り組みをしていくということが、岩永委員の今の御指摘に合う方法ではないのかな、かように思っております。

○岩永委員 現在のところ二万二千五百人の増員、こういうことでございますが、むしろ、私は、三十人学級を実現する財源があるならば、教え方そのものの改善につながる少人数指導加配の数を、今政府が提案しているよりもっと多く求めていく、その方が教育効果が上がると考える

わけでございますが、簡単にこの点についてひとつお答えいただきたいと思ひます。一分ほどでよろしくお願ひします。

○山口(壯)議員 そもも閣法で言っておられるような少人数の問題が、先生の数の上でこれは困難じゃないのかという気もするわけです。二万二千五百人しかない、全国の学校の数をそれで割れば、極めて難しいことをやらねようとしている。

しかも、教育の意味からいきますと、学習集団であると同時に生活集団の意味もある。したがって、この基本教科だけについて小集団と言われまされども、そももそれが困難ではないかというポイントと同時に、生活集団というものから考えますと、やはり四十人という学級の枠組みが壊れない、それを置いたままやらねようとしているのは、いかにもそれは言葉の遊びではないかというふうに考えます。

○岩永委員 まだまだたくさんあるんですが、政府案では非常勤教員を活用できるような規定が含まれているが、民主党案にはそれが含まれていないのはなぜかということ。それから、社会の各方面で活躍する方々を積極的に教育現場に呼び込むために非常勤教員制度を大いに活用したいというようなことを私は思っているわけでございますが、ちょっと時間がありませんので、もう一つ、今重要なほかの問題を聞きたいと思ひますので、一応この標準法についてはこれぐらいにしておきます。

大臣、最近、教科書の検定に対する批判が新聞や海外から行われております。また、検定の公平性を維持する目的から、検定中の教科書の内容が公開されているというところはあり得ないはずであるのに、実際は、三月五日付の東京新聞などを見てもわかるように、かなり詳細にわたって検定中教科書の内容、さらにはどのような場所に検定がついたかということまで表に出ていているということがわかるわけでございます。

総理にその要請書を持ってまいりました。総理も、この白表紙が表に出て、漏えいしていることに對しては、大変深刻に受けとめていただいていたわけでございます。

文部科学省の白表紙の管理体制は一体どうなっているのかを伺いたいし、また、今回その内容が各方面に漏れたというところでございますが、原因及びルートについて省内で調査を行っているのかどうかということもあわせて伺いたいと思ひます。場合によっては立法措置も必要と考えますが、そのあたりについての大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○矢野政府参考人 御指摘のように、検定途中の申請図書、いわゆる白表紙でございますが、その内容が公になりますことは、検定に予断を与え、不適切な影響を及ぼすおそれがあると思ひますのでございます。

このため、白表紙の取り扱いにつきましては、文部科学省職員や教科用図書検定調査審議会委員に對しまして、日ごろから、国家公務員として守秘義務を遵守するよう徹底しているところでございまして、白表紙を外に漏らすことは考えられないところでございます。また、検定申請者に対しては、白表紙を適切に管理するよう再三指導をいたしてきたところでございまして、特に新規の検定申請者に対しては、白表紙の管理の徹底を促してきたところでございます。

文部科学省としては、今回の事実を重く受けとめまして、検定関係者に対して、白表紙の管理体制の再確認を促すなど、さらに厳重に對処してまいりたいと考えております。

あわせて、白表紙の管理体制について検定関係者に対し報告を求め、その実態を把握するなど、必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますし、また、教科用図書検定のための情報管理についての法的措置でございますけれども、これは法制的にはなかなか難しい問題もあるわけでございますけれども、今後検討をしてみたいと思ひます。

○岩永委員 この問題は教育の根幹にかかわる問題でございますので、漏えいした、それによって海外から、国内から批判に遭う。そして、そのことが教科書の本質を曲げてしまうという大変重要なことでございしますので、ひとつ大臣、このことについては毅然とお答えをいただいて、そして今回の措置もお願いしたい、このように思ひます。

それから、最後になりましたけれども、私は、親学といいますが、おなかの中に赤ちゃんが宿るときから教育をされるべきだ、親がどういう子供を育てるか、子供を育てるビジョンをきちっと持つべきだ、こういうことで、今産婦人科の先生にお願いして、文部省でつくったビデオを産婦人科の先生がその親に渡していただく、こういうようなことをしていただいているんですが、これをもっと大々的にきちっと、産婦人科学会と協力し合いながらやってほしい、私はこのように思っておりますし、このことのために、親がきちっと自覚をする体制ができないか。

そうすると、少々予算が要るわけでございますが、今子育て手帳とかビデオを配布している、この提案も私はさせていただきました。しかし、それを、五週、六週にわたって、おなかに子供を宿した親が、子育てして人間に對する哲学をどう持つかというようなことの対応をいただきたいと思ひますが、最後にそのことだけ簡単に答えていただいて、私終わります。

○高市委員長 済みません、質疑時間が終了しておりますので、短目にお願ひいたします。

○近藤政府参考人 お答えいたします。

家庭教育の重要性につきましては委員御指摘のとおりでありまして、文部科学省では従来から、家庭教育手帳、家庭教育ノートを作成し、配布をしてきているところでございます。さらに、今月末には、家庭教育のあり方についてわかりやすく解説をした家庭教育ビデオを約二万三千セット作成をいたしまして、全国の産婦人科医院等の医療機関に配布をし、妊娠、出産期にある方々が、視聴したり借りたりできるようにすることとしたしております。

委員御指摘のような、そういった一つの仕組みを設けるということにつきましては、今後、産婦人科医の団体でありますとか厚生労働省と十分協議をしながら検討してまいりたい、かように考えているところでございます。

○岩永委員 どうもありがとうございます。これで質問を終わります。

○高市委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。今回提出されました法律案の審議に入るわけでございますが、その前に、今までの過去五年間の教職員の定数改善計画についての評価について、まずお伺いをしたいと思います。

前回の計画は、第六次義務諸学校定数配置改善計画、それから高等学校については第五次の公立高等学校教職員定数改善計画、この二つに沿って定数の配置が行われてまいりました。この義務諸学校の教員定数の算定根拠は、義務標準法に規定されているわけでございますが、その割合を調べてみますと、多い方から、一番多いのがチームティーチング、特殊諸学校の配置、選択履修の拡大、養護教諭それから通級指導、こういうふうな配置されているわけでございます。そのほかにも、複式学級の改善とか研修の要員とか小学校の専科など幾つかの改善項目があるわけでございます。

さらに、この第六次の配置改善計画を詳細に眺めてみますと、全体では三万四百人の増加を見ております。栄養職員、事務職員等を除きまして、実質の教員の増加人数を調べますと、二万七千八百四十一人、こういうことになっております。先ほど申しました多い方からのそれぞれの内訳を中しますと、二万七千八百人ほどの増加の中で、チームティーチングには一万四千二百九十七人、四七％がT・Tに用いられているということになります。それから、特殊諸学校には二千三百六十九人、八・五％、選択履修の拡大に千六百三十四人、五・八％、養護教諭の拡大に千八百八十四人、

四・二％ということになっております。

このように眺めてまいりますと、この過去五年間の配置改善計画の先生の配置のポイントはいわゆるチームティーチングにあったと言つて過言ではない、約半数に近い数がそこに配置されているわけでございますから、そう思うわけでございます。

文部科学省は、この前回の第六次の義務諸学校の定数配置改善計画、それから第五次の高等学校の改善計画で行われましたマネジメントについて、それぞれよかった点、悪かった点、評価をされていると思いますが、そのことについて、どういう結果であったのか、どう見ておられるのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 ただいま委員、第六次の計画についてお触れをいただきました。おっしゃるとおり、個に応じた多様な教育を展開するためのチームティーチングというのが主眼であったことは委員御指摘のとおりでございます。

これにつきましては、各学校の実情というものをいろいろ研究者が調査したりした結果なんでありましても、第一点としては、やはり児童生徒が主体的に学習に取り組むようになって、理解が進んだり、学習のつまづきを早い段階で解消できるようにしたこと、教職員の側から見たときに、事前の準備に時間にとられるといったような負担増となる面もございましたけれども、一人一人に目が行き届いて、学習・生徒指導の両面により適切な対応が可能になるとともに、教員間の協力によって、指導能力の向上とか教材研究の深まりがあったという面もございましたようにあります。さらに、今度は学校全体としても、教員の共同作業を通じて学校内の一致協力体制が確立され、活気が出てきた。このようなことから、チームティーチング、総じてプラスの評価をできるものであろう、こう思っております。

私も、学校現場等へ伺いまして、T・Tがどういうふうに行われているかというのをしばしば現場で見ているわけでございますけれども、一人の先生が一人一人の生徒のノートを見ながら、ああ、ここはこうなっているんだというところを実に懇切丁寧に一人一人に教える、一人の先生は教壇の方にいるというところで、この二人の呼吸がうまくいっているという非常に成果が上がるんだという話を現場の先生方から、あるいは校長先生方からも伺っております。そういう意味で、チームティーチング、これからも大いに進めていくべきであらう、かように考えております。

○西委員 チームティーチングが重点ですからそれでよろしいんですけども、このことについてもう少し考えなければいけないというか、悪かったというのはいかなかなか出にくいのかもしれませんが、マイナス面の評価は全くなかったのかということも少し補足してお伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、T・Tの点について言いますと、今まででどうだったんですが、より個別に見ると、少い負担がふえるといったようなT・Tに関する問題点もあつたようでございます。

○西委員 続きまして、結局、具体的な配置は各都道府県に任せられていると思うんですが、文部省の方で増員をいたしました教職員の定数、これが都道府県に回つてまいります。都道府県に配分した際に、文部省で人数を決めるプロセス、その決めたものを都道府県でまた各市町村に配分する、それからそれをまた各学校に具体的に配分していく、このプロセスはどういうふうな基準で行われたのかということをお尋ねしたい、こう思います。

○池坊大臣政務官 チームティーチングのための定数措置については、二十一世紀において大変重要と考えます個性に応じた多様な教育を展開する観点から、現行改善計画の大きな柱として実施しているところでございます。

今委員がおっしゃいましたように、具体的な加配に当たっては、各都道府県ごとの学校数や学校の規模などの客観的なデータを換算し、各学校に

おける実施方法を都道府県から十分聴取した上で決定しているところでございます。また、各都道府県におきましては、具体的にチームティーチングの加配を希望いたします学校の状況を教育委員会が視察したり、また計画書を提出させたりして、その必要性を判断して決定いたしております。

○西委員 平成十三年度から十七年度までのこれらの五カ年にわたって、今回のこの法律に基づいて、それぞれ公立義務教育諸学校、さらには高等学校の教職員の配置改善計画が実施されていくわけですが、今回、少子化で教職員が減少していく、こんな中でむしろ現状維持をすることができ、こういうことは実質的には増員というふうになるわけでございまして、財政が大変厳しい折に私は十分評価できるんじゃないか、こういうふう

に考えております。

また、この中で、教員が長期社会体験研修を行いますようにしていただいている、こういう定数の改善も入れていただいております。実は、平成六年に私、このことについて文教委員会では質問をさせていただいて、教員がもっと幅広い社会的な経験を持つべきではないか、こういうことを提言いたしました。その後、文部省が長期派遣に関する調査研究も実施をさせていただいて、そして平成八年度の予算に長期派遣研修の充実に関する調査研究が計上されました。そのような経緯の後、今回ようやく長期研修として二百十二人、まだ十分ではないというふうには思いますが、定数計画に盛り込んでいただきました。先生方の中には、これを一つのチャンスととらえて積極的に活用していただければ、このように思っております。

ところで、今回の計画は、少人数教育ができるように配慮した改善が中心の課題というふうに認識をしております。義務標準法案の第七条の二項に、これまでのチームティーチング、選択履修拡大に加えて、少人数指導という項目が教職員定数の計算の根拠に加わっております。

先ほど述べましたとおり、以前の計画ではチームティーチングが四七％に当たっております。今回のこの第七次の定数改善計画では、全体の改善数が二万六千九百人、その中で栄養職員、事務職員等を除いた実質の教員の数は二万五千二百十二人というふうになります。そのうちの八九％に当たる二万二千五百人を今回、少人数などとはなっておりますが、少人数指導に充てるというふう聞いておりますが、このことについての御見解をまず確認させていただきたい、このように思います。

また、養護教諭と特殊諸学校の教員の定数改善に關しまして、今回、学級児童生徒の人数に応じた算定基準が初めて計算の基準として導入されております。これまでは学級をあくまでも中心に人数を配分していたわけですが、今回はこのようにして児童生徒数を算定基準としてプラスしたということについて、この意図についてもあわせて質問を申し上げたいと思います。

○池坊大臣政務官 二万二千五百人の配置に關しましては、教科等に應じた少人数指導を行うなどの学校の具体的な取り組みを支援する観点から行われたものでございまして、これは都道府県の判断によって、教科に応じて、小学生で、小学校の低学年で学力がなかなかついていけない子供たちとか、あるいは小学校の算数、国語、理科、今理科離れと言っておりますので、そういう理科の実験、あるいはまた、中学校の受験などを抱えまして、重要な科目に關して二十人並びに少人数の指導が可能になるように積算したものでござい

ます。

これは必ずしも二十人とは限定されておらず、それぞれに学校に応じたきめ細やかな指導が行われていった方がいいと思っております。時には、実験は十五人であった方がいいかもしれせんし、また二十五人が妥当ということもあると思います。いずれにいたしましても、個性に応じた、きめ細やかな、一人一人を大切に

また、その後、御質問がございました養護教諭のことに關してでございますけれども、このごとは不登校の前段階と言われております保健室登校の子供がふえてきております。子供たちの健康だけでなく、心身の悩みを抱えた子供たちの数もふえてきておりますので、やはり養護教諭の必要性が高まっておりますので、そのような児童生徒数に応じた加配措置というふうになっております。

そしてまた、特殊教育諸学校においても、同じような観点から同じような措置がとられております。また同時に、教育相談担当教員においても、一人一人の、悩みを抱えたあるいは障害を抱えたお子様方のきめ細やかな指導を行うということで、児童数に合わせて加配措置をいたしております。

○西委員 今までのクラスだけの算定基準からそういうことが少しも加わったということは、まだ基準の数が多いものですから十分活用できるところまではいかない部分もあるかというふうに私自身は思いますが、非常にいい視点だというふうに評価をさせていただきたいと思っております。

続きまして、今回の法改正に關して、学校が少人数教育を行えるケースとしては、一つは理数系の教科指導、それから小学校一年生など指導が難しい学年について、それから特定の地域等に關して少人数指導ができる、こういう報道がございました。

この点につきましては、改正案の第三条二項ただし書きの文章で、児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合、こういう規定を置いております。内容が必ずしも明確ではない、ある意味では幅広く考えられるというふうになっていると思うんですが、この必要と認定する権限というのは、文部科学省ではなくて都道府県教育委員会の裁量にあるのかどうかということについて一つは確認をしておきたいと思っております。

私たちは、各都道府県がきちっとポリシーを持って、私のところの都道府県はこれを重点にと

いう考え方を持って配置を行っていただきたいというふうに思います。例えばアメリカでは、先ほどもちょっと議論がありましたけれども、小学校の低学年クラスで少人数指導を実施して、そして学習態度をしっかりと身につけさせる、そういう一つの考え方をもとにして少人数の指導を行う、こうなっております。

実際に配置を決める場合にはどこにどうつけるのかというところは、それぞれ多様な要望があつて難しいと思うんですが、だからどうしても平均的になつてしまふ。児童の数、クラスの数に比例して配置をするという傾向がなきにしもあらずでございます。そんなことを心配しているわけでございまして、できれば、やはりそれぞれがきちつとした議論の上でその方向性をきちつと定めて、もちろんその結果についてはまた報告をし、また国民の皆さんに判断をしていただく、こういうことにならうかと思っております。このことについてお考えを伺いたいと思っております。

また、この点については、もちろん、都道府県だけではなくて、文部省も、配分をする限りはこういう方針ということがやはりあつていいのではないかと、いうふうに私は考えておまして、このことにつきましても御答弁をお願いしたいと思っております。

○池坊大臣政務官 今議員の御指摘にございましたように、議員も御承知のように、今までは国の標準において都道府県の基準を定めるというふうになつておりました。でも、今度は、都道府県の判断によつて、もし特例がある場合にはそれを認めるということでございます。

確かに、「児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合」、これは何かあいまいで、どんなふうな規定なのだとおっしゃられるのも確かでございますけれども、私は、教育はそれぞれの地方によつて異なりますし、また、それぞれの学校が抱えている問題も、あらゆる問題を抱えていて、多種多様なのではないかと思っております。ですから、この「実態を考慮して」というのは、

その学校が必要とするということではないかと思っております。

例えば、ある学校にとつては、不登校とかいじめとか学級崩壊などを起こす問題の児童がいる、そういう子供たちなどの状況を踏まえて二十人学級がいいという学校もあると思ひますし、また、小学校の低学年においては、習得度が余り思ひしくないの、これは少ない方がいいというように判断は各学校がいたしていいのではないかと私は思ひます。

そして、それを支えますのが都道府県の教育委員会であり、そしてまた同時に、文部科学省も、どのような状況でどのようになされていくかというきつちりとした実情の把握も必要と思ひておりますので、それを推進し、そしてまた把握をしていきたいと思ひております。

○西委員 今回の改善のもう一つの特徴は、常勤の教職員の定数を取り崩してというのはい言ひ方が適当かどうかわかりませんが、非常勤講師それから短時間勤務職員を雇うことができる、こういう多様な採用が可能となつていくということが特徴だと思ひます。

この制度を導入することによつて、こうした非常勤の方々を活用して機動的にいろいろな問題に対処できるようになる反面、不安定な立場の人が多くなるといふ側面も忘れてはならない側面だと思ひます。新規の教員の採用が非常に限られていく、多くの希望者が五年を超えて何回も何回もチャレンジしているという姿が実態です。そういう現在において、こうしたパート的な職に若い人が採用されて頑張っていくというケースもこれからはふえていくのではないかと、いうふうに思ひます。

先日、小学校の特殊学級の補助教員をしている人からメールをいただきました。こう書いておりました。現在の収入は日給七千九百円で、毎日勤務してもひとり暮らしでは厳しく、他に塾でアルバイトもして生計を立てています。また、校長の判断で簡単に首になることもあり、毎日が緊張の

連続です、こういうメールが届きました。

そこで、非常勤講師また補助教員などの待遇について質問をしたいと思ひますが、こうした方々の給与というのは大体どの辺の相場なのか教えていただきたいと思ひます。また、労災等、それに付随する諸経費の保険料とかは国費で負担されるというふうに向つておりますが、社会保険については通常どういうふうな措置をされているのか、実態について説明をしていただきたい、こう思ひます。

ところで、短期労働者が今社会で大変ふえておまして、そのことに關しまして厚生労働省から、事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善のための措置に關する指針、これは短時間労働者が適正な労働条件を確保するためということで、雇用に当たつての労働条件の明示であるとか、通常の教員と同じ所定労働の場合には雇用保険を適用するとか、最低限の労働関係の基準を示しているものなどというふうに私は思ひます。

この根拠になつていく短時間労働者の雇用管理改善法というのは、公務員は確かに適用除外となつております。しかし、同じような雇用形態の方々を採用して同じ職場で働いていくわけですから、指針で示されるような労働条件はもう関係ないというわけにはいかないと思ひます。もちろんその配慮もされていくと思ひますが、そういう意味におきましても、教育委員会においてこうした指針の趣旨に沿つた内容が周知徹底されるということは大変重要なことでもあると思ひます。

今、大変雇用条件が厳しい中で、悪い環境の中での短期間の雇用という意味で、実態をしっかりと知つていただきたいと思ひます。もし不十分な場合には、また文部科学省の方からも十分指導等を行つていただくということを要請しておきたいと思ひます。

前半の部分で御質問申し上げました件につきまして、御説明をお願いしたいと思ひます。

○池坊大臣政務官 公立学校の非常勤講師の報酬はどうなつていくのかという御質問に対しまして

は、地方交付税単価は平成十二年度で一時間当たり二千八百九十円となっております。公立義務教育諸学校の初任者研修や小学校専科充実などの非常勤講師の補助単価もこれに準じた額になっております。

また、年金等はどうかという御質問でございますけれども、非常勤講師の社会保険のうち、医療保険については再任用短時間勤務職員と同様の取り扱いとなっております。また、年金については国民年金に加入することとなっております。

それから、地方公務員である非常勤職員については、地方自治法によりその報酬や費用弁済の額及び支給方法を各地方公共団体の条例で定めるところでございます。今回の法律改正により可能となる県費負担職員である非常勤講師についても、報酬や費用弁済の額及び支給方法を都道府県の条例で定めるとともに、勤務条件等の身分扱いについても都道府県の定めが適用されることとしておりますので、この中で適切に処理されております。

○西委員 時間が迫ってまいりましたが、あと一問だけお願いしたいと思います。

これもさきの予算委員会でも申し上げたことですが、私、和歌山県の小さな学校の出身という立場で、地方の学校のことに何回か申し上げているんですが、学校選択の多様化がなかなかできないという条件、教育環境がございす。その観点で、何とかもう少し選択の余地をつくりたい、こういう思いで質問申し上げているわけですが、今回、高校の標準法の設置規定が削除されました。そういうことで、地方の過疎地域でも高等学校を設置することができるようになってきたわけでございます。

過疎地で高校がないという町村に住んでいる子供たちは、高校に進学するために、もう既に家庭を離れて、いわば町に出ていって、そこで下宿しながら学校に通う、こういうことになっているわけでございますが、この高校の設置規定が削除さ

れることによって、可能性としてそういう小さな町でも、おらが高校をつくるという可能性が出てきたわけでございます。

高校単独ではなかなか存続することが難しいかもしれませんが、中高一貫教育校とあわせてうまく子供を育てられればという期待が大変各地で高まっている面があります。

特に財政的な面から見ても、中高一貫教育の三つのタイプのうち併設型の学校には、学校の校舎、体育館、寄宿舎等の施設の新増築また大規模改造に対しても、国から補助を三分の一出していただけるようになりました。非常に財政的な手厚い補助をいただいているようになっております。

そのほか連携型、比較的实施しやすいタイプだと思ふんですが、この型に對してしましても財政的な援助をぜひともお願いして、そして各地方地方が、自分の子供の教育を、できるだけ特色のある教育を現地でできるという方策に御協力をいただきたいということに關しまして、最後に大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○町村国務大臣 西委員、かねてより、中高一貫を含め、児童生徒の選択肢をより拡大すべきというところで積極的な御提言をいただいておりますことに感謝をしております。

ただいま御指摘の中高一貫、併設型については国の助成が確かにございます。連携型についてもこういうことでございますが、基本的には連携型というのは、既存の中学校と高等学校でカリキュラム等々で一緒にやっていこうということですから、さほど大きな施設整備をするとかいうようなことでは多分ないんだろうな。

現実には、連携型の希望といましようか予定も、平成十三年度は二十二校計画があるようございすが、そういうところから、特にこういう大きなお金がかかるので国からの助成をというお話が今のところ来ていないと私どもは理解をしておりますが、今後さらに、具体的な御要望を踏まえながら、しっかりと対処できるようにはしてい

きたいと思っております。

○西委員 どうもありがとうございます。終わります。

○高市委員長 山谷えり子君。

○山谷委員 民主党・無所属クラブ、山谷えり子でございます。

これまで、我が国の学校教育というのは、画一的に知識を教えることに重点が置かれてまいりました。それは、欧米先進国にキャッチアップすること、また工業社会という中でそうした教育が求められていたわけでもございすし、その方が社会の経済生産性などの面でも効率的だったわけでございます。

しかしながら、今、社会は大きな変革期にございまして、多様な価値観、とりわけ独創性とかあるいは問題をつくっていく力、自分の持ち味を知ってそれを生かして社会貢献し、また自分自身も充実感のある人生を送っていく、そのような人間づくりのための教育が求められているというふうに考えております。

教育は学校だけのものではございませんけれども、学校の持つ力というのは大変大きいわけございまして、日本の学校システムは、今、根本から、その制度、その他の対応など変えていかなければならないというふうに考えます。

三十人学級について、野党共同提案の提出者にお伺いしたいんですけれども、先ほど、公聴会のデータとかあるいはアメリカの教育長官のコメントなどもございましてけれども、繰り返さない部分で、さらにどのように教育効果をお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○藤村議員 民主党の教育科学部門の責任者の山谷えり子委員からの御質問にお答えをさせていただきます。

その前に、まず、私ども三会派のこの三十人学級法案、待ちに待った法案をこうして審議いただきまして、委員長そして委員の皆さんに感謝を申し上げます。ありがとうございます。さて、今の山谷えり子委員の、多分、三十人学

級にしたらどういう効果が出るかというお尋ねであつたと思ひます。

三十人学級の効果は、先ほど御紹介したような、本当に全国の教育現場を長年勤めて校長をされている皆さんの四分の三が絶対三十人がいいのだというふうな調査ももちろんございました。少人数学級のよさとしては、一人一人の児童の能力、特性に応じてきめ細かな指導ができる、今回閣法で出てきた法案の趣旨もやはり同じであります。我々はより具体的にそれを実現できると考えております。お互いにかかり合いながら自己を高め、生活態度が落ちつき問題行動が少ない、基礎、基本の定着がよく学習効果上がる、事務処理が効率よくできゆとりが生まれるなどの先生方の御意見がまとまっております。そして、これらのいずれもが、今日の小学校の深刻化する不登校や問題行動への対応あるいは新教育課程への展開に向けた重要な問題であり、具体的な解決策が急がれると結論づけているわけでありす。

数字はもう申しませんが、欧米諸国でも、多様な子供に行き届いた教育を行うためには学級定員の削減が不可欠であるという認識が高まっております。学級定員は三十人が限度であるという立場に立つて、学級定員削減の努力が重ねられております。これはよく紹介されますが、九九年、米大統領トント大統領が一般教書で、今後七十年間に第一学年から第三学年の学級定員を十八人に縮小するということを明らかにし、あるいは英国でも、小学校の三十人を超す学級の解消をしていくということが具体的に進められております。

四十人学級を含めた現在の第五次定数改善計画が開始されたのは昭和五十五年のことです。四十人学級というものがもう二十年たっているわけですね。その間、皆様様が常に御指摘になるように、家庭や社会そして子供たちも大きく変化をしており、多様化しています。そのような子供たち一人一人に学校が適切に対応していくためには学級編制の縮小が不可欠であり、現下の学校の状況を考える最大の契機ではないでしょうか。

お金が大変要るというお話も一部ありました。しかし、まさに教育は未来への先行投資、現在を将来につなぐ営みであり、未来への希望と期待の具体化であります。二十一世紀を迎えて、我が国は一番大きな転換点に立っています。このようなときであればこそなお、未来を担う子供たちのために教育の問題を最優先課題として大きく投資し、適切な施策を早急に講じていく、それが政治の決断ではないかと私も考えております。

○山谷委員 ありがとうございます。

文部科学大臣にお伺いしたいと思います。今の四十人学級というのが二十年前に決まった。この二十年の変化というのは大変大きくございまして、それをさらにいまだに変えようとしていない。私は、欧米がいいとは思いませんけれども、欧米はそれなりに教育のいろいろな評価、分析をしてきたわけでございまして、そして、三十人学級あるいは少人数の学習集団が効果があるというような結論をもって、そのような方向に動いているわけでございます。

生きる力、文部省が盛んに言うようになりましたが、みずから課題を発見し、みずから解決する能力、余りに抽象的で私のような者にはよくわからないのです。ヨーロッパでは生きる力の定義がいろいろ細かくございまして、例えば企画力、実行力、判断力、創造力、あるいはシンパシー能力、共感する力、コミュニケーション能力、それもインフォーマルなコミュニケーション能力そしてフォーマルなコミュニケーション能力、それから他人の間違いを許す力とかユーモアのセンスとか起業家になる力、アントレプレナーになる力、そのようなものも生きる力として定義しているわけでございまして。このような力は、基礎、基本をしっかりと、さらに、何人人格的な触れ合いというものの、少人数の中でそれぞれの個性をお互いにとうとぶ日常的な体験があってこそ育つものだというふうに考えております。

クラーク博士、ボーイズ・ビー・アンビシャス

という、あの札幌農学校のクラーク博士はたくさん種を青年たちにまいていったわけでございまして、一期生は何と二十四人でございまして、教育改革国民会議の座長の江崎玲於奈さんも一クラス二十四人ぐらいがいいのではないかとと言われておりましたし、また、元文部大臣の有馬さんも三十人ぐらいがいいのではないかとというふうに言われておりました。

ちなみに、町村文部科学大臣のおじい様の町村金弥さんは札幌農学校の二期生、新渡戸稲造さんとか内村鑑三さんと同期であったというふうに伺っております。

今、野党共同提出者の藤村議員からのお話、校長会のデータ、そのようなものをお聞きになられて、いかがお考えでございませうか。

○町村国務大臣 山谷委員から私の祖父のことにまでお触れをいただきまして、大変に恐縮をしております。

三十人学級の実施についてでございますが、先ほど初等中等局長からもちょっと申し上げましたけれども、三十人であれ四十人であれ、一つの大きな問題というのは、いわゆる学級王国と言われる閉鎖的な状況ですね。これは、教員の意識あるいは学校長の意識、学校全体の意識ともかわる問題ではございませうが、やはりそうした閉鎖的な状況が変わらないということは一つの大きな問題なんだろう、こう思っております。一律の学級編制の引き下げを行うよりも、教科等に依りて、先ほど申し上げました教科とか学年、低学年ですね、そういう場合には学級と異なる少人数の集団による授業を行って、複数の教員による多面的できめ細やかな指導、評価を行うことが効果的であろうということで、文部省の協力者会議等々の結果もそういうことで出ているわけでござい

ます。また、三十人ということになりますと、例えば三十一人になると、十六人と十五人の学級に分けるといふことになってしまいます。さあ、その人数が本当にいいのだろうか。やはり集団の中であ

る程度切磋琢磨をする、人間関係をつくっていくという面から考えたときに、やはりある程度の規模というのは必要なのではないだろうか、こう思っております。

さらに、現下の厳しい財政状況のもとで、先ほどいろいろな試算も出されておりましたけれども、ちょっと金額的に、財政改革、財政健全化を大変強く主張しておられる民主党を初めとする皆さん方のお立場からいって、これはちょっときついで、なかなかかと思つたりもしております。そんなようなことから私どもの今回の提案に立ち至ったわけでござい

ます。なお、教員一人当たりの児童生徒数が、今回の措置によりまして、平成十二年度の十九・二人、これが小学校の平均でございまして、これが平成十七年に十八・六人に、中学校は、平成十二年十六・四人が平成十七年には十四・六人ということ

で、十分にこれは欧米並みの水準ということが言えようかと思っております。それは、国によっていろいろな考え方が違うのはわかりますが、少なくとも教員一人当たりの児童生徒数はこれで十分欧米並みの水準に到達をするということが言えるわけであります。

○山谷委員 財政問題にも言及いたしましたけれども、GNPに対する公財政支出における学校教育費の割合、日本は三・六％、アメリカ五％、イギリス四・六％、フランス五・六％、ドイツ四・六％ということで、日本はまだ低うござい

ます。それから、日本の公共投資額は対GDP比で六％、他の先進国は二から四という形で、公共事業に従事しておられる方、今六百数十万人いると記憶しておりますけれども、その人数に比べて、その方たちのために仕事を回すという意味でも、むだな公共事業がなかなかなくなるという

こともござい

ます。一年間に七百九十四億円、そして十年間で十九万人の先生増というのは、子供たちへの本当に人づくりの投資、人あつての日本でござい

ますから、私は、大きな視野で、次の時代に何が必要か、そしてお金と人材を配分していく構造改革が必要だというふうに考えております。

いずれにしましても、四十人学級としつつ、二十人の学習集団を可能とするというのが政府案でございまして、この方が財政的な支出を伴わなくて効率的に学習効果が上がるというふうな御答弁が続いておりますけれども、これは文部省の方とお話ししたしましたし、また報道にもございました、完全週五日制になっても教員が受け持つ授業時間を減らさないこと、児童生徒が出席する授業のこま数は週換算で二こま減るが、教員は土曜日の分だけ平日の授業時間をふやす、担任を持たない教員も担任と同程度の授業を受け持つ、特に小学校では担任を持つ教員と専科教員などでは授業時間の差が大きいのでこれを平均化する、教務主任や生徒指導主任など授業時間の少ない教員の授業時間をふやすこと、このようなやりくりによって学習集団二十人を可能にするということとでござい

ます。今本日に学校がいろいろな問題を抱えておりまして、教務主任、生徒指導主任というのは大変重要な役割を持っております。その方たちの仕事というものをやはりもう少し見ていただきたいということ、現実、例えば小学校、音楽の専科の先生とか美術とか理科とかいろいろいらっしゃるわけでございます。十二学級に対して先生が十五、六人。そういう学習集団を二つずつつくっていくととも先生の人数が足りませんし、中学校では十二学級に対して先生の数が十八から十九人というこの数と、つくるつくと云っている少人数学習集団の数というのが全く理解できない、ごまかしではないかというふうに考えております。全国の小中学校、例えば、一年間に先生の加配分が、小学校で千七百二十、中学校で二千七百八十、全国小中学校三万四千校というこの全体の数から見ると、少人数学習集団というのが現実的に小中学校で機能していくとは思えない数なのでござい

ますけれども、その辺はどうお考えなのでございませうか、町村文部科学大臣、お願いしま

す。

○町村国務大臣 少人数指導につきましては、現在進行中の六次改善計画の改善分というのがあります。あるわけでございまして、それを一つ見落としていたのだといたしません。それに、今回の改善を加えた定数四万人を含めた教員組織を柔軟に活用していくということによりまして、基本教科について二十人程度の少人数による指導が可能になる。これは、かなり事務当局が緻密な計算をしてやった結果でございまして、ぜひ信頼をしていただきたいし、例えば二学級を三つのグループに分ける、三学級を五グループに分けるといったようなそんな形態やら、いろいろその辺は現実に応じて弾力的に対応していけば十分可能だと思っております。

○山谷委員 現場の先生方に聞くと、そのような対応が可能というよりも、むしろ混乱を起こすというふうに聞いております。

先ほどの、西議員でしたか、弾力化の問題についてのやりとりがあったと思えますけれども、野党共同提案では、都道府県教育委員会が必要があると認める場合弾力化ができる、都道府県教育委員会が基準を定めるに当たっては、市町村教育委員会が「弾力的な学級編制を行うことができるよう配慮しなければならぬ」と規定して、より分権化を進めるとともに、設置者の意向が生かせるように規定しているところがございますけれども、閣法では、都道府県教育委員会が「特に必要がある」と認める場合」というような形で、その「特に」というのが、現場においていった場合、どのような形になっていくのか。池坊政務官は弾力的にというような御発言でございましたけれども、財政的な措置、裏づけのない中で、これは現実問題として弾力的に運用されていくとは思えないわけでございます。

これまで、市町村が学級編制をするに当たっては、都道府県と事前協議、合意しなければならぬなどということがございまして、市町村がお金があっても都道府県がなかなか認めなかったとい

うことがございました。

例えば、一九九八年四月、信濃毎日新聞、長野県の小海町の出来事でございます。町長に就任したばかりの黒澤町長が、教育の充実を公約に掲げて当選したということで、少人数で行き届いた教育をしたいということで三十五人学級をつくりたいというふうに言いましたところ、県の教育委員会は全国的な公平性を維持しなければいけないというところでこれを拒否して、結局、チームティーチングという形の妥協をさせられたわけでございます。小海町の教育委員会は、子供たちのためを思って基準をつくった、県の教育委員はチームティーチングに形式を整えてほしいと言っているが、表向きだけ変えて何のためになるのか、県の教育委員会は形式にこだわら過ぎではないか、というふうに話しておられますけれども、今回の改正でこのようなことはなくなるといふふうに考えてよろしいのはいかがでしょうか、町村文部科学大臣。

○町村国務大臣 基本的に、どういう学級編制にするかということについては都道府県教育委員会が判断をするということになるわけでありまして、児童生徒の実態を考慮して、先ほど来御説明しておりますように、特に必要があると都道府県教育委員会が認める場合には、国の標準を下回る数を基準として編制を定めることを可能とするというのが今回の法律改正の趣旨でございます。

したがって、都道府県教育委員会は、そうした特例基準を定める場合には、市町村教育委員会、今のケースで言えば小海町の教育委員会の意向でありますとか、なぜそれが必要なのかなというところについて、そうした事情を踏まえて、そうした学級編制がこれから行えるような基準とすることが可能になったというふうに御理解をいただければと思います。

○山谷委員 そうしますと、例えば、企業を誘致してお金持ちの市が、我が市は十五人学級をすると言った場合に、県は、もうこれからは口出しはしない。閣法の規定を読みますと、県と市町村の

関係が何か従来と余り変わっていないように考えられますので、やはり相変わらず口出しすること、あるいは弾力化が進まないとかいうことが考えられますけれども、これはそうではなくて、口出しをしない、もう県の方は県内の公平性の維持などということと言わないということでございます。しょうか。

○町村国務大臣 これは県費負担の教職員ということでございますから、そこはやはり県としても県の財政ということもあるでしょうから、市町村でどうしてもし御要望がある場合には、それは、例えば非常勤講師等々のいろいろな形で、市町村の負担でやっていたら、市町村立の小中学校であっても、人件費は要するに県費負担でございますから、そこは何でもどうぞというわけに、やはり都道府県としてはいいかというところですね。

○山谷委員 県費負担でございますから、結局、財政的裏打ちがない。ですから、そのような弾力化は現実には進んでいかないのではないかと、いふふうに考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町村国務大臣 これは県の財政、あるいは場合によっては市町村の財政、うちの県は豊かだから、貧しいからやらないとかいう話ではないんだらうと思えます。それぞれの知事さんが、我が県は教育重点でいくということで県の財政の中からより多くのものを支出する、あるいは、うちの県はまだまだ公共事業中心でいくんだからというところで、そちらの方に重点を置いて、県の財政でそちらを配分する、それはまさに地方自治の、地方分権の趣旨にのっとって、それぞれの県知事の考え方に基いて、ばらつきが出るというのか、違いが出てくるということとは、私は、今の地方分権という本来の趣旨からすると、それは違いますが、ある意味では当然であって、もう既に一定の基準というものは国である程度確保できているわけですから、それを超えて、さらにそれぞれの地域ごとに、教育に特色を出そう、公共事業に特色を

出そう、あるいは文化的な面で特色を出そう、こまで、逆に国が一律に三十人なら三十人で切るということまでやらなくてもいいんじゃないのでしょうか。それが地方自治というものだと私は理解をしております。

○山谷委員 地方分権の時代でございますから、それぞれで特色が違っていいというふうには考えるのでございますけれども、しかし、実際問題として財政的裏打ちがないと、なかなか弾力的な運用並びに個性のある教育のシステムづくりというのはできないわけでございます。

野党共同提案の提出者にお伺いしたいのですけれども、地方分権、それから子供たちの実態などを考慮して、国の標準として都道府県の基準、その辺の関係というのはどういふふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○藤村議員 結論的に言いますと、政府案ではやはり小海町事件は起こる、こういうことだろうと思えます。

私もそれはそこを大きく踏み込みました。つまり、第三項第五項に「都道府県の教育委員会は、第三項ただし書又は前項ただし書の規定により基準を定めるに当たっては、公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が弾力的な学級編制を行うことができるよう配慮しなければならぬ。」これは、ちょっと解説いたしますと、地方公共団体という言葉はここに持ってきました。先ほどの文部科学大臣のお答えは、あくまで都道府県教育委員会というところに国から移管したという、まだ分権途中中、半ばだと思えます。私も、さらに市町村、つまり地方公共団体が弾力的な学級編制を行うことができるように配慮しなければならぬという新項目を入れたところに、大きく地方分権、特に学校教育の問題というのは、その教育の現場、市町村が設置者でありますから、そこが本当に、ある意味で独自にいろいろなことを考えてやれるということであらうと思えます。

そして、標準が、我々は三十人、県はさらに基準を設けることができる。これは閣法でもございます。例えばどんな基準を設けるかという、都道府県の教育委員会では、我が県は二十六人から二十八人の学級というふうな基準を設ける、こういうことができる。あるいは具体的に、小学校の低学年には二十人の学級を設ける、あるいは不登校や学校の荒れなどに配慮した学級編制を行うことができるなど、こういう基準を都道府県は設ける。そして、その基準のもとに、今度は市町村、まさに設置者、一番現場に近いところがさらに弾力的に行えるように配慮するというのが、閣法とは大きく違う第五項を入れた経緯でございます。

○山谷委員 もう最後の質問になるでしょうか、野党共同提案の提出者の方に養護教諭のあり方について伺いたいと思います。

私も子供が三人おりますし、PTAの会長もしておりますので、いかに保健室登校の子供たちが多いか、そして、そこで子供たちが心、体、いやされていくかということ、十分その重要性はわかっているつもりでございます。

平成八年度に文部省が実施した保健室利用状況に関する調査によりますと、小中高における一日当たり保健室平均利用者数は三六・三人、これが増加傾向にある。また、保健室登校をしている児童生徒がいる学校の割合は、小学校で一二％、中学校で三七％、高校で一九％ということでございます。

つまり、スクールカウンセラーも大事なんですけれども、養護教諭というのは本当に大事で、いじめとか不登校になりそうな子供が、先生が、とにかくクラスに來なくていいから保健室にだけでも行っちゃうだいたいと言って、毎日毎日何カ月も保健室登校をしているというような実態がございまして、この養護教諭の重みというのはこれからますます重要になってくるというふうに考えております。

もちろん、健康管理とか、保健学習指導など、

教える、校務分担、いろいろそのほかにもあるわけでございますけれども、閣法では、養護教諭の配置の拡充等で、十三年度要求が百九十五人、全国小中学校三万四千校以上ある中で百九十五人というふうな数、五年計画でも九百七十四人でございまして、それに対して野党共同提案では、十年計画ではございまして、一万一千四百人という数を考えていらっしゃるわけでございますけれども、その養護教諭の配置改善の理由といいますが、その辺は何かがお考えでございましょうか。

○山内(憲)議員 山谷議員の御質問、養護教諭の配置と改善の理由について答弁させていただきます。

学校では、本来に教室に入れない子供が保健室登校という形をとっていますが、実は私も過去に、小学校の三年生の担任になったときのことですけれども、この子の担任になると春休みの段階でわかったその子が、一年生の最初の段階で不登校で、保健室登校をしていたという例があります。この子は、学校に行かなかったけれども、途中で保健室に顔を出して以来、二年生の終わって春休みにも保健室に登校しておりましたので、私が担任となった段階で、保健室に私も通って、三者で毎日交流をしていたという経験を持っています。この子が、四月になって、最初の段階ではまだまだ保健室にこだわっていましたが、早い段階で私の教室に入ってくれたようになります。この子が、保健室登校という経験がなければ、教室に來るのにはもっと時間がかかったのではないかと思います。

その意味で、養護教諭が、その子だけにかかわるのではなく、そのほかに病院に行く子供に付き添ったり、または今回は授業ができるようになったりということがありますので、不在のときのかの方の存在が必要だということを考えると、養護教諭の複数配置ということも重要だということ、拡充を図ったところでございます。

○山谷委員 どうもありがとうございます。今のお答えを聞かれました、町村文部科学大臣、養護教諭についてはどのようにお考えでございましょうか。

○町村国務大臣 私も、養護教諭の方々とお目にかかって、保健室登校の実態等のお話をよく聞いたこともございます。また、学校を訪問した折、必ず保健室も訪れてみて、どんなぐあいかないというふうなことも伺っております。したがって、養護教諭の重要性というのは、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○山谷委員 やはり現状分析と、それから教育関係、いろいろな問題はこれ一つで解決ということはないわけでございますけれども、それにしても、教育関係者の充実と、それから財政的裏打ちを抜きにしては解決しないと思っております。

私の質問は、これで終わらせていただきます。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 今、養護教諭の重要性は、私なりに理解をしているつもりでございます。

今回の複数配置基準というものの、三十学級以上に複数配置をするという基準を、小学校は二十四から二十七学級に相当する八百五十一人以上に、中学校は二十二から二十五学級に相当する八百一十人以上にそれぞれ改善をするということにしておりまして、一応今必要なものだけはこれで確保できたのかな、こう思っております。

なお、先ほど委員御指摘のように、特に中学校で保健室登校の比率が高いという現象もあるわけでございます。そんな実態を踏まえて、私は前回、文部大臣を務めさせていただいたときに、中学校に心の教室というものをづくり、心の教室相談員というものを配置いたしました。必ずしも養護教諭だけが対応しなければならぬ問題でもないケースもあるようでございます。そういう場合には心の教室相談員を大いに活用してもらいたいということ、かなりこれは現場も、どんなぐあいに教室相談員の方々が生徒と接しているかという姿も私は見てまいりましたけれども、それはそれなりの成果をおさめているのかな、いづれにしても、養護教諭の重要性は、山谷委員御指摘のとおり、私も深く認識はしているつもりであります。

○町村国務大臣 理由は幾つか先ほども申し上げましたが、主たる理由は私どもはそういうことだと。委員は財政至上主義でいったんではないのかというのをきくとおっしゃりたいようなニュアンスを今お言葉から受け取りましたけれども、もちろん財政も一つの考慮要素であることは間違いないがございませぬ。

○山口(壯)委員 特に、我々の出させていただいた法案、これは三十人以下学級からスタートしていろいろな柔軟な対応が可能になるという法案です。したがって、例えば十五人、十六人になってもクラスを合わせていろいろな活動もできる。そういう意味では、今、町村文部科学大臣の言われた一定の規模の集団であることが望ましいとかあるいはチームティーチング云々というものは、私たちの出した法案でも十分可能なわけです。どうしてこの四十人学級にこだわるのかという説得力に私は欠けると思うんです。

もちろん財政の観点からの議論もあるでしょう。だけれども、我々がどれだけこの教育の問題に政治家として真剣にかかわっていくかというパロメーターだと思ふんです。要するに、例えば投資の問題、これは、効果の上がらない整備新幹線を地元で敷くという予算を認めるのか、あるいは未来に対する先行投資としてのこの教育に我々が真剣に取り組むのか、そういう姿勢のあわれだと思ひます。これについて、町村文部大臣、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 お言葉を返すようで恐縮でございますが、山口委員のみが一生懸命教育のことを考え、私どもが教育のことを考えていない、あたかもそうとれるような御発言はひとつ控えていただきたいて、こう思っております。

もちろん整備新幹線その他のお話もございませぬ。それは今ここで論ずる場ではないかもしれませんが、社会的なインフラの整備の度合いというものは国によって違いがあるわけでございますから、それを一概に、外国と比べてどうかというようにあるいは国内的に見てどうかというこ

とについて単純な比較はいかがかな、かように思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしては、現在出しております四十人の中でも分子供たちのニーズにこたえられる教育が可能である、こう判断をしたからこそ今回の法案を出させていたにいたるということでございます。

○山口(壯)委員 三十人以下が果たして望ましいのかどうか。例えばイギリスだと一対一のチューターという制度もあって、それが非常に人格の面でもあるいは本当の学習の面でも大きな効果を上げていっているというのには、我々もかきま聞くといいです。そういう意味では、いろいろな方が小さい方がいいたろうということも言っている。

だけれども、三十人以下学級にどうしてもできないという中で、三十人以下学級に果たしてできるんだらうかという議論を文部科学省の中でされたことがあるのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 そうしますと、逆に、これは余りこちらから質問しちやいけないのかもしれませんが、それじゃ、三十人より二十五人がいいんですか、二十人がいいんですか、十人がいいんですか、最後はチューターのような一人がいいんですかということになれば、それは一人がいいということになるのかもしれませぬ。

しかし、そこは、やはり学校という一つの集団の中で、私はお互いが、たった一人で、もっとチューターどころか、これだけのITの進歩があれば、極端なことを言えば、全部インターネットで、知識の伝授だけならばそれは可能になるかもしれませぬ。現に一定程度そういうことも進んでいるのもまた事実だろーと思ひます。しかし、学校という場合は、じゃ、全部インターネットで済むかという、決してそれはそうではない。やはり、集団の中でお互いが議論をしたり、スポーツをしたり、クラブ活動をしたり、あるいは集団でのお互いのやりとりの中で、知識の面あるいはそれを取り巻くさまざまな条件というものができて

くるわけでありませぬから、一概に何人ならばよくて何人なら悪いということには必ずしもならないだろーと思ひます。

例えば、私は昭和十九年生まれでございますが、昭和二十六年、小学校に入ったわけですが、そのころは大体五十人から五十五人学級でした。では、そのころの五十五人学級あるいは五十人学級で教育成果が著しく上がらなかったかといえども、自分のことを言うのはなんでもありますが、多量にから非常にパフォーマンスが、成果が上がらなかったかといえ、必ずしもそうではない。

もちろん、我々の時代と今の子供たちではいろいろな意味で条件が変わっておりますから、それともまた単純な比較をすることも難しいかもしれませんが、人数が多いから少ないからという、一つの要素ではあるかもしれませんが、それだけでよりよい教育ができるかどうかということは一義的には決まっております。私はそう思うわけでありませぬ。

○山口(壯)委員 政治家というのは、やはり、十年先、二十年先あるいは五十年先を見なければいけないと思ふんです。そういう意味では、今、町村大臣が将来にわたって四十人学級の方がいいという印象を私は受けるんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○町村国務大臣 五十年先のことで、私、今申し上げておりませぬ。今回の定数改善計画は五年間でありませぬから、五年近くなった時点で、これまでやってきたこと、また今回の計画がどんな成果をもたらしているか、あるいはどういふ問題点があるかというあたりは、また今回の計画が始まった三、四年ぐらいたったところでしょうか、やはりそこは冷静に評価をして、その次どうするかというのを考えていく、今までもそうやってまいりました。

ですから、私は、未来永劫三十人がだめだとか、そういうことを別に言うつもりもありません

けれども、そこはやはり、それぞれの改善計画ができてある程度進行したところで、改めて振り返って評価をしていくということが求められているんだらうと考えております。

○山口(壯)委員 ということは、将来においては、この四十人でなくとも三十人ということもあり得べしという御答弁でしょうか。

○町村国務大臣 今三十人ということをおっしゃるつもりはありません。なぜならば、それを実証するだけのデータもございませぬし、今四十人でやってみて、ここ何年かたつて、五年なら五年のうち、三年あるいは四年たつたところで、そこで評価をして結論を出せばいい話で、三十人が、例えば次の定数改善でやるかとかあるいはその後十年後にやるかとか、今からそんなことを私の立場で言えるはずがないわけでありませぬ。

○山口(壯)委員 三年か四年後に評価をされるということは、四十人学級のデータしかないわけですね。したがって、三十人学級がいかにいいわけというデータ、これはその時点でわからないわけですから、そういう意味では、今三十人学級の実証データがないからそれをしていないという議論というのは私は成り立たないと思ひます。その点についてはいかがでしょうか。

○町村国務大臣 それはおっしゃるとおりです。ただ、三、四年たつてみたところで、やはり四十人学級の問題点ありやなしという角度で検討をして、その際に、やはりそれは問題だということにもしなければ、そこでクラスのサイズというものを改めて議論することはあるのだからと思ひます。

○山口(壯)委員 今、将来においては前向きな検討もあり得べしという答弁をいただいたように私は思ひますので、それはぜひともそういう気持ちで大事にしたいだければと思ひます。

この閣法の中で、七条の二項、いわゆるチームティーチングの話ですね。このチームティーチングですけれども、これによる加配、これは何人今お考えでしょうか。

○町村国務大臣 小中学校合計で二万五千七百七十四人、そのうち、小中学校の少人数による授業などきめ細やかな指導を行う学校の具体的な取り組み支援ということで二万二千五百人ということであり、これは必ずしも全部がT Tというわけではございません。

○山口(壯)委員 学校の先生の数というのは、児童生徒の数によって確かに増減するものだと思います。したがって、これから、少人数の傾向が強まるに従って、学校の先生もひょっとしたら要らなくなるのではないかと議論も起こるべしだと思ふのですけれども、少人数のこれからの傾向に伴って、学校の先生の数が一体何人このままだと減ることになるのでしょうか。

○町村国務大臣 子供は五年間で六十万人減ります。

○山口(壯)委員 この二万二千五百人という加配の性質、あるいは、全体では二万五千七百七十四人、義務教育の中で性質、この数字がどこから出てきたのか。一つの考え方というのは、子供の数が少なくなるに従って先生の数も、普通なら減るところを今の現状の維持にする、そういうたぐいの数字じゃないのですか、この数字は。

○河村副大臣 今大臣御答弁なさいましたように、この第七次の計画の中では、子供の数が六十万人ぐらい減るといふことでございます。これを、財政当局の、子供の数が減るんだから当然公務員たる先生の数も四十人学級の規定でいけば減るはずだ、こういう理論がありまして、そのままでいきますと、大体今、二万二千五百、全体で二万六千九百を確保しようとしておりますが、そのぐらゐの数は本来減るわけでありまして、だから、いわば定年でおやめになる先生方をそのまま採らなければその数に見合うものであらうという理論が財政当局から基本的にあります。

実は、私が前の総括政務次官のときにこの問題に取り組んだものでありますから、今こゝへ立っておるわけでありまして、そこで、中教審の方からも、小中学校の先生一

人当たりの数を欧米並みにしなさいと、日本の場合は十八、十九、それを十六、十五、その辺までという指摘もあったわけではございます。これに近づける努力もしていかなければいかぬ。そういう試算をいたしますと、平たい言葉で言いますと、少なくとも先生の数は減らさないようにしたらどうだ、やめていられる先生を全部確保したらどうだ、そうすれば、当然数字の上では先生の数は減らない、現状維持できる、生徒の数は減るので、それから、それによって相対的にこういうことも成り立つわけでありまして、結果的にそのような形のもを積み上げていくなからこの数字をはじき出した、こういうことでありまして、今回のこの定数改善によって、少なくとも、一人当たりの数、先生、教員が受け持つ子供の数は欧米並みにこれで落ちついていくということが言える、こういうことであります。

○山口(壯)委員 今、河村副大臣から非常にわかりやすい御答弁をいただいた、私も背景がのみ込めたような気がするのです。

要するに、先生の数はこのままだと減る。減らしたくない。他方、財政当局との兼ね合いで抑えられている。じゃ、その妥協点をどこに見つけるのか。欧米並みの学校の先生一人当たりの生徒の数が、二万五千人の数を置いておければと、あえず近づけようじゃないか、こういう発想であることが、今、副大臣の説明で非常によくわかったのです。だけれども、それとこの衆法との違いは非常に明らかだと思ふのです。

要するに、これは町村文部科学大臣に私はお聞きしたいのですけれども、今の維持をするという形で果たして本当に教育国会と呼べるのかどうか、非常に私は疑問だと思ふのです。この点はいかがでしょうか。

○町村国務大臣 教育改革の中でこれが一つの柱であることは論をまちません。しかし、教育改革は、クラスの四十人か三十人か、それだけで教育改革すべてが律せられるものではないのは委員よくおわかりのとおりであらうと思ふます。

○山口(壯)委員 何か私、しかられているような気がしますが、けれども、この三十人学級についての前向きな姿勢、このことは、私、多分この議論を聞いてる国民の多くは非常に感じていると思うのです。

今、文部科学大臣の言われているのは、まるで財政当局が物を言っておられるような気がするのです。教育を担当される町村大臣としては、ぜひとも財務省に対しても強く物を言っていたいただきたい、それが我々一緒に教育という大事な仕事にかかわっている者の気持ちだと思ふのです。そこら辺はぜひとももう少し強く頑張っていただきたいなと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 先ほど委員から、例えば三十人の実験がないじゃないか、こういうお話がありましたが、現実、小学校のクラスの一年級の平均人数は二十七人なのですね。ですから、その三十人の実験がないといふたつて、一学級当たりの平均人数はもう二十七人で、三十人を現実に割っているのです。

したがって、三十人なら三十人というものの成果がどうかというところは、現実に今平均が二十七人ですから、あるいはもうちょっと少ないところもあるでしょう、そういうあたりと、四十人ぎりぎりのところでどれだけのパフォーマンス、成果の差があるかというあたりを、少しくこれは専門家に検討してもらおうということとは十分あつていいことだらう、私はこう思っております。

いずれにいたしましても、財政当局としっかり交渉してこなかったのではないかとのお話もございまして、本件につきましましては、昨年の年末、予算の折衝の始まる前に、私は、大蔵大臣と個別に折衝いたしました、政府全体で数項目の重要な折衝事項がございまして、事前関係折衝という形で今回の定数改善を決めさせていただいたというふうなことから、最大限の努力をして今回の定数改善のものが出来た、現下の厳しい財政状況の中では、私どもとしては最大限のものがとりあ

えず確保できたのではないのかな、こう思っております。

それは、もし財政がゆとりがあればさらにもう少しやる余地はあったのかもしれないが、現下の状況で、私どもとして一応要求したものが満額回答が来た、こう私どもは思っているわけであり

ます。

(鈴木恒)委員長代理退席、委員長着席

○山口(壯)委員 今の大臣の御答弁でさらにわかりやすくなってきたのですけれども、財政状況さえ許せば、将来は今の四十人、さらに三十人の実態を見てそれを検討することもあり得べしというふうにもお答えいただいたと思ふます。

この二万二千五百人の少人数学習集団等に加配のために割く人数、他方で、全国の小中学校の数は幾つあるのでしょうか。

○河村副大臣 小中では三万四千というふう聞いております。

○山口(壯)委員 三万四千であれば、この二万二千五百となれば一校に一人にもならない、五年かけてふやしても、一校に一人の加配もない。これで、どうして少人数学習集団が可能なんでしょう

か。

○河村副大臣 御案内と思いますが、四十人学級で運営されているクラス、これは大体、中学校で全体の半分ぐらいが四十人学級になっているという数字。小学校は、四十人の学級、クラスが全体の三割ぐらいでしょう。そういうところへ集中的にどうしても配分されるわけです。一校一つという計算でいきますとそうなりますけれども、既に御案内のように、地方へ参りますと、もう三十人学級以下はたくさんあるわけです。私の選挙区なんかは、一生懸命三十人学級はどうですかという話を聞きますが、現実にもうどのクラスもみんな三十人になつていっているのです。だから、この議論は、私の方で言つたつて、PTAの皆さんはぴんとこない。もっと先生の質を上げてくれとか、そっちの方へ行つていような感じを私は受けとめております。

そういうことで、この加配というのはそういうところへ集中的にすれば可能である、このように思っています。

○山口(壯)委員 今副大臣から、本当に苦肉の策の御答弁をいただいたと思うのですけれども、私の選挙区というのは兵庫十二区というところで、確かに、もう谷に沿って村があるというところなので、私自身も、三十人以下の学校がほとんどだということとはよくわかるのです。

そうすると、もう一回ちょっと、またもとの議論に戻るのですけれども、なぜ三十人学級が法案として認められないのかという話になると思うのです。これについて、いかがですか。

○河村副大臣 私はこう思うのですよ。今民主党が三十人でお出しになっていますが、これがベストだと思ってお出しになっているかどうか。私も、これも段階的なものではないか。本当に、一クラスは何人であつたら一番理想的な教育ができるという、まだ確たるものは何もないのですね。だから、そういう意味で、一般的な議論としては、少しでも少ない方がうまくいくのではないかと、こう言われております。しかし、先生によつては、四十人でも十分やれるのだとおっしゃる先生もいる、しかし二十人がいいとおっしゃる先生もいる。この辺ははっきりしません。

そういう意味でも、それに応じて、それぞれの地域によつて対応できるようにしよう。しかし、四十人学級の方が、現状を見ていると、確かに学級崩壊の問題等を抱えている面もある、確率からいうと多い。そういうことであれば、そういうところへ加配をする。それから、中学校なんかで、習熟度といいますか、かなり教科によつては差がつきやすい、もっときめ細かい教育をできないだろうかということであれば、そういうところへもやる。

そういうふうなことで、今回、野党の皆さんが一致してお出しになっておりますから、三十人学級対少人数学級というふうな形になりました。さあ、どれが効果的なのかということは、これから

やっていく上でこのことをきちっと確立していくことによつて、少人数学級の成果というものが、必ず私は少人数学級というものが成果を上げ得ると。これが私もベストとは決して思っておりません。ベターな政策として、また世界の標準に、さつき申し上げたような教員一人当たりの、ここまで来たのだというものを誇り得るべき日本の教育としての一つの段階だ、このように考えています。

○山口(壯)委員 河村副大臣とは、本当にだんだん議論が私も収れんしているような気がするのです。我々も、三十人学級がベストだとは思っていません。とりあえず、三十人は少なくともしうじゃないか。もっとも小さい学級、例えばクリントンさんは十八人と言っているわけですね。こういうことが可能であれば、そこまで持っていくという気持ちは持ちつつも、少なくとも三十人学級は、今の実態であれば持つていてもいいじゃないかという気持ち、本当に河村副大臣と私、同じような気持ちです。

それで今、図柄を少し誤解されていると思うのです。三十人学級対少人数学級集団じゃないのです。この対立の図柄じゃないのです。私は何度でも申し上げていますが、我々の案法においては、この少人数学級集団とかいろいろなものに可能なように、例えば我々の法案でいけば七条の二項というところに、「その他政令で定める授業の方法の改善又は特色ある教育課程の編成が行われる場合」ということで、その前には「複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合」ということで、我々の場合でも少人数学級集団のことは法案には既に出ていないわけなんです。ですから、三十人学級対少人数学級集団の対立の図柄じゃないということとはよく御理解いただければと思います。

それから、この少人数学級集団ですけれども、基本の三教科とした、それに限った理由というのは何でしょうか。

○河村副大臣 これでなければいけないという決

め方ではないと思うのです。例えば中学校あたりでは、やはりどうしても理科とか、新しく入ってくる英語とか、そして算数というのは、確かに格差も現実につきやすい現状がありますから、例えばそういう科目はどうでしょう、こういうことだというふうには私は思っておりません。

○山口(壯)委員 ということは、この基本教科云々の議論というのは、あくまでも参考例であるということでしょうか。

○河村副大臣 そのとおりでございます。この三教科に限定をされておるものではありません。それぞれの地域によつては、我々の方はこっちだ、こうおっしゃればそれも可能だし、しかし加配の限度がありますから、全部がというわけにはいかないだろうと思います。

○山口(壯)委員 そうですね。例えば、教科でいえば社会ですね。この社会の教科であれば、討議とかいうことは非常に大事になると思うのです。そういう意味では、その三教科に限らずに、例えば社会についても柔軟に見ていただければ、そういうような御配慮をぜひとも考えていただければと思います。

それから、この七条二項の加配の話、これは関法の中では三つ掲げられていると思うのです。すなわち、「複数の」云々ということ、T.Tの話、それから二つ目には、「少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合」、すなわち少人数学級集団。そしてもう一つは、「多様な選択教科が開設される場合」。この三つが言及されているわけなんですけれども、この加配というのはこの三つの場合に限定されるのかどうか、それはいかがでしょうか。

○河村副大臣 これは、学校とか実態に応じてというところでありまして、それについてされるということにはならないと思います。

○山口(壯)委員 この三つの場合に限定されずに、例えば各学校の工夫、そういうような取り組みについてこの七条二項の加配が認められる、今の御答弁はそういうふうに解釈してよろしいですか。

すか。

○河村副大臣 これは、恐らく各県の教育委員会とかそういうところの実態だろう、広く適用されるものだ、こう思っておりますし、大臣も言っておられるのでありますが、何も中学校に限ったことではなくて、小学校の低学年はやはりもっとそういうふうな方向が要るんじゃないかという指摘もございまして、その辺は各教育委員会の裁量に任せたらどうであらうか、こう思います。

○山口(壯)委員 ぜひとも、今河村副大臣から御答弁いただいたように、各学校による工夫が生かされるような対応をお願いいたします。

それから、この少人数学級集団云々の二万二千五百人、非常に大きな数字だと思うのです。これをあえて加配という措置によつて行おうとした、その考え方はいかがでしょうか。

○河村副大臣 第六次計画で、先ほど大臣の答弁にもあったと思うのですが、第六次の際にチームティーチングとして約一万六千人の改善を行つておるわけでございます。その時点でも少人数指導、加配という形で進めてきたわけでございます。

そういうことで、二学級以上ある学年が、既に二十人程度になっていれば別でございますが、例えば二学級を合わせて三グループにすると、あるいは三学級を五グループに分けるとか、こういうことも、学習集団というものの指導が可能になるようにという考え方もありますから、そういう点でいけば、一律に配分というのじゃなくて、やはりそれに応じた加配方式ということが学校における具体的な取り組みを支援する意味から有効ではないか、私はこのように感じておるわけでございます。

○山口(壯)委員 そういふことで、各都道府県で少人数指導の実施の形態、チームティーチングなんかも既に入れているところもございまして、そういうところとか、学校数とか、教員一人当たりの児童生徒、そうした客観的なデータもありますから、そういうものを勘案して、加配で弾力的に

やるというふうに考えております。

○山口(壯)委員 今河村副大臣からお答えいただいたのは、今までの第六次からの延長として、この少人数学習集団云々の二万二千五百があるという御答弁ですね。ということは、いかに何も変わらない、今までの延長だというように私には思えるのですけれども、この点、いかがでしょうか。

○河村副大臣 チームティーチングというものが有効であるということはお認めになると思うのです。それだけではなくて、チームティーチングが有効な授業もあると思うのです、学科によって。もう一人加わった加配の先生がずっと見て歩く、例えば家庭科みたいなものは実習をやっているところを見て歩く、そういう先生が必要ですから、クラスを分けるよりその方が有効だという話もあります。しかし、一方でクラスを分けた方がいいのだということもあります。

そういう意味で、これによって実態に必要なことができるといふことでありますから、何も変わらないといふことではなくて、これまでですとクラスを小さく分けてやるというところは非常に困難であつてできなかった、少なくともそれが変わるわけでありまして、実態は大きく変わっていくといふことではないでしょうか。

○山口(壯)委員 確かにその方向というのは私はいい方向だと思うのです。他方、私と河村副大臣とぜひとも認識を共有させておいていただきたいのは、今回は財政の問題もあった、したがって、このままであれば減っていく先生も何とか工夫してとどめておいて、それが実質増になるようにという、今回はそれでしようがないじゃないか、だけれども、未来に対しては、我々は道を閉ざさずに、状況を見ながら切り開いていくというその辺の御認識というのは、ぜひとも共有させておいていただきたいのです。

一番最後に、また四十人学級云々の話に戻ってまいりますけれども、非常勤講師の話です。

この非常勤講師というのは、例えば閣法で今回

認められて、そして、あるいは衆法ではそれが入っていないから云々という話では必ずしもないのですけれども、この非常勤講師を安易にどんどん採用してしまうことによって、一つの今までのつながりというものが変わっていく。それがいい方向に変わるのか、果たしてそうじゃない方向に変わるのかわからないわけですね。

特に、これは教員免許というものを保持しておられない方がどんどん入ってこられる。しかも、一人の定員を例えば二人分、三人分として使っていくということであれば、果たしてどの辺までふえていくのだろうか、あるいはそこ何らかの枠があるのだろうか、そういう点についていかがでしょうか。

○河村副大臣 非常勤講師の活用についてどう考えていくかということだろうと思いますが、御案内のように、新しい教育指導要領等々によりまして、総合的な学習の時間等々、いろいろな指導スタッフを幅広く集めていかなきゃいかぬ、こういう状況になってまいりましたから、そういう意味でできるだけ非常勤講師も活用したい、大きく活用したいということでもあります。

ただ、非常勤講師の中には、特定教科を担当されますから、自分の持つ授業時間が限られておるといふ先生方もいらっしゃる。そういう先生方を定数として見たときに、時間数で考えれば、一人分が二人、三人と活用できるではないかというふうな考え方もある。この定数という考え方、これは先ほど話もありましたが、財政当局との間で一番問題は定数をどうとるかということになってくるわけでありまして、文部科学省としては、やはり財政は限られておりますから、その中でやりくりもあるわけでございます。

そういうことを考えますと、教員の定数を活用した非常勤講師の任用を可能にしていかなきゃならぬということからございまして、ただ、制限をするという考え方は決まっていなくて、その枠の中でやりくり、適当な表現かわかりませんが、非常勤講師も活用しながらやっていくということ

でありますから、定数の枠の中のものであれば、それぞれの都道府県の教育委員会の判断でやりをいただくということであつて、非常勤講師をこれ以上ふやすとか減らせとか、そういうことを文部科学省として言うべきことではない、このように思っています。

○山口(壯)委員 この非常勤講師の制度というのは、財務当局の観点からすれば、定数として認めてしまふと、要するに、制限というのか、言ってみれば、非常勤講師で定数を食ってしまうというところが起こり得ると私は思うのです。

この文部科学委員会というのは、我々は利益共同体だと思ふのです。教育を大事に考えるという者の集まりですから、そういう意味では、この非常勤講師の問題についてもやはり同じ視点が出てきて、この非常勤講師の制度は経費の面では非常に有効かもしれない、定数をとってしまうという観点からすれば、しかし、それは財務当局の観点からの話だと思ふのです。むしろ、学校の実態からいけば常勤の先生の方が望ましいに決まっています。そういう意味で、妥協の産物として私は使っていたきたくないのです。

というのは、いろいろな見識を持った人を学校で先生として頑張ってもらおうということであれば、既に制度がありますよね。例えば特別非常勤講師制度ですか、これは補助事業だと思ふすけれども、これによって対応が可能だと思ふのです。その点、いかがでしょうか。

○河村副大臣 特別非常勤講師制度というのはまさに特別でありまして、総合学習の時間等でスポット的に来ていただく、常時特別非常勤講師でおられるかどうかという、もちろん講師の状態もありません。もちろんその制度も活用すればいいわけでありまして、これは活用できるものとはともかくあらゆる角度から活用していくということではありません。

さっき申し上げましたように、教員の特定教科を担当するがゆえにその授業時数が極めて少ない場合に、やはり非常勤講師に置きかえることに

よって定数を有効に活用するという考え方でございますから、これは妥協というのか、知恵の産物ではないか、こう私は思っているのです。

○山口(壯)委員 今河村副大臣も非常に苦しい答弁をされたと思うのですけれども、この特別非常勤講師制度と今回の閣法に言及されている非常勤講師とは違うのでしょうか。

○河村副大臣 それは違うと思ふます。

○山口(壯)委員 どこが違いますか。

○町村国務大臣 教員免許の有無によって、非常勤講師は教員免許がある人、特別非常勤講師は教員免許がなくてもいい、こういうことになっているわけでありまして。

○山口(壯)委員 今回の閣法に言う非常勤講師制度というのは、教員免許を持っておられる方に限るのでしょうか、今の大臣の答弁はそういうふうには解釈したのですけれども。

○町村国務大臣 今回は両方いいのです。

○山口(壯)委員 失礼、今の答弁、私はよく理解できていないのですけれども、最初の答弁は間違っていたということですか。

○町村国務大臣 非常勤講師であつて特別非常勤講師であつて、今回の定数の中でそれは活用できるということでもあります。ただし、特別非常勤講師の場合には別途の制度がありますので、多分非常勤講師という形でこれが進むのだろう、こう思っております。

○山口(壯)委員 申しわけありません、町村大臣、今のはお間違えの答弁だと思ふのです。特別非常勤講師制度というのは定数とは別途の話じゃないのでしょうか。

○町村国務大臣 もう一度申し上げますが、特別非常勤講師というのは、教員免許がなくても教壇に立てるといふ仕組みをつくったわけですね。そういう意味で、資格の問題なんです、非常勤講師か特別非常勤講師かというのは、

なんです。

○山口(壯)委員 申しわけないのですけれども、今の答弁、私、正確じゃないと思うのです。どうですか、河村副大臣、今の御答弁のままでしょうか。よろしいんですか。

○河村副大臣 大臣答弁されたとおりだと思います。

○山口(壯)委員 私、別にこれは責め立てるつもりで質問しているんじゃないのです。我々、閣法にも理解を深めたいと思って質問しているわけですから、補佐されている方、しっかりと補佐していただきたいのですけれども、特別非常勤講師制度というのは定数の枠外、そして今回の非常勤講師の制度というのは定数を食う、こういう理解だと私は思いますけれども、これで正しいかどうか、御答弁をお願いします。

○町村国務大臣 こういう、ある意味ではちょっとテクニカルな問題は、ぜひ山口委員、お願いでございますが、政府参考人にも答弁をさせるような機会をつくっていただきたい、こう思います。しかし、今私の答弁に聞けば、私の答弁で全く間違っておりませんので、ぜひ正確に法律を読んでいただきたい。

○山口(壯)委員 いや、この三十人以下学級を、我々は対象を出しているわけですね。そして、言ってみれば閣法と対決させていたでいるわけですね。そういう意味では、これはテクニカルだからおれ答える必要がないという話は通らないと私思うのです。

しかも、この特別非常勤講師制度とこの非常勤講師制度というのは、これから学校の先生の多様化を求めていくという意味で非常に大事な話だと思っております。それに対してしっかりと御理解がいただけないのであれば、私はむしろそっちの方が問題だと思ふのですけれども、もう一度答弁、お願いします。

○河村副大臣 おっしゃるように、特別非常勤講師というのは、教員免許を持たなくても教壇に立てるといふことでありますから、それはいわゆる

免許を持っている非常勤講師とは違う、これはもうはっきりしているわけですね。

ただ、最初のスタートの話が、非常勤講師よりも非常勤講師の方がともとはいではないか、その方向へ話をとおっしゃるから、いやこの非常勤講師配置というの、やはりそれはこのこともずっと研究をしてきて、その結果今回こういう制度を、いわゆる非常勤講師配置調査研究という制度ですと続けてきて、それで、さっき申し上げたように、特に中学校の免許外教科担任、こういう問題もありましたので、そういうものを解消してもらいたいとか、それから小学校も専科教育ということをもっと充実してもらいたいというようなことがいわゆる非常勤講師の配置に関する調査研究事業の中で生まれてまいりましたものでありますから、非常勤講師をどのように活用するかというところで来たわけでございます。

ただ、定員の枠かどうかということになりますと、これは非常勤講師制度も、特別非常勤講師制度も予算の枠の中でやっておるわけで、ボランテアでやっておるわけではありませんから、そういう広い意味で全体の枠の中に私は入っている、こう思うわけでありませう。

○山口(壯)委員 河村副大臣、申しわけないです。今、お間違ひの答弁だと思ふのです。特別非常勤講師制度というのは、定数を食わないんだと思ふのです。これはいかがでしょうか。

○河村副大臣 今回お出ししております法案では、その特別非常勤講師も含めた形で入っているというところであります。

○山口(壯)委員 もう一度ちょっと整理させてもらいます。特別非常勤講師制度、今までにあった従来の補助制度によるのですか、これは定数外。今回、非常勤講師制度を定数を食う形で閣法が入れようとしている。ということは、これは別に今までの特

別非常勤講師の先生でももちろん対象に入り得るわけですから、それはそれで、もちろん同じ先生が今回の閣法のものによって対象になり得るという

ことはあり得ると思ふのです。そういうことを多分副大臣言っておられると思ふのです。だけれども、その場合には定数を食ってしまふ、そういう違いがあると思ふのです。そこを確認いただければいいか。

○河村副大臣 今回の法案では、特別非常勤講師も定数の中に入れていくというところで出ておるわけでありませう。

○山口(壯)委員 私、この問題を余り永遠に議論していてもどうも余り意味のないような、大事な話なんですから、ちょっとすれ違ったまままだ私思うのですけれども、しっかりと補佐をしていただきたいのです。というのは、私あえてこれは細かい問題で困らそうとしているわけじゃ全くないんです。諸先輩に失礼ですが、衆議院規則の四十五条の三には、政府参考人の説明の聴取という格好で、「委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合には、必要がある」と認めるときは、政府参考人の出頭を求め、その説明を聴く。原則は政府参考人なしで我々政治家同士の議論をしようという国会の定めがあるはずなんです。

ですから、私が聞いていることを、テクニカルだからといって余りそれは排除しないでいただきたいのです。非常に大事な問題を私は聞いています。つまりなんですか。もう一度答弁をお願いします。

○河村副大臣 これはテクニカルだとは思いますが、しかし、今おっしゃることをもう一回誤解のないようにしていただきたいのですが、特別非常勤講師制度が全部この定数の中に入っちゃったというところじゃなくて、今までの補助事業である特別非常勤講師制度もあるんです。しかし、今度の非常勤講師を活用する中には、特別非常勤講師もこっちゃんに入れられるようにしたんだ、こういうことなんです。だから、その場合は定数を食いますよ、こういうことなんです。

○山口(壯)委員 やっと議論が整理されたので、要するに、今回の非常勤講師制度というのは定数を食ってしまふ。したがって、財務当局とある意味では兼ね合いの中から出てきた工夫だと思ふのですけれども、そういう非常勤講師でもって実際上の、言ってみれば常勤でない、フルタイムじゃない先生がどんなふうなえてしまふのであれば、それは私は、どちらかというと、果たしていいのかどうかという疑問を投げかけていたわけ

です。さて、それでは、時間も非常に少ないので、本当はもっとも大事な問題で、いわゆる私はテクニカルじゃないと思ふすけれども、先に進めさせてもらいます。

今回、教頭の複数配置の問題も取り上げられておられますね。閣法でいけば、教頭の複数配置として六百十二人。我々のいわゆる衆法、対案では、もっとも多人数を予定していたわけですが、これも、この教頭の複数配置基準が改定されようとしているわけですが、どういう理由からこれは改定されようとしているのでしょうか、お聞かせいただけますか。

○河村副大臣 教頭を増員するこのねらいでございますが、これからやはり校長のリーダーシップというものが非常に問われるわけでございます。各学校、地域、学校評議員制度も新しく設けたわけですが、そうしたのもも含めて特色ある教育課程をつくり上げていく、自主的、自律的に学校運営をしていただくということから、平成十四年から全面実施される新しい学習指導要領、これにも各学校は創意工夫を高めてもらいたい、そして特色ある学校づくりを求めていきたい、そういう面で、校長を補佐する教頭というものを、これから校長を補佐する意味で教頭の役割は非常に高まってくるということで、特に学級数の大きい学校等でありませうが、教頭の複数配置基準、これを改善するということになったわけでありませう。

○山口(壯)委員 教頭先生も、それではこれから授業をもっとと担当していただく、こうい

う話になりますか。

○河村副大臣 教頭の職務というものは、校長を助けて校務を整理する重要な役割があるわけですが、必要に応じて児童生徒の教育にもつかさどる、こうなっておりますから、今回増員される教頭についても、その職務内容を特に限定するわけではありませんので、当然授業も担当していただくことがあり得る、このように思います。

○山口(壯)委員 次に、高校の話に移りたいと思うのですが、高校について、今後五年の中で、いわゆる生徒の自然減による学校の先生の減ということも見通しがあると思うのですけれども、どれくらいの見通しを持っておられるでしょうか。

○河村副大臣 高校の場合も、平成十三年から十七年度で約四十万人減少と予想されておるわけですが、いままで、このままいきますと、教職員の定数、現行法のままでいきますと、平成十三年以降、十七年度までには、二万三千二百人の先生の自然減が見込まれる、こういう状況になっております。

○山口(壯)委員 二万三千二百人の減が見込まれる中で、今回、閣法によれば、五年間で七千八人の増を考へておられるということですね。要するに、言ってみれば、二万三千には差が相当ありますね。他方、義務教育の小中学校の場合には、言ってみれば、先生の減に見合うだけの増を、加配という形を中心を考へておられた。今回、高校の場合には、二万三千二百人減るけれども七千八人しか手当てされない。その趣旨はどういうところにありますか。

○河村副大臣 先ほど打ち明けた話、財政当局を突破するために何か理論構成が必要だということ、欧米並みという話をいたしました。高等学校の場合には、その理屈でいきますと、教員一人当たりの数といえますが、欧米は中等学校ということになるのでありますが、日本は、二〇〇〇年現在ですが、中学が一人当たり十六・四、高等学校が十四・五ということになっておりまして、

アメリカの十四・二、イギリスの十六・五、フランスはちょっと高いのでありますが、ドイツの十五・〇。既に、高等学校の場合にはこの域に一定達しておるものでありますから、そういう意味で、全体の改善計画の中で、この七千八人、これがベストとは言いませんが、いろいろ試算していった上で、これで対応ができるということになったわけでありまして。

○山口(壯)委員 よくわかる御説明だと思っております。要するに、これはすべて財務当局の観点というものが非常に立ってしまっているということだと思っております。この七千八人も、本当を言えば二万三千二百人まで持っていきたいわけですが、けれども、どうしてもお金が足りないということですね。それは、多分そういう考えだろうなと思っております。繰り返しますけれども、ぜひともそういうところは我々意識を共通していただいて、教育というものの大事さ、これは我々みんなが利益共同体なので、ぜひともそういう気持ちでやっていたらいいと思っております。

ちなみに、高校については、教職員の定数の算出基準というのを、前は学級でもってされていた。今回は生徒数に改められるということですね。今後は、ひょっとして、これをまさか義務教育の方にも持っていくのか、導入されるつもりということがあるのでしょうか。

○河村副大臣 これを義務教育に持っていくという考え方で今回の高校を考へたわけではございません。

ただ、最近の高校といいますが、これからの基本的な高等学校のあり方の認識としても、非常に特色ある学科、コースを設置して、生徒の選択をふやしていく、いろいろな総合学科であるとか体育科であるとか、こういうふうな形で選択肢をどんどんふやしていく方向に進んでおるわけでございますので、そうした学習集団の形で、いわゆる学級という考え方はなくて、それぞれの選択肢がございますから、そこへ何人の生徒が集まっていくかということを考えていくと、実際に

合ったものからいけば、これは教職員定数の算定に当たっても、そのような形で定数というものを考へていった方が現状にマッチしたことになるというふうな考え方で、このように改めていっておるわけでありまして。

○山口(壯)委員 今まで、学級中心に高校の先生の数を算出していくのを、人数にしているということは、要するに、ドロップアウトとか、いろいろな形で生徒の数が減れば、学校の先生の数も減ってしまうわけですね。それは、要するに、義務教育ではまだそこまですっていませんけれども、その辺が高校の中で、では、ドロップアウトした人間がどんどんふえれば学校の先生が減ってしまうということが果たしているのかどうか。私は若干疑問に思うのですけれども、いかがでしょうか。実際に合うという今の御答弁でしたけれども、むしろ私は実際に合わないんじゃないかと思っております。

○町村国務大臣 ドロップアウトを前提にして、これは計算しているわけではございません。

新しい学習指導要領をごらんいただければよくおわかりだと思いますが、従前の高校のカリキュラムというのでしようか、それと比べて非常に選択肢がふえてきております。選択肢がふえるということは、今までの学級で高校一年、高校二年、高校三年、全部四十人ずつでやっていくという形ではなくて、もう高校二年あるいは三年になると、同じ数字でも分かれてきたりとか、英語でも分かれてきたり、当然クラス単位が小さくなります。

したがって、私は、人数、高校生の数に合った形でやっていった方が、むしろその実態に合うんだらうな、そういうことで今回の提案がなされていくわけでありまして。

○山口(壯)委員 ドロップアウトを前提に考へられたのではない。もちろんそうなんです。ドロップアウトは勘案されないのです。ドロップアウトが起こるだらうけれども、むしろドロップアウトのことが学校の先生の数に影響してしまうという議論です、私の質問をちょっと正確に言いますとね。

ですから、そういうことが起こった場合に、そんないろいろ荒れていくという場合に、学校の先生の数が減ってしまうのであれば、むしろ対応に落ち度が出てしまわないかという心配を述べているわけなんです。もう一度御答弁いただけますか。

○河村副大臣 さっきの御答弁でも申し上げましたように、基本的には、私は、生徒の数が減れば、それに応じて先生の数を減らせばいいという簡単な、そんな短絡的な考え方で教育は成り立たない、こう思っておりますから、御指摘のことはわかるわけでありまして。

今回の場合は、子供の数というよりも定数で編制をしていきますから、そういう意味では、私は、クラスという考え方もそれぞれの学科といたしますが、そういうものの定数によって先生を配置していくという考え方に立っております。定数といいますが、正確に言えば、収容定員ということであろうと思いますが、それに応じて先生を配置する、こういうことであります。

○山口(壯)委員 この定数云々と、それから学級編制の話といろいろ込めて、最後にお聞きしますけれども、教育振興基本計画、これは先ほどのレインボープラン、その中の一番最後の項目にも触れられているわけですが、もう、こういう中で、今回の財政状況だけではない、むしろ教育に対する思いの熱さから、前向きにこれからの、例えば教職員の配置率の引き上げとかあるいはさらにクラスの人数を小さくしていくことの可能性の探求とかいうことについて、ぜひともお触れいただきたいのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○町村国務大臣 教育改革国民会議の御提言の中に教育振興基本計画というものが出され、そうしたものを含めた教育基本法の改正を考へるべきではないか、こういう御提言になっているわけでありまして。

この教育振興基本計画にどういふ内容を盛り込んでいったらいいかということについては、率直に言って、まだ十分な議論ができておりません。一応国民会議からの御報告はいただいておりますが、これからその辺を少しく今我が省内で詰めておりまして、そう遠くないうちに、この基本計画のことも含めて、私どもとしては教育基本法の見直し、改正ということを中心教育審議会に諮問をしていきたい、こう思っているわけでありました。したがって、今委員が触れられた公立学校の教職員の配置、こういったことも最終報告の一項目には書いてございますので、一つの課題として受けとめて、今後さらに検討していきたいと思っております。

山口(壯)委員 きょうは、我々の出させていたでいる法案、そして今閣法で考えられている法案、この二つをお比べたいでいるわけ、私自身は、少数対三十人ではないのだ、少数数というは我々も入れている、したがって、四十人からスタートするの三十人からスタートするの、かということを書いてみれば議論させていたでいたわけなんです。

今回どっちの法案が通るか、それはこれから採決になるわけですが、いざれどいう政権の交代になるのかどうかかわりませんけれども、ぜひともこれから、我々は少数数の学習集団のみならず、クラス自体の言ってみれば人数を小さくしていくということについて引き続き頑張っていきたいと思っております。

きょうは、どうもありがとうございます。
高市委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十一分休憩

午後一時三十九分開議
高市委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平野博文君。
平野委員 民主党の平野博文でございます。

悪性の風邪にかかっておりまして、聞こえにくければ大変失礼に当たりますが、何分にもよろしくお願いをしたいと思います。

今回提出されました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、閣法並びに衆法の双方が提出されているわけでございます。朝からの各議員の御質問等いろいろな議論を聞いています中で、私はやはり、四十人学級であるとか三十人学級であるとか、こんなことが先行する議論ではなくて、教育問題は基本的には、子供に対する教育をどういふふうにしていくかということが非常に大事であります。子供にとって何が必要なのか、あるいは、子供を抱えておる御両親が現実的に今どんな不安にさらされているのか、将来の懸念に対する問題点にどう的確にこたえていくかが大事な視点ではないでしょうか。我が党が野党共同で出しております衆法につきましても、学級編制については三十人学級というふうにしておりませんが、結果として三十人学級になることとありますが、本来の趣旨は、そういうところから衆法を出したものと私は思っているわけでありまして、そういう中で、三点ほどの観点から御質問をさせていただきます。

まず一つは、生活集団としての学級の重視と、学級編制の弾力化が必要なんだ、こういう視点から政府にお聞きをしたいと思っております。

総理が所信の中で、基礎学力の向上ときめ細かな指導のために少人数授業を導入すると述べられたように、主要な政府の改正点は少人数の授業を実現するための定数改善である、これは教育改革国民会議の報告、さらには二十一世紀新生プランにも沿われているものと私は理解をいたしております。

理系大学の入学者が基礎的な数学の能力を欠くなど、基礎学力の低下が言われております。大学入試センターの国立大学学部長アンケートの調査でも、過半数が低下をしているというふうに答えているわけですが、国際教育到達度評価学

会というのがあるそうでございますが、その調査においては余り落ちていないことが政府の方の答えとして出ているわけでありまして。しかし、私は、これらの経過を見ますと、確実に基礎学力は落ちてきているのかな、こういうふうに思うわけでありまして。

いずれにいたしましても、日本の将来を考えていくときには、基礎学力の向上は一つの大きな喫緊の課題でもあると認識をしているわけでありまして。

文部省は、ゆとり教育によっても基礎学力の低下はない、こういう発言をいたしておりますが、今法案につきましては、そう言っておられるけれども、基礎学力の低下を認めた上での法案提出なのかどうか、まず、お聞きしたいと思います。

町村国務大臣 基礎学力が低下したかどうか、それを前提にしての法案かというお尋ねではございました。

先ほど委員がお触れいただきましたIEA、国際教育到達度評価学会、これによる経年による調査があるわけですが、それを見ると、確かに、一番二番が三番になったりとかいうぐらゐの低下、少し順位は下がっておりますけれども、おおむね良好な状況にあるのかなとは思っております。

ただ、私が見ていて、むしろ問題だと思っておりますのは、数学とか理科とか、こういう大切な、ある意味でまた大変おもしろい科目について、それに関する職業につきたいとか、あるいはおもしろみが感じられないとか嫌いだとか、そういう人たちが国際的に見て一番多いというあたりの方がむしろ問題だな、こう思っております。

それは、例えば数学にしても理科にしても、これは、暗記科目といえましょうか、暗記すべきことではなくて、理科で実験をやったり、生物で球根から花を咲かせたり、これはとても神秘的であり、かつおもしろいことだと思っておりますけれども、そういう実験や何かをできるだけ減らしてしまつて、減らしているというわけでもないの

しょうが、余りやらないで、専ら座学で、教科書だけでそれを記憶しようとするということになると、やはりこれはおもしろくないということになるのだらうと思っております。

したがって、私どもは今回、新しい学習指導要領の中で、思い切つて学習指導要領の中身を精選いたしまして、そして基礎、基本をまず固めて、それはしっかりと徹底をするという意味で、今回の二十人学級その他の御提案をさせていただいているわけでございます。

ゆとりがあるということと緩みがあるということとは大きな違いがあると思っております。私ども、緩みを認めるつもりはございません。ただ、余り細々とした項末な知識をやわらかい頭脳にひたすら記憶させる、暗記させるというふうな、そういう意味での学力低下をもし問題にされるのであれば、私はあえてちよつと誤解を恐れずに言うならば、そういう細々したことを暗記する能力が落ちたとしても、それは学力低下ということには当たらないだらうと思っております。

それからもう一つ。大学の先生たちが大学に進む子供たちの学力を云々されるケースがしばしばあります。よく聞いてみると、人による違いがあるのかもしれないが、比較している対象が、かつて大学進学率がまだ一けた台だったところか、一〇%台だったところか、今のようには五割をやや超えるか超えないかという状況のその学生とを比べると、五%のときと五〇%の進学率では、それは平均値が下がるのはある意味ではやむを得ないといううか、当然なことなだらうと思っております。

私はむしろ、それだけ大衆化した、数多くの学生が行くということを前提にした大学教育というもの、また大学の教員側も一生懸命考えてもらわなければならない。現に、高校の授業をもう一回大学一年でやるというふうなことをいろいろなさつておられるところもあるようですから、それはそれで御努力をいただかなければならないのだらう、こう思っております。

平野委員 大臣の答弁を聞いていますと、非常

では教師の目が本当に子供に行き届かない、きめ細かな生活指導のためには学級規模の改善が必要である。しかし、別の見方をすれば、大人数の学級の方が集団の自律性が発揮され、多様な人間構成で子供にとってもよいという言い方もあるわけであり。このように、学級を見学生徒の社会性を育成する場と考えたとき、むしろ大人数の学級の方が好ましいという見方もあることは事実であります。この点について、衆法提案者、それはそうではないのかどうか、見解をお願いしたいと思います。

○石井(都)議員 短く御答弁をいたします。

学校教育の基本単位をどう考えるかという問題で、やはり生活集団、学習集団としての学級というふうに考えますと、四十人では、本当に一人一人の子供たち、多様な子供たちには行き届いた指導を行えないということがあると思うのです。先ほどの来のいろいろな御質疑の中にも出ていましたけれども、全国連合小学校長会の調査というのがございまして、この調査では、やはり学校の実態を踏まえて、少人数学級がいいということをいろいろと書いておられます。今小学校は、本当に深刻化している不登校、いじめ問題等々があります。それから、教育課程、学力をつけるという問題にかんがみますと、やはり具体的な解決策が急がれる。学級の適正規模についても、八割は三十人以下学級がよいというふうに言っているわけであり。

私は、本当に現場の実態からして、大人数学級の方が望ましいというのは決して言えないというふうに御答弁申し上げます。

○平野委員 学級を生活集団として見るときに、教師によるきめ細かな指導を重視すれば、衆法提案者の言われるとおり、担当する生徒数は少なくなるべきだと私は思います。しかしながら、それぞれの教育現場、学校によつては、それぞれの事情は異なる。これも、過疎地域とかいろいろなところの地域事情によつて異なります。これらの判断は、教育現場の実情をよく知る地域、学校ごと

にその判断を下していけばいいと私は思うのであります。

この点、政府案は、学級編制基準を一部弾力化して、都道府県教育委員会の判断で四十人以下の編制も特例として認められるようでございますが、この特例とはどういう場合をいうのか、地域ごと、学校ごとの細やかな自主的編制を本来可能にする特例なのかどうか、簡潔にお願いをします。

○河村副大臣 今回の義務標準法の改正におきましては、学級編制基準の設定について、国の標準に従つて各都道府県において基準を定めるという制度は基本的に交えずに、都道府県のそれぞれの教育委員会の判断によつて、児童生徒の実態を考慮していただいて特に必要があると認める場合に、国の標準の四十人を下回る数を特例的に基準として定めることを可能にするということとおるわけでございます。

その際、児童または生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合にどのような特例的な基準を設けるかということについては、具体的には各都道府県の教育委員会の判断によるということにいたしておりますが、一つとしては、児童生徒の発達段階を踏まえて、学校生活への適応を円滑に行う観点から行われる小学校低学年に係る学級編制基準の引き下げ、また第二点としては、いじめ、不登校あるいは学級崩壊等の児童生徒間の問題行動等の状況を踏まえて、これらが多発している学校、学級編制基準の引き下げについてはこういう場合が考えられるのではないかと、このように思います。

○平野委員 実態はそういうことなんではしょうけれども、特例ということ、現実には特別な理由がない限り認めない、こういうことにもなるわけですよ。

そこで、衆法提案者にお聞きします。衆法では、学級編制基準は原則として地方自治体の判断に任せられることになりました。これによつて、生徒への目配りを重視して二十人程度の学級

編制を行ったり、あるいは少人数学級を導入しつつ、クラス間の壁を取っ払い、生徒の交流を促し、社会性の知識をいろいろ吸収するための配慮をするなど、三十人学級の基準で十分に配分された、十分とは言えませんが、三十人学級の基準で配分された定数を活用しながら、地域や学校が最も適する形で多様な学級編制が行われるようになり。この点、私は大変評価をするところでござい。

衆法のよさは、大幅な定数改善により学校に人員の裏づけを確保するだけでなく、自由な学級編制の権限について学校の運営の裁量を広げることにあると私は思っておりますが、提案者の見解はどうでしょうか。

○山口(社)議員 今平野議員御指摘のように、閣下法の規定は、三条二項を見ていただくと、都道府県教育委員会が「特に必要があると認める場合」というふうになっているわけですが、我々の案の中では、三条三項において、都道府県教育委員会が「必要があると認める場合」となっています。「特に」という言葉を抜いています。

それからさらに、三条の五項においては、都道府県教育委員会が基準を定めるに当たっては、市町村教育委員会が弾力的な学級編制を行うことができるように配慮しなければならないという項目を特に設けて、これからのより分権的な、さらに設置者の意向が生かせるような工夫をしており。

○平野委員 もう時間が五分しかなくなりましたので、通告している部分でまだ十分に質問していただいておりますが、少し飛ばします。

いろいろ御議論をいただいて御回答いただいておりますが、私は、新しい世紀に入ったわけですから、小手先の改革じゃなくて、二十一世紀の日本を担ってもらう新しい人材、これからの将来ある子供さんでありますから、次の世代を担う子供さんですから、やはりそういう意味では抜本的な、あるいは財政的にも予算的にも先行投資をやっていくというこの視点が非常に大事であらうと思ひます。

午前中の議論もありますが、財政上の事情というの第一義ではない、しかしそれも十分考えていかなければならない、政府のお立場では当然そういう御回答が出てくることはよくわかります。しかし、今日の国は何を最優先してやらなければならないか、こういう視点に立ちましたら、将来の子供さんに対してやはりきちっとしたものを今与えておく、与えてあげる、環境整備をしてあげる、このことが一番大事であらうというふうに思うわけであり。

そういう中で、二十一世紀プランの示すところによれば、今国会提出の教育関連法案は、中でも特に緊急に対応すべき事項とされておるわけであり。総理も、所信表明において、「この国会において、まず、子供一人一人、国民一人一人が、学校がよくなる、教育が変わるという実感が持てるような本格的な教育改革に取り組んでまいります。」というように言われているわけであり。

しかし、今回出されておりますこの定数改善の法律案でいきますと、義務教育第七次、高校第六次の定数改善計画として、従来の改善計画の延長線上でしかない。国民一人一人が、本当に変わった、教育改革をした、二十一世紀にふさわしいものを作ったという割には、今までの延長線上での改善策しか私は感じられないわけでございます。そういう意味では、本当に従来の予算の範囲内での措置であり、実際に教員数がふえていくわけでもありません。このような、まず財政均衡ありきの本格的な教育改革というふうなこのものが私にはとらえられないわけでございますが、いかがなものでしょうか。

○町村国務大臣 一つの学級が三十人になると何かもうすべての問題が全部わあっと解決するようない、やはりそういうものではないのだからと私は思います。ですから、今回の私どもの少人数教育を可能に

するような定数改善も、学校をよくする一つの手段である、こう思っております。ほかにも、学校をもっと開かれたものにするための努力でありますとか、あるいは学校の先生方へのいろいろな指導力を高めるための対応でありますとか、いろいろなことが今回盛り込まれて、トータルで、なるほど、学校は変わったな、こう言えるようなものにしていきたいということでもあります。

人数の要素を私は一切除外して考えているわけではございません。それも一つの要素であることは認めさせていただきます。しかし、やはりトータルで、学校が変わって教育がよくなった、こう言えるような状態をつくっていききたいというのが二十世紀教育新生プランの考え方であるという点を御理解賜ればと思います。

○平野委員 もう時間が参りました。

ただ、大臣、私は、先ほど言いましたように、三十人がどうだとか四十人がどうだということを申し上げているわけではありません。結果としてその案になって、国民の皆さん、生徒自身が、変わったなということになればいいわけでありまして、しかし、今政府の出している、四十人学級を維持しながらという部分でいきますと、実態的には現場サイドで何が変わっていくのか。特例として認めているところだけが変わった、それだけで終わってしまうのではないですか。この点を危惧するわけでございます。

まだまだ質問したいわけですが、通告をしておる皆様方、衆法提出者の皆様方に質問できないことをおわびいたしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

○高市委員長 武山百合子君。

○武山委員 自由党の武山百合子でございます。政治の世界に入りまして七年たつわけですが、政治の教育は一番いいんだと、当時やはり大臣が答えられました、私はとても今の状態では意見が合わないなと思ひまして、むだな議論をしたく

なかったものですから、実は遠ざけて、別な分野から切り込んで今までまいりました。久しぶりに文教委員会でも質問できるといふことで、きょうはわくわくして参りました。

まず、意識改革ということ、教育も意識改革だということを先日お話しになられたと思いますけれども、実はきょう私が質問するに当たって一言お話ししておかなきゃいけないと思うのは、まず、文部科学省が質問取りに来られるときに、ぜひ政府参考人に質問をしていただきたい、それから副大臣にも質問していただきたい、まずそういうふうな文部省がおっしゃるわけですね。私たちはあくまでも政治主導ということで、政治家が政治家同士で議論をして、そして国民の代表である政治家に議論して決めていく、そういう本来の政治に戻したいと私は思ひまして、今まで改革のために日夜奮闘してまいりました。その中で、この文部科学委員会できょうは町村文部大臣と議論を闘わせたかと思ひます。

それでは、まず町村文部大臣にお聞きしたいと思ひますけれども、まず、このたびのこの法律によつて、教育界が過去とこれからどう変わるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○町村国務大臣 文部科学大臣の町村でございます。この法律によつてどう教育が変わるかというお尋ねでございますか。（武山委員「はい」と呼ぶ）

先ほどの平野委員の御質問にもお答えいたしました。私が、私も、一月二十五日に二十一世紀教育新生プランというものを発表いたしました。それは、かなりの部分は昨年の十二月に教育改革国民会議で出されたその御提言をいただきましたが、我が省としてさらに必要なものを加えたりしながら、このプランをまとめたわけでありまして、

具体的な内容は、かなり細部にわたった、十七項目にわたつて、またその細分もあるわけでありまして、私が申し上げたかったことは、まず基本的な考え方からやはり、別の表現をする、教育に関する意識を変えてからでないかと余

り、制度を少しづつ変えていってもしようがないのだから、こう思っているわけでありまして。その話をまた長くすると大変先生にも失礼かと思ひますからあれいたしますけれども、今回のこの法律について申し上げるならば、やはり少人数教育を実施する、さらに習熟度別の学習もできるようにする。一律にやるというよりはむしろ一人一人の特色を伸ばせるような、個性を伸ばせるような教育システムを入れていくのだという考え方、もうちょっとさらにそれを敷衍すると、画一的な悪平等ではなくてやはり真の意味の平等を実現できるような、そういう基本的な考え方によって今回の法案というものが構成されているというふうに私どもは考えております。

○武山委員 そうしますと、もう一つ突っ込んでお聞きしたいと思ひますけれども、では、将来、子供たちをどんな日本人に育てたいんではないかと。

○町村国務大臣 これは先生、大変素晴らしいことを聞いていただいたと思っております。どういふ日本人が望ましいのか、かつて、昭和二十年代後半に天野文部大臣がそのことを提起したことがあります。さらには、昭和四十年代前半に、中央教育審議会だったと思ひますけれども、「期待される人間像」というものを出したことがあります。ところが、いずれも、上からの押しつけだといふさまざまな方々からの御批判で、今日本の中に、こういう日本人が望ましいとか、あるいはこういう教育をやつてこういう日本人を育ててもらいたいという、そういう意味の広いコンセンサスが我が国にはない。私はそのことが、今の教育界の中の教育の混乱をもたらしている一つの大きな、ある意味では根本的な、根源的な要素だと実は思っているのです。

では、今回それをあなたやればよかったじゃないかとおっしゃるけれども、また三回目、文部科学大臣なり文部科学省がこれが望ましい日本人だとやつたら、また三度目の同じ失敗になると思うのです、上からの押しつけ云々と。むしろそれはそれで、私は、しかるべき日本の中にいるすぐれた有識者、賢人がそういうものをつくっていただく、そして、それをみんながなるほどなと思えば、それが日本国内のコンセンサスになっていくのが望ましいと思ひます。

私個人がどう考えるかとおっしゃれば、それはそれで考えはありますけれども、きょうは、今この国会という場で余り私の個人の望ましい人間像をしゃべることは、あえて差し控えていただきたいと思います。

○武山委員 個人の考えもぜひ聞きたいと思ひますので、ぜひお話ししていただきたいと思ひます。

そうしますと、文部科学大臣は、自分の考えは大臣としての考えとは違うというわけですから、押しつけとるのはそれはとる人たちの部分であつて、いわゆる教育の行政をつかさどっているところが、やはり大臣として写真写を、日本人というのはいふ子供たちを、日本人をつくりたいと言ふのは当たり前のことだと思ひます。それを自然とした発言として言えないとしたら、それはもうリーダーシップという部分では欠けると思ひます。まず、個人的な意見を聞きたいと思ひます。

○町村国務大臣 それはリーダーシップと私は違うと思ひます、次元が。望ましい人間、それは人さまざまあると思ひます。だって、過去二回、文部大臣なりあるいは中央教育審議会等の場を出して、物の見事に失敗したんですよ、武山先生。それをまた私に繰り返せとおっしゃるんでしょうか。それはリーダーシップでも何でもありません、私はそれはむしろ自制すべきことである、こう思つて、私はあえて自分の考えは、少なくとも文部科学省はこうですという形で言うのは差し控えております。

ただ、せっかく、あなた自身はどういう考えかという、個人の考えでもいいという御指摘があつたので、ちょっと、急のお尋ねですからきちんと体系的に今お話しできるかどうかかわかりませんが、

が……。

一つの表現をすれば、体、徳、知という言葉があり、体、徳、知、人間が持つべきはやはりまず体、健康というものが人間の基礎だろうと思っておりますし、さらにそれに徳というものがある。人間として持つべき優しい心であるかと思ひ、いたわりを持つ心とか、そういう人間として自然な感情といひましようか、そういう徳性を持つということ。最後に私は知が来ると思ひます。それは知識であるかもしれないし、さまざまな人間として過去の歴史から受け継いできた知識の伝承もあるだろうし、つくり上げる知もあると思ひます。そういったものがさらにあればいいのだらうと思ひます。

しかし、これはしばしば森總理もおっしゃいますけれども、もし順序を強いてつけるならば、徳、知、こういう順序で、それぞれが備わっている人間をしっかりと学校教育の場で、あるいは家庭教育の場で、社会教育の場で育て上げていくこと、これが教育の目的ではないだらうか、そういう人間が一人でも多く育ってほしいのではありませんか、私個人はそう思っております。

○武山委員 個人の御見解をありがとうございます。

しかし、大臣としては、失敗したので言えないという以前の議論から言いましたけれども、では、国民が大臣に何を期待していると思ひますか。

○町村國務大臣 何を期待しているかと言われているかなかなかこれは難しい御質問ですが、私は今、森内閣を挙げて教育改革をやらう、また、文部科学省も教育改革をやらう、現在の教育の現状は、さまざまな方が御指摘されるように、非常に危機的な状況にある。いじめ等々の学校の現象ばかりでなくて、いろいろな面に問題があります。その辺を私どもは、二十一世紀教育新生プランの序文として私の名前で書かせていただきました、その問題意識そのままでございすけれども、いずれにいたしましても、家庭そして学校、あ

るいは社会、そうしたさまざまな分野での教育、広い意味の教育をよりよい方向に持っていく、その教育改革に全力を捧げることが私の仕事だ、こう思っております。

○武山委員 そのよりよい教育の中身をもう少し説明してください。

○町村國務大臣 お時間をいただいて、もしお許しをいただけるならば、この二十一世紀教育新生プランの中身を申し上げさせていただきます。

一つは、「人間性豊かな日本人を育成する」ということでありまして、これは私が先ほど申し上げた徳というのにや近い部分かもしれない。そのための家庭教育の重要性でございすとか、あるいは学校における道徳教育の重要性でありますとか、あるいは奉仕活動によってそうした心豊かな人間を育てる、こういったことなどは大変重要なことだ、こう思っております。

二本目の教育新生プランの柱は「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」ということでございまして、これは戦後の日本の社会で余りにも蔓延してしまつた、あるいは戦後の日本の教育界で蔓延してしまつた、あるいは戦後の結果の平等へ、そして悪平等ともいへべき弊害が今日の日本の教育界を覆っている。これでは個性あふれる創造性に富んだ人間は育たないだらうという現状認識から、例えば一律主義を改めて、個性を伸ばす教育システムを導入する。その中に、きょう御議論をいただいております少人数教育、わかる授業の実現、こうしたものなどが含まれてくるわけでありまして。

あるいは、記憶力偏重を改めた大学入試の実現をすること。あるいは、リーダーを養成するような大学教育、大学院教育といったようなこと。その中で、例えば大学三年から大学院に進めるようにすることなどを考えているところでありまして。さらに、大学にふさわしい学習を促すようなシステム、学生が一生懸命勉強しなければ卒業できないのだよというように変えていくこと。

あるいは、職業観、勤労観がどうも根づいていないという大きな問題があります。フリーターを一概に言うつもりもありませんけれども、しかし、正しい職業観を持たずしてだんだんだんだん大学生になつてしまつたという学生もいると思ひます。その辺をどう改めていくかという問題。

それから、三番目の大きな柱が、「新しい時代に新しい学校づくり」ということで、その前提として、教師の意欲や努力が報われる、そうした評価体制、そして表彰等々をやっていくことではないか。あるいは、地域の信頼にこたえる学校づくり、地域から孤立化した学校ではだめだということ、地域に開かれた学校づくり、学校評議員制度等を進めていくこと。そして、学校とか教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れようではないか。校長にもっとリーダーシップがとれるようにする。あるいは、教育委員会も公開をし、さらには教育委員会の中に若い保護者の代表も入れるようにしていくというようなことが必要なのだらう、こう思っております。

そして最後に、トータルでひっくりかえれば、新しい世紀にふさわしい学校、そして家庭、そして社会教育の理念を確立するための教育基本法の改正の議論をしなければなりませんし、その中で教育振興基本計画を策定するといったようなことを考えているわけございまして、大変はしょった言い方で、かつ時間をとって失礼をいたしました、それが、私どもが今皆様方にお諮りをしております二十一世紀教育新生プランの中身でございす。

○武山委員 そうしますと、それを何年ぐらいで完了させるのでしょうか。

○町村國務大臣 この教育新生プランをがんじがらめですとおわかりのとおり、いついつまでにそれを実現するということをする限り具体的にあらわしております。例えば、この国会で御審議をいただいております予算の中で既に措置するものもございす。あるいは、きょうの御審議をいただいております法律を含め、六本の法律をこの

国会でぜひ成立をさせていただきたい、こう思っております。

ただ、もう少し時間をかけてや専門的な、集中的な御議論をいただきたいテーマも幾つかございす。教育基本法の問題しかり、あるいは教員免許の更新制といったようなテーマも出てこようかと思ひます。あるいは、十八歳後の青年の奉仕活動のあり方といったようなものを、具体的なプラン、メニューをつくつてもらうといったようなこと、これらについては若干の時間で御議論をいただかなければならないテーマかなと思ひます。

さらに、もうちょっと先を考えると、例えば大学の独立行政法人化、独立学校法人という名称になるかもしれないけれども、これらについては今鋭意検討を進めておりますが、平成十四年、十五年にかかってくるかもしれないけれども、そういう先に行かないと達成しないものもあるし、例えばきょう御議論いただいている教員定数等の問題は、これは五年計画でございすから、それが完成するのは平成十七年といったように、テーマによつてすぐできるもの、時間のかかるもの、さまざまございす。

○武山委員 そうしますと、その話の中で、例えば一つお聞きしたいと思ひます。

大学の入試、入りやすく、きちっと勉強をして、しっかりと勉強をした後、卒業しにくいという欧米風な入学試験制度というのはいつごろの目安で、スパンでいうと、時期でいうといつごろそれは完成させるつもりでしょうか。

○町村國務大臣 これも、二十一世紀教育新生プランをごらんいただきますと、各関係する大学等の取り組みにゆだねるというのか、大いに促進をするという項目もありますし、あるいは、有害情報対策といったようなものは、各民間の放送関係者の、あるいは出版関係者のより一層高い倫理観に基づいた自主的な取り組みに期待するという形で、すべてが文部科学省がいついつまでにこうやりますということになじまないテーマも、それは中にはあるわけございす。それは継続的に

働きかけをしていくテーマだ、こう思っております。

今お尋ねの大学入試の改善、あるいは大学の中での厳しい成績評価といったような問題は、これは残念ながら文部科学省がいついかに全部そうしなさいということをも命令する権限もございませんし、また、ある意味では、それをやり過ぎますと、かなり限定されたものになってきていくとはいえず、やはり大学の自治ということもございまして。したがって、そこはそれぞれの大学に大いに、今までのただ点数だけで見るということではなくて、面接試験を入れたり、実技を入れたり、あるいは推薦を入れた合格の仕組みであるとか、あるいはAO、アドミッシヨンプラスによる選考でありますとか、さまざまな多様化が今進んできておりますが、そうした大学入試の多様化、これは大いにもっと進めていってほしいなと思います。

それからさらに、成績の評価ということになりますと、今度は個々の教授の意識の話になってまいります。私は、一人の先生だけが厳しくやると、多分その先生の講座はみんなだれも受けなくなつて、みんな、安易に優をくれる、いい成績をくれる教授のところの流れに流れていってしまうだろう。ですから、そこはやはり学内の意識をしっかりと皆さんで統一していただいて、一斉にやっていたかかないとならない。そうしたら、いつになるかわからぬじやないかというおしかりがあるかもしれないませんが、そこはやはり世の中全体が、あるいは文部科学省が一生懸命努力をして、そういう前向きの取り組みを促していくことになるだろうかと思います。

○武山委員 やはりお話を聞いていますと、まだいつになるかわからないという状態でございいます。今政治に欠けているのはスピードだと思っております。それが、まさに一番後追いするような今のお話なんです。やはり国民が期待している部分では、ああ、また期待できない部分が大いにあるなという印象でございいます。

それから、教育の地方分権を図ること、これからしていくわけですが、その財源と権限はどのように今後移行していくのでしょうか。

○町村国務大臣 では、逆に武山委員に伺います。が、どうやら各大学に厳しい成績評価というものを現実化させ得ると、その具体的方法があるならば、ぜひお知恵をお与えいただきたい。私も、それに沿ってしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、地方分権についてのお尋ねがございました。財源その他をどうするか。これは今、政府全体で、財政の構造改革といましようか、これをやらなければいけないということで、国会での議論を聞いておりますと、宮澤財務大臣からは、新しい経済モデルをつくって、その中で福祉とか社会保障とか交付税のあり方とか、そういうものをトータルで一括して、新しい時代にふさわしい歳入歳出のあり方、税制のあり方というものを議論していこう、こういうことでございいますから、その中で教育問題についても議論をされてしかるべきだろうと思います。

ただ、教育の面での地方分権というのは、これは二年前でしたでしょうか、地方分権一括法という形の中で私どもとしてはかなり地方分権を進めてきたつもりでございしますが、まだまだやるべき課題もあらうかな、こう思っておりますので、私どもとしては、さらに教育の地方分権は前向きに進めていこう、こう考えております。

○武山委員 大学の方はぜひお話しさせていただきますしたいと思います。

それから、地方分権です。先ほどの定数の話で、各都道府県の教育委員会が学級編制を決めるというところでございすけれども、地方の、市町村の実態というのはなかなかわかっていただけない部分もあるわけなんです。それで、中身の問題ですけれども、先ほど、都道府県がまず学級編制を特例的に行う。それでは、もし、よい意味で特例的に行うという実態を、いや、これはだめだと

言った場合、各市町村の教育委員会、その下の中学校、高校で特例的に行いたいと言った場合、しかし、県がこれを拒否した場合はどうなるんでしょうか。

○町村国務大臣 それは、各学校がやりたいと、例えば十人学級にしたいとある学校が言ったとします。それは最終的に市町村教育委員会と都道府県教育委員会の議論の中でお決めをいただくことでありましようが、しかし、都道府県教育委員会がその権限は最終的に持っているというものが現在の法制になっているわけでありまして。

○武山委員 もう一回確認しますけれども、では都道府県に権限があつて、実態を知っているその個々の市町村の、いわゆる学校の現場のことは都道府県が決めるといふことになりまうね。

○町村国務大臣 義務標準法におきましては、義務教育の諸学校における教育水準の維持確保を図るために、都道府県教育委員会が、国が定める一学級の児童生徒の数を標準として学級編制基準を定めており、各市町村教育委員会は、その基準に従つて、都道府県教育委員会の同意を得て学級編制を行う、こういう仕組みになっているわけでありまう。

○武山委員 よい意味でそれが下の実態を、いわゆる小中学校、公立の学校での実態を各市町村の教育委員会に持つていって、それで、それがうまくいった場合、都道府県の方もオーケーですとよと言った場合は問題ないと思ふんです。

私が聞いているのは、例外的場合はどうするんですかと。今のお話ですと、例外も都道府県が決めて、それはノーですよ、それはだめですよと言った場合は、もうだめだという意味ですと聞いているわけなんです。

○町村国務大臣 それは、結論を言えばだめでありまう。

ただ、先ほど申し上げました制度の基本は変えずに、今回の改正案の中では、都道府県教育委員会の判断によつて、児童生徒の実態を考慮して特必要があると認める場合、これは先ほど来るる

河村副大臣等も御説明しておりますが、特例的に国の標準を下回る数を基準として定めることを可能としているわけでありまう。この基準を定める場合には、市町村の教育委員会の意向とかあるいは特別な事情を踏まえてそうした学級編制を行えるような基準とすることも可能であると考えられておりますので、各学校等の状況を踏まえた学級編制がこれまで以上に可能になってくる。

この特例的な基準というのは、これも先ほど来から申し上げておりますけれども、例えば、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校生活への適応を円滑に行う観点から小学校の低学年に係る学級編制を二十人でやっていくとかいうようなケース、あるいは、いじめ、不登校等のいろいろな問題行動が多発している学校についてはやはりもう少しと学級編制を引き下げようというようなケースなどもあらうかと思ひます。

○武山委員 それも、将来は都道府県から市町村に権限を委譲するというのがベストだと思います。実態を一番よくわかつていられるのは各市町村です。例えば埼玉県、私は埼玉選出なものですから、九十二市町村あるわけなんです。それで約六七十万人も人口がいるわけなんです。そこを一カ所で全部扱っているというところにも問題があるわけなんです。

もうこれは議論しても、そちらとこちらの特例ということ、今のお話は、今回の法律の中身はわかりましたので、次の質問。

まず、定数改善のことですけれども、実態は、学習指導よりも生徒指導が本当に大変だと言っているのが地元の校長先生たちのお話なんです。いわゆる中央教育審議会のメンバーには現場の教員は一人だけということ、実態は意外と見ていないということなんです。国会議員も地方議員もなかなか現場に足を踏み入れてこない、だから実態がよくわかっていないんじゃないかということです。

今回の定数の問題の中で、いわゆる生活指導を必要とする学習障害児、それからいわゆる多動性

症候群ですか、授業が成立しない状況が一部の子供にあるということで、担任の先生の精神的、肉体的な苦痛が大変だというような実態も実は私は聞いているわけなんです。こういう場合は、今回の定数の中でいいますと、開法だと、養護教員それから教頭先生、事務職員、特殊教育諸学校、研修とかということで、ここの中にはカウンセラーというものは入っていないわけですね。カウンセラーリングのことはどこに入れるんでしょうか。

○町村国務大臣 スクールカウンセラーは、学校の定員、定数とは関係がございません。そういう形ではなくて、何校に一枚というように形で、今、限られた臨床心理士を学校に、実際には巡回するような形で回って相談に応じてもらっている。できるだけ、本当は将来的には一校に一人ずつスクールカウンセラーが置ければいいな、こう思っておりますけれども、何しろ養成が絶対的に間に合いません。それでも人数がふえて、今は毎年数百名が臨床心理士の資格を取れるような状態にまでなっておりますが、ちょっと前までははるかに少のうございました。

そんなこともあるものですから、臨床心理士、スクールカウンセラーへの要望が大変強いものですから、それにかわるものとして、例えば一つは、すべての先生たちがカウンセリングマインドを持つというようなことで、教員免許を取る大学での養成段階からそういったカウンセリングのコースを勉強するということがあります。あるいは、現職教員も、いろいろな研修等を通じてカウンセリングに関するいろいろな知識あるいは体験というものを持ってもらって、そして子供たちに接するといふような工夫はやっております。

さらに、中学校には心の教室相談員というものを置き、心の教室というものをつくって、そこで子供たちのいろいろな悩み、あるいは先生方の悩み、あるいは場合によっては保護者の悩みにも対応できるようにしよう、さまざまなそうした対応策をとっているところであります。

○武山委員 学級指導も大事ですけども、学級

指導と同時に、実際は現場は生徒指導が大変だという、生活指導というか、それはもう本当に家庭の教育、社会の教育、そして学校教育、三位一体にならないと効果は上がらないと思うんですけれども、現場はそういう悩みがあるということで、現実的には定数を教職員の定数改善計画というところでふやすわけです。

教頭先生の複数配置ということで、実際に教頭先生が、私がちょっと聞いたところによりますと、朝七時から夜八時まで、十二時間どころか十三時間勤務している、校長先生は大変だから今回定数がふえるということで大変助かっておる、太いこれはやっていただきたいという方も中にはありました。定数がふえるという部分では私も賛成なんですけれども、その定数がふえる部分で、数字だけが、定数がふえていくだけで、中身の議論が、本当にこれでいいのかという部分があるんです。

まず、私が問題にしたいのが衆法の方、衆法と開法を交互に質問をしたいものですから、ちょっと衆法の方で、栄養士をふやすというところがありまして、それについて、まず、給食というものは食糧がなかった時代に始まって、それがずっと延々と続いているわけですけども、今、食事というものは、三食のうちの一食が学校給食として、ほとんどの地域で給食が行われているわけです。この中で、たしか栄養士さんがふえますね。これの根拠をぜひ聞きたいと思えます。衆法の方です。

○石井(郁)議員 武山委員にお答えいたします。学校栄養職員の配置基準の改善についてのお尋ねでございますけれども、政府案は五年間で九百六十二人の増員を図ることになっておりますが、これでは全然足りません。私も三野党案は、ミルク給食を除く学校給食を実施する単独実施校について、十五学級以上の小中学校に一名、十四学級以下の小中学校二校に一名配置するなど、十年間で五千名の増員を図るといふようにしております。

学校栄養職員の職務は、学校給食法におきまして「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる」とされておりますが、具体的には、献立作成、食品の選定や発注、衛生管理などの給食の管理運営と食に関する指導などが職務とされているわけですが、事務処理が大変多いと、なかなか指導に当たる余裕がないのが現状であります。

学校給食は教育の一環です。今、食生活の乱れから、学校給食を通して食の知識を身につけさせることが求められていると思います。一人一人の子供たちの相談にも乗れるように、子供たちの食生活を豊かにするために増員を図ることとしていきます。

ぜひよろしくお願い申し上げます。

○武山委員 三食のうち一食を全部学校で見なきゃいけない、すなわち、給食も学校で見えないことになりまして、本当に膨大な財源がかかるわけですね。

私は埼玉県の方八千という人口の町の出身なんですけれども、首都圏で二万八千といいますが、決して大きな町ではないんですね。それで、町立の小学校は一年間で約三億かかるというわけなんです、財源を見ますと。

実は、もう九年ぐらいい、十年近くたつんですけども、私の生まれた町でいつか、給食廃止と言った町長さんがいるんですね。その方は亡くなつてしまつたんです、給食廃止と言いまして、お母さんたちが大反対しまして、がらが悪化しまして急死してしまつたという経過があるんですけれども、それは別にして、その町長さんは、三億という財源があつたら子供たちのコンピュータ教育や英語教育に使いたいというようなことをそのとき言つたわけなんです。

私も、教育の興味づけ、そういう知的な部分は学校が当然負うべきだと思っております。と同時に、今、生活指導から、しつけから、食生活の部分まで学校が負うというふうな、そういう状態にあるわけですね。それはやはり大きな負担なわけですから、それはもう財政的にも大きな負担。それから、

財政を支える前に人が要るわけですから、人も大きな負担。

行革の中で、すべてが行革と画一的にやることではないと思えますけれども、私は、二十一世紀というのは日本は国家の像としてはやはり小さな政府を、大きな政府であらゆることを国におんぶにだつたら、自立した、規律ある自己責任の社会にやはり行くであろうと私自身は描いているわけなんです。そういう中で、家庭の役割、やはり食も家庭の役割じゃなからうかと思うんです。

それから、学校の役割、地域の役割から見ますと、今の開法も衆法も、どちらかというとやはり財源的にもっとかかる、それから人数ももちろんふえていく。ということは、相反するものですよ、行革という部分で。しかし、前もって言いましたように、行革自体もすべて画一的ではだめだと思えます、必要なところにはやはりお金も出さなきゃ。そういう意味で、衆法の十七万人という数、これを十年計画でということですけども、では、衆法の方は財源はどうするんでしょうか。

○藤村議員 武山百合子委員にお答えを申し上げます。

今、財源はどうするかという質問でよろしゅうございますか。(武山委員「はい」と呼ぶ)

既に御承知のとおりであります、武山百合子委員も御参加で、先般、例えば野党四党では予算組み替え要求を出しました。これはすなわち、むだな部分は削れ、しかし必要などところには出そうという野党四党合意のもとに、小沢一郎党首も賛意をいただいた。

この中身について簡単に申しますと、八千三百億円ぐらいいむだな部分は削減せよと。その大きな部分は公共事業でありまして、三千億円ぐらいいあります。一方で、こういう教育、特に三十人学級を実現しようという問題などを含んだ部分では、ちょっと数字が間違つていたら後で訂正いたしますが、約四千億円ぐらいいですか、これはふやす方ですね。

つまり、予算の組み替えというの、我々は、

単にこれを切れあれを切れと言うのではなしに、あるいは、これをふやせあれをふやせと言うだけではなしに、やはり将来のブライマリーバランスを考へる、そういう方向で、全体の予算は五百億円の削減を求めたわけであります。しかし、そんな中でも、この三十人学級の実現のためにはむしろ増額の方で手当てをした、こういう経緯がございました。

そんな中で、今回の三十人学級法案というのは、先ほど委員御案内のとおりであります。十年がかりで、一年ごとに約七百九十八億円の予算をこの三十人学級につけていくということでは、十分に手当てができる、そして、かつ、膨らんだ予算をある意味では将来のブライマリーバランスを考へて削減もしていく、そういう法案になっております。

○武山委員 衆法にもう一つお聞きしたいと思ひますけれども、教員の数を、衆法の方も臨時雇用をするのでしたでしょうか。閣法の方は臨時雇用と聞いておるんですけれども、そこをちょっとお願いいたします。

○藤村議員 午前中に、非常勤講師を定数枠に入れる、入れないの話が大分議論がございました。実は私も閣法に対して若干の考え違いをしていた部分がありまして、閣法では、これは政府の方が答へるべきでしょうが、今回、非常勤の講師を定数一の中で例えば二名、三名入れてもいい、そういうことになっておりますが、我々は、やはりその策はまだとるべきではないという判断から、基本的には定数、それは四十人から三十人にしたということと十分にこれはふやせるわけですから、その部分で補っております。

ただ、一つだけ、定年が延長されるというか、再任用、六十歳を過ぎた方々の再任用の方については、時間、例えば普通の常勤の方の半分ぐらいで、二人働いたときに定数一に加える、こういうことのみはこの法案でも検討して入れております。

○武山委員 そうしますと、いわゆる小中学校の

教員の数は臨時雇用をしないということですね。それで、ある部分は再任用ということで、退職した人で補うという部分ですね。

それでは、閣法の方は臨時雇用というのは年度で何人ぐらい考へておるんでしょうか。

○河村副大臣 細部の問題でもあり、私からもお答えさせていただきますが、非常勤講師を何人かということをごさいますけれども、現時点では、今何人ということを確認いたしております。

これから教員定数が決まってくるわけですね。そして、その中でそれぞれの教育委員会が、特定教科を担当する教員の授業日数が極めて少ない場合に、これを非常勤講師に置きかえようということとで、これまで、研究会を持ちまして、どういう形で置きかえていったらいいか、効果的にやったらいいかということで、今各教育委員会でも試算をいたしております。どの程度置きかえられるか、これによって、これは当然全体の定数の枠の中でやりましますから、それぞれの教育委員会がこういう形でやりたいという方向が出れば、それに従って非常勤講師の数が決まってくるであらう、このように考へております。

○武山委員 この十三年度改善数によりましますと、小中学校の方は五千三百八十人、そして高校の方が千四百二人となっておるんですけれども、はっきりした臨時雇用は全くわからないというふうに判断していいわけですね。

そうしますと、閣法の方で、この再任用短時間勤務職員というのは、どんなふうにどう活用しようと思っておるのでしょうか。——ちょっと時間をもったいないので、後で答えてください。

衆法の方をちょっとお聞きいたします。

衆法の方は、私は質の問題が心配なんです。それで、対症療法として、今ある人材をどのように意識改革していくかというと同時に、一番国民は今期待しているわけですね、教育改革に、人材の再育成というのですか、それを現在いる教職員にすることと同時に、また大勢の教職員を採用するわけですね。そこにいい人材をどのように採る

か、その部分が数字だけ歩いてしまっているの、そこを私は非常に心配しております。どういうふうにして人材を確保するんでしょうか。

○藤村議員 お答えいたします。

私も何度かこの委員会でも、本当にいい先生をどれだけ確保できるかということが重要な問題だと指摘しました。まず、教員養成の課程の問題があります。それから、免許は大抵取れるわけですが、その次にいわゆる採用の問題があります。だから、大きなチェックが、チェックというよりも、教員養成の課程というのは、これは四年がかりでやはりその中身を充実させていく、あるいはいかに今の時代に合った先生方を養成するかという、これは常なる見直しが必要だと思ひます。

さらに、今度は採用の段階であります。

武山先生、御承知でしょうか、このところ先生になるのは大変難しい。今日の教員採用試験の競争率というのは、小学校から高等学校まで、おおむね、いわゆる競争倍率十倍ということ、あるいは十倍を大きく超えているということでございます。

ところが、十年前の時点で見ますと、平成二年における競争率を見ますと、小学校教員では三・一倍ぐらい、中学校で四・八倍、高校で五・六倍、こんな倍率で、先生は優秀な方がある意味では採用されたわけでありました。

そういう意味で、平成十二年度ベースで、私どもの法案の改正に基づく将来の競争率を換算しますと、小学校で三・八倍ぐらい、中学校で五・一倍ぐらい、高校で四・二倍ぐらいとなつて、ちょうど十年ぐらい前の教員採用の倍率になつてくる。

これは教員だけではなく人材採用すべてについて言えることですが、競争率が高いからいい、あるいはいい人材が集まるということではございません。問題は、やはり受験者数、そのすそ野の広さであります。採用がふえれば必然的に受験者数がふえることは当然考えられますし、このことが人材確保のために非常に重要であると思ひます。

また、年齢的に何か一気にか若い先生が入ってくるというふうには我々は考えません。教員採用試験における年齢制限の上限を延ばす動きが既に自治体などにもありますので、意欲のある教員志望者をバランスよく採用していく工夫、これをやはり都道府県にお願いしていく、こういうことでこの法案は成り立っております。

○武山委員 その中には、中途採用という部分もありましますでしょうか。

固定的な先生が非常に多いわけですが、ワンパターンの。教育学部を出て、そして学校の先生になるという人がほとんど。ワンパターンだと思ひます。その中で今までの子供たちが育ってきたわけですから、私は、中途採用でユニークな人、資質を持っているかというその部分を伸ばそう、個人を中心にこれからやっていくという方向に向かつていくわけですから、それには、今の先生方では対応が相当できないと思ひます。意識をまず変えるのに物すごい時間がかかると思ひますね。

と同時に、やはり中途採用で、例えばアメリカなんかでは、本当にびっくりしたんですけれども、ニューヨークでミュージカルをつくっている方が途中で学校の先生になつたりしまして、小学校、中学校でミュージカルをつくって子供たちとともに上演するわけですよ。音楽専門のワンパターンの、いわゆる教育課程の中の音楽を取ってくる先生が今まで多かったと思ひます。音楽大学を出た方は学校の先生になる人が少なくて音楽専門に行く人が多いという今までの過程の中から見ますと、いわゆる質の問題、やはり多種多様な、質を高めるためのきちとした何かプランがそこにないと、人の数字だけが走つてしまふ。これは国が国民の税金を使って先生を採用していくわけですから、そこには国民に対する説得力というものが非常に要ると思ひます。

そこで、中途採用などはどういうふうにか考へておりますでしょうか、衆法の方でお答えいただきます。

たいと思います。

○山元議員 今の教員の質を高める、いい先生を確保する、こういう御質問、先ほどもありました。採用の問題は大事な問題です、今、武山委員がおっしゃるように、他の職を経験してきた人たちが、あるいはすぐれた知識や技能を持つ人を教育の場にきていただくことは大事なことで、どうふうに思います。

けれども、各学校に一人あるかないか、それを一つの大きな手がかりにするわけにはいかないというふうに思っております。小中学校の二十三万という学校数に一人ずつと、そういういい人材がいるとは思えない。

大事なのは、今、現に学校にいていただいている教職員の皆さんの力量を高めていく、研修をしていただく、勉強していただくということが大事なので、その条件をつくるのが大事だ。

今、学校の教職員の皆さんは、本当にわき目も振らずという感じで仕事をしています。私も孫が二人学校に行っていますけれども、本当に先生は忙しくて、なかなか答案を返してくれない、先生を訪ねていっても職員室にいらっしやらない、こういう状況になっています。ですから、一生懸命になって授業をすることと、そしてそのための研修、準備をする時間を、ゆとりを教師に持たせることが一番大事なんだろうというふうに思っています。日々、やはり能力を高めていく、あるいは人間的な力を高めていく教職員の環境ということが大事な要素だというふうに思っております。

以上です。

○武山委員 先生のお話はお話でわかりますけれども、その意識改革というのは非常に時間のかかることだと思うのです。今まで、ほとんどそういうパターンで頭が来たわけですから、それを変えるということは、私の母なんかを見ていても、学校の先生をずっとしてきた自分の親を見ていても、変わるんというところはまずないですね。ですから、自分の親さえも変えることはできないということです。それを意識改革するな

んといったら物すごいエネルギーだと思おうのですよ。

それで、今先生のおっしゃったように、先生方の仕事というのは膨大にあるわけですよ。朝から晩まで物すごい仕事。ですから、そこにやはりすべて、家庭のしつけから生活指導から、ましてや教育の基礎的知識から、あらゆることを先生一人が負担しているという部分も大いに議論をして、ゆとりももちろん大事ですけれども、本当に先生一人の仕事は何なのかという、本当に現場の声というんでしようかね、それも一々精査しないと。

と同時に、私は、もう今までのワンパターンの発想は、やはり物すごい時間がかかりますので、人心を刷新していくには、そこに新しいフレッシュな意欲のある先生を、新しく全く違った風を入れていくということが大事じゃないかということと、中途採用ということをやったわけなんですけれども、ぜひそれを。

私は、皆さん、そこにかかわっている方々は学校の先生が多いですね、現実問題としてそうだと思うのです。そういう方々の意見が恐らく中心になっているんじゃないかなと思ってるんですけれども、私は、全く部外者から見ても、国民の一人として見て、それと同時に、あの手の手も入れないと、今までのところを変えていくというのは大変な物すごいエネルギーだと思っております。やはりその覚悟が非常に大事だということをやちょっとつけ加えておきます。

それから、先ほどの閣法の部分で、いわゆる公立学校における再任用短時間勤務職員をどのように活用するかという質問を先ほどしたんですけれども、なかなかお答えいただけなかったんで、時間がもったいなかったんで衆議院の方に振ったんですけれども、先ほどの中途半端になっている答えをお聞きしたいと思っております。

○町村国務大臣 委員御理解をいただけたと思います。が、あらかじめ何人というのをここで今申し上げることはできないんです。なぜかということ、それは都道府県の方で、定員の中で一体どう

いう形で、例えば新規の人を入れるのか短時間再任用を入れるのか……

○高市委員長 大臣、お待ちください。ちょっと質問を取り違えられているようですので。

武山百合子君。

○武山委員 では、もう一回。
公立学校における再任用短時間勤務職員ということで、町村大臣、退職される先生がいますね、その先生を再雇用するということですね、短時間の勤務で。その活用の中身は何ですかという質問だったんです。

○町村国務大臣 失礼しました。数のことをさっきお問い合わせだったから、数はあらかじめわからないということをお願いしたわけです。

どういう場面とということでございますけれども、例えば、新しい学習指導要領の実施で、総合的な学習の時間を初めとするいろいろな多様な教育活動がこれから展開をされていく、これに対応して、専門分野とか得意分野を異にします幅広い指導スタッフを整備することが求められてくるわけでございます。したがって、特定教科を担う当分の教員の授業時間が極めて少ない場合に非常勤講師に置きかえていくって定数を有効に活用するということのようなケースが、一番わかりやすいケースとして、効果的なものではないだろうか、こう思っております。

○武山委員 そうしますと、これから新しく始める、習熟度別ということ想定しているんでしょ。それだけじゃなく、中学校の場合は教科別になりますね。小学校の場合は、体育、音楽、家庭科など以外は、ほとんど一人の担任が他の教科を全部見ますよね。その中の習熟度別という意図を想定してこの再任用を、すなわち、退職した先生をまた雇用する、その働いてもらうときにどんな活用をするんですかということなんです。国民にわかりやすく説明していただきたいと思

○町村国務大臣 あらかじめどこにということ文部省が想定したり決めているわけではござい

せんので、そこは、まさにそれぞれの学校の事情、地域の事情によって、この分野で退職した方を短時間使用したいということを考えていくということになるわけでありまして。

○武山委員 そうしますと、現場の校長先生の権限になるかと思うんですね。職員の先生と話し合って、最終的には校長先生の権限で、現場対応で多種多様なことが、あらゆることを考えられて対応できるという解釈でよろしいわけですね。

○町村国務大臣 これは採用でございますから、校長先生がこの人を採用するというわけにはまいたらないので、採用権限は都道府県教育委員会になります。

ただ、校長先生のそうした希望、現場の希望というのが市町村教育委員会に行き、そして都道府県教育委員会に行くという形で、当然のことですが、校長先生の意向というのは十二分に反映されるものと考えております。

○武山委員 活用の中身をお話しにならなかったわけですので、それは現場の状況によって何も言えないということ、そうしますと、あらゆるという言葉そのもののあらゆるでよろしいわけですね。

○町村国務大臣 さようでございます。

○武山委員 はい、わかりました。
それでは、この部分は、あらゆるという意味は、衆議院の方はどうなりますでしょうか。

○藤村議員 閣法と衆法の違い、ここは割に大きいところでありまして。

我々は、基本的に、いわゆる定数枠を使って非常勤講師を採用することは認めていないし想定していない、ただし、六十歳を超える再任用の部分についてはみ道は今開いたということで、我々の本旨は、基本的に、やはりきっちり定数一名で一人の先生とということを想定しておりますので、あらゆるとかどういふ場面とかいうことをほとんど想定しないで、それは四十人から三十人にすること、いろいろな場面に学校ごとに対応いただける、こういう期待を持っております。

○武山委員 わかりました。

もうほとんど時間はないんですけれども、最後に、そうしましたら、いわゆる都道府県の権限がほとんどなんですけれども、この部分は相変わらず変わらないなと思つたんです。ほとんど都道府県の権限で決めているわけですから、それはもう今までもどおりではほとんど変わらないという印象です。言葉では、現場の声を各市町村の教育委員会がきちつと聞いて、そして都道府県に上がつて、最終的には都道府県で決めるということですが、それでも、現場の現場の現場に上がるとお思ひでしょうか、町村文部大臣。

○町村国務大臣 現場の、特に校長先生の役割は非常に重要なものだ、私はこう思つております。それぞれの公立の小学校、中学校、もちろん高等学校もそうでありまして、やはり校長先生の学校の経営方針といふことが、どういふ学校をつくっていくのかということが非常にこれからは問われてくる時代だ、こう思つております。

そのために、例えば市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会に人事異動の意見を言う際に校長の意見もあわせて言うことができるようにするといふような形で、人事の面での校長の権限をより強化する。あるいは予算面でも、一定の枠であれば校長の独自の判断で、もちろん一定のルールにのっとつてでありまして、使えるようにするといふようなこと。あるいは学習の中身につきましても、もちろん指導要領といふものによつて立っていただく必要がございますけれども、それでもその中で相当いろいろな学校ごとの工夫が、現在でも行われております。

私も、そう多くではございませんが、幾つかの学校へ行つて、明らかに校長先生のその学校経営に対する、あるいは学校教育に対する考え方、随分学校の雰囲気なりあるいは教える中身も変わつてくる、やり方も変わつてくるということが可能でございますから、そういう意味で、私どもとしては、校長先生のまず立場といふまいやうか、学校経営のあり方について最大限サポートしてい

く、それを市町村教育委員会もサポートし、都道府県教育委員会もサポートし、そして最後の一線として文部科学省もそれをサポートしていく、こういう関係で私どもはこれから臨んでいきたい、そういう意味でできる限りの地方分権といふものは、やはり進めていく必要がある。

ただ、それじゃ、市町村ごとで全部決められるだらうかといふと、例えば人事の異動などをやる際に、市町村の範囲の中だけでやっていくというわけにはいかないケースもありますから、そこは都道府県で人事は広域的に最適な配置を考えていくといふようなことを考えたときに、やはりすべてを学校現場に、あるいはすべてを市町村におろすといふわけにはまいらないのだらうな、こうは考えております。

○武山委員 大学関係の件は、町村文部科学大臣と議論したいと思ひますので、またこの続きは以後時間をかけてしたいと思います。

○高市委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。私は、きょうは政府案についてお尋ねをいたします。

まず、子供たちの現状でございますけれども、いらつくとかムカつくとか、動き回る多動化現象など、本当に大変な状況が今あります。もう既にいろいろ質問もありましたように、やはり今必要なのは、生活集団としての学級、また学習集団としての学級、そういう学級集団の縮小だといふふうに思ふのです。もう既にこの点では大臣がいろいろ御答弁されておりますので、重ねてということになるかと思ふのですけれども、私としてはやはりどうしてもそこから伺つておかなくちやいけないう思ひであります。今回の政府案では三十人学級を見送つたといふことでありますので、なぜ、学級集団の縮小、学級規模の縮小といふことに踏み出さなかつたのか、子供と学校の現状に照らして、まずその基本的な認識を伺つておきたい。学級集団、学級規模の縮小ではなくて、

一部の授業だけにこれを絞つたということについての基本的な考え方といふことを最初に伺いたいと思ひます。

○町村国務大臣 公立小中学校の学級編制につきまして、現在は四十人を上限として編制するといふことになってゐるわけですが、しかし、実際の学級の規模といふのは、二十人以下といふところから四十人まで非常にさまざまございまして、全国平均の学級あたりの児童生徒数は、先ほど申し上げましたが、小学校で二十七・

〇人、中学校では三十二・一人といふことで、現実には実は三十人学級という姿がもう生まれてゐるという点を御理解いただければと思ひます。

考え方としてそれではどうかといふことでございしますが、全国一律に三十人学級を実施することにつきましては、一学級あたりの人数を少なくしても、やはり教員一人が学級を担任するということと変わりがなくございまして、先ほど来同じことを申し上げておりますが、学級王国と言われるそういう問題、先ほどある方が、それはごく一部の現象ではないかといふお話がありました。

が、私の知り得る限りでは、ある県では、校長先生なり教頭先生なりがそれぞれの学級でどういふ授業が行われているかといふことについての立ち入り、教師は拒否する権利を持つてゐるといふやうなところまで、労働組合との間で話し合ひができしてしまつてゐるといふやうなことも現実にあるわけでありまして、それは決してごくまれなケースではないといふことから、私どもは、できるだけ数多くの先生たちが多面的にきめ細やかな指導、評価が行えるやうな、そういう形で学級編制をしていったらいいのではないだらうか、こう考えてゐるわけでございます。

要するに、教科等の特色に応じてさまざまな人が指導に入るといふことのメリットといふのが一つあります。それからもう一つは、三十人学級とした場合には、三十一人だと、十六人と十五人と

いうクラス編制になつてしまふので、集団の中で人間関係をつくつていったり、切磋琢磨をす

るといふ面から考えますと、それはちよつと、十数名といふのはいかなのかなといふことでございします。さらに、これは全国一律に三十人学級をやるといふことになりまして、これまた先ほどお話をあつたとおり、大変な膨大な経費がかかるというところで、やはり私どもは財政といふものを全く無視して政策は考えられませんが、現在の限られた財源の中でより効果的な手段を選択するといふ観点もまた必要なんだらう、こう思つております。

このため、今回の改正では、学級編制については四十人を標準にするという制度の基本は変えずに、教科等に依じた二十人程度の少人数による指導を実施するための定数改善でありますとか、あるいは、児童生徒の実態を考慮して、特に必要があると都道府県が判断をする場合において特例的に学級編制の引き下げを行う。低学年でございすとか、あるいはいじめ等々があるやうなケース、こんな場合には特例的に学級編制の引き下げを行うことができるようにする、これが今回の制度改正の趣旨でございます。

○石井(郁)委員 学級規模を縮小してほしいという願ひといふか、そういう意見は本当に国民的な意見、声だといふふうに私は考えておりますが、ことしも今、国会に千九百万筆の請願署名が提出されております。これまで文教委員会、今文部科学委員会ですけれども、毎年この請願の採択を、否決ではないけれども保留しなくちやいけないといふことで大変つらい思いをしてきたわけですが、これも、この請願署名といふのは、もう十年以上になつた、全国的には三千万署名と言われる形で、教職員や父母の皆さん、生徒自身も高校生などが取り組むといふ形で取り組まれているわけですね。自治体でも、いわゆる三十人学級、学級規模の縮小といふ意見はもう千六百近い数に上つております。ですから、学級規模を縮小してほしいという意見書、決議といふのは相当な形で広がりを見せてゐるわけでありまして、一方、こういう運動がありながら、今回の政府

御案内のように、新しい指導要領で総合的な学習の時間が導入されるわけでございますけれども、そうした総合的な学習の導入等に伴う教科科目に応じて、少人数指導等の多様な指導方法を実施するための教職員配置を要望するものが多かったということがございますし、これは今の直接的なお答えになりませんが、教頭、養護

を三つのグループ、三学級を五つのグループに展開し少人数指導を行うなど、さまざまなパターンが考えられるところでございます。これも、この計画を策定するプロセスにおきまして、各自治体等からのヒアリングなどを踏まえまして、恐らくこういう形で展開されるのではないかとというふうに私どもは考えているところでございます。

いとい たような研究があるとい うことを御紹介 申し上げましたが、私どもも、そこで申し上げま したように、特に第六次の定数改善計画におきま して新たにチームティーチングを導入したわけ でございまして、その成果を、平成九年度、十年 度、私どもの直轄の研究所でございます国立研究

たつてずっと研究追跡された。十五人のクラスと二十五人のクラスと補助教員がついた二十五人のクラスの三つに分けて、国語、算数の教育効果について調査をしている。

るんです。この調査の結果で、やはり十五人のクラスでは学力は上がる、やはり少人数の学級集団の方が学習効果が上がるということで、特定の地域では十五人学級にしているということでしよう。だから、日本の場合は、本当に文部科学省としてそういう姿勢が見られないということを大変問題だというふうに私は思うのです。

この点で、民間レベルではいろいろもう取り組んでおります。九九年には、日本教育学会が取り組んだ報告書で、学級規模の標準はやはり二十人程度とすべきだという報告書もまとめているわけです。

重ねて伺いますが、大臣にこれはぜひ伺います。なぜ学級規模の縮小ということに向かわないのかという問題です。先ほど述べられましたけれども、今後のことも含めて伺っておきたいと思えます。

○町村国務大臣 これも先ほど午前中のこの委員会での御議論の中にもございましたけれども、私どもはとにかく、今回の新しい定数改善でT・Tを中心としてきめ細やかな指導ができるように、少人数を、英語とか数学とかそういう分野でできるようにしようということ考えているわけでございます。

これで、五年間ということが一つの計画によって進行するわけでございますけれども、そのある途中のところ、この五年の計画で本当にどれだけの効果が上がったか、あるいは、この直前でやってきたのはやはりT・Tをやってきておりますから、そうしたこともきちんと調べるべきではないかという委員の御指摘もありましたし、私どももそう考えておりますので、その辺はまたしっかりと調査をやっているところ、こうは思っております。

そうしたただんだん進化していく積み重ねの中、何も私ども、未来永劫三十人をやりませんと断言しているわけでもございませんから、とりあえずは私どもの今回の考え方を進めさせていただければ、途中で必ず検証してみたい、こう思っています。

いるわけでありませう。

○石井(郁)委員 これまで文部省の側から、少数にしても学習効果が上がるかどうかというのは明確でないというふうなことをたびたびおっしゃっておいられました。しかし、今回特定の教科だけでも少人数授業というふうに一応踏み切ったという点でいうと、やはり少人数の教育効果を認めたという点になりませんか。私はそういうふうに理解するわけですが、この点ではいかがでしょうか。

○矢野政府参考人 今回の改善計画におきましては、学級規模を一律に引き下げるのではなくて、教科等に依じた少人数指導を行うことにより、私どもとしては以下申し上げるような効果が期待できるものと考えているところでございます。

一つは、いわゆる学級王国と言われるような閉鎖的な状況を打破し、教員の連携協力を推進することができるとのこと。さらには、固定的な学級にとらわれずに、個々の児童生徒に複数の、多数の教員がかかることによりまして、きめ細かな指導を行って、一人一人の児童生徒の個性はぐんぐん伸びていくことができること。また、きめ細かな指導を通じて児童生徒に基礎、基本を定着させて基礎学力の向上を図ることなど、そういった効果が期待できるものと考えているところでございます。

○石井(郁)委員 端的に一言で御答弁いただきましたのでありますが、要するに、やはり少人数の授業にすると教育の効果は上がるということですよね。それをしっかりと答弁していただきたいと思えます。

○矢野政府参考人 教科の特性に応じた少人数指導というのは、私ども、教育効果という意味で大変高いものというふうに考えているところでございます。

○石井(郁)委員 少し慎重に考えなきゃいけないんですけれども、文部省の方は少人数指導というふうに言っていて、そこに教師を配置するという形態だけを考えているというところがあるわけですか。

私は、そういう少人数指導というところにすりかえることは許されないというふうに思うのです。要するに、クラスを小さくする、クラスサイズを小さくするということがやはり教育に効果があるということだと思っております。だから、事実上そういうことにも向かっているというふうに考えなければならぬと思うのです。

さて、問題は、今矢野局長からのお話がありましたが、今度閣法でやろうとしている少人数授業とか少人数指導というものがどういふものになっていくのかということなんです。これは、現場の方からすると大変な関心事になるわけですよ。子供たちにも、親たちにもそうです。

それでは、少し具体的に伺っていきいたいと思うのですが、少人数授業にするときに、どういうクラス分け、どういふグループ分けをするのか。今はつまり四十人でしょう。それを二十、二十にするのか。大体二十人、二十人と言われているんですが、四十人というのは一律ではありませんから、学年で分けるというふうなことです。例えば、三十人という今の実態があつて、二クラスあれば六十人だ、学年でいうとそれを三つのグループに分けるというふうな話にもなるわけですよ。

だから、グループ分けとかクラス分けというのはどうもいろいろなことが考えられるというふうな伺っているんですね。この点でも、実際どういふことが起こり得るのか、現場はどうなっているのかということが十分研究された上での計画なのかということが大変心もとないわけですよ。

これは、少し具体的に大臣にもお尋ねしたいんですけれども、例えば、小学校一年生が入ります。あるいは、小学校低学年と考えてもいいです。本当にまだ学校に来たばかりでしょう。その一年生で、国語の場合にはこの集団に入りますよと、クラスが分かれるわけですね。国語の授業ではあなたはここの集団ですというふうなことになるのかどうか。もしそうになったら、小学校一年生なんて大混乱が起こりますよ。まず自分の属するク

ラスがどこかきえなかな確定できないという年齢段階だと思ふのです。そういう点でいうと、何か本当に混乱するんじゃないかということが一つあるわけですが、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕
○矢野政府参考人 少人数指導の実際の方法についてのお尋ねでございますけれども、私どもが少人数授業、少人数指導を計画として盛り込んでおる考え方は、先ほど来申し上げておりますように、例えば、小学校では算数、国語、理科、中学校では数学、英語、理科の三教科について少人数指導が可能となるような積算をして定数改善計画に盛り込んでいくところでございます。

実際の少人数指導の具体的な展開に当たりましては、あくまでもこれは積算でございますので、その積算にこだわらなければならないわけでございます。で、どういふ教科をどういふ形のグループとして展開するかというのは、これは基本的には各公共団体、各自自治体がそれぞれの地域の子供の実態等を踏まえて、主体的に御判断されるべき事柄でございます。

○石井(郁)委員 これは、実際に昨年末、京都で一方的に少人数授業というのが施行されたんですね。そうしますと、今度はこういう結果がいろいろ言われているわけですよ。

学級を無理にグループ分けしますと、今不登校ぎみの子供とか大変問題を持っている子供たちを抱えていますから、そういう生活上の課題がやはりおそろそかになっていく。それから、授業の進度を合わせることに追われまして、授業の工夫というところに限界を感じる。評価というのも大変難しい、学年全体でつき合わせなきゃいけない。担任の仕事がふえる。進度を合わせるために出張も休暇もとれない。だから、先生方は、言ってみれば、楽になるといったらおかしいのですけれども、つまり授業のために準備ができる時間というのが先生にとつたら一番大事なわけでしょう、そ

ういふ点でいうと、何か本当に混乱するんじゃないかということが一つあるわけですが、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○石井郁委員　ずっと問題にしていますように、やはり生活集団と学習集団の乖離ということが現場の大変大きな問題で、指導上の系統性がとれない、図れないということで問題が生まれているわけであります。ある子にとっては、国語はよくわかるけれども算数はよくわからないというところもあるでしょうし、そういう子供をどのようにグループ分けするのかというのは、現場からすると本当に大きな問題だ。最初に申しましたように、一学年三クラス、それを六つのグループに分けると、一学年三クラス、それを六つのグループに分けるという場合もある。それがまたもとの学級に

○町村国務大臣 申しわけありませんが、今石井委員が言ったことが教育現場のすべてではないと私は思っております。

私も、国会が始まる前に、十二月、一月、幾つかの学校を見てまいりました。そして、むしろ学年で一つの集団をつくってやっているケースとか、あるいは先ほど来お話しのように、二つのクラスを三つに分けてやっているケースとか、いろいろなケースを見ながら、まあ私が行ったからとてもうまくいっているところだけを見せていただけたのかもしれませんが、私は、それはそ

熱度別が唯一の少人数の基準だと言っているわけではございません。一つの基準かな、一つのやり方かな、こう思いますけれども。

例えば、習熱度別ということについて、今までではとにかく平等ということで、先ほど私がちよつと教育改革の理念で申し上げました、一つの学級集団で、四十人なら四十人の中で一斉に授業をやらなければならぬ、これはまさに悪平等の最たる

もう学校現場の判断で進める以外にないということだと思ふのです。地域も違うし、それぞれの子供たちの実態も違うしということでしょう。

だから、このことについて、文部科学省はやはりきつぱりとしていうことを言明してほしい。それから、教育委員会の判断ですることだというふうによく言われますけれども、教育委員会の判断で、やはり教育委員会がグループ分けやクラス分けをこうしろあめしろと言ってくることもあるわけですから、そういうこともやらない、やってはならないのだというぐらゐのきちんとした態度を

表明してほしい。いかがですか。

○町村国務大臣 それは、石井委員御指摘のとおり、学校の現場を知っているのは各学校でしようから、その各学校の意向をきっちり教育委員会に伝え、そしてそれを教育委員会が判断をして決めるということで、学校の意向を全く無視した形で教育委員会が、こうしなさい、あしなさいと言ふことは、それは余り適切な話ではないなと思います。

ただ、私は別に、その習熟度別が唯一だとは申しませんが、さっきおっしゃった、親が、自分の子供がAというクラスなのかBというクラスなのか。確かにそうでしょう、今までそうでしたから。しかし、もうそういうのをやめましよう。自分の子供がどういうクラスにいかるとか、常々他人との比較において生きていく、そういう日本人の生き方を変えるきっかけを、私は学校の現場からつくっていききたいのです。

常に隣の芝生の色ばかり見て、自分はもしかしてこっちのクラス分けなのではないか、こっちのクラス分けなのではないかという形で、もうそういうのはだめだというふうになる。そうすると、今までの悪平等にまた戻ってしまうわけですね。そんな悪平等をやっていたら、伸びる子供も伸びない、二十一世紀の日本に必要な人材は私は育たないと思うのです。

でありますから、私は別に習熟度別が唯一の基準ではないと申し上げましたし、実際、各学校の工夫、努力にゆだねる部分が大きいわけでございますけれども、これは例示でございます。例えば習熟度別学習というのが不公平だというふうな従来の感覚は、もうぜひ学校現場から、それは親御さんも含めて、あるいは生徒本人も含めて、そういう古い観念は捨て去ってもらいようにお互に心がけていかなければならないのではないかなと思うので、あえて申し上げさせていただきます。

○石井(郁)委員 この点にしましては、町村文部科学大臣と大論戦をしなければいけないという課題で、いよいよそこ辺に入ってきたなという

思いもしているのです。

やはり現場からしますと、習熟度別学習に名をかりて能力的に子供を分ける、こういうグループ分けというのはもう大混乱を起こすだろうと。後で申し上げますけれども、過去にもあったので申す。そして、それはもうやめてしまっているというところもあるわけで、そういう声はたくさんございます。今大臣は、そういう習熟度別はおかしいというのはいくつかあるというふうに言われまして、けれども、私は、その考えはやはり子供の立場に立っていないと思うのです。

例えば、私は何でこのグループなんだ、あなたは勉強ができるからこのグループだよ、あなたは能力だからこっちのグループだよ。子供からしたら、そうやってしまうわけですよ。私は、こういうことは子供に絶対やってはいけないと思うのです。

つまり、子供というのは差別されることに物すごく敏感ですよ。本当に差別を嫌います。そしてまた、子供というのは可能性があるわけですよ。教育というのは、まさにそのプロセスでしよう。一人一人の人間の成長と発達を保障していくというのが教育の仕事ではないですか。初めから自分は今捨てられた人間なんだというレッテルを張られるというのは習熟度別学習、学習なんです。そういうことは教育の名において絶対してはいけない、これは私の教育論です。だから、それはもう文部大臣と全く違うところなのです。

少人数授業を文部科学大臣は習熟度別にするというののも一つだというふうにおっしゃったけれども、いろいろな到達度別に、本当におくれた子の手だてをするという意味で、そういう理解度に応じた指導ということはあり得ると私も思っていますけれども、やはり固定化したグループ編成にするべきではないと思うのです。

この点で、私は文部科学省に伺います。今回の少人数指導とか少人数授業というのは、そういう習熟度別の名による能力主義的な学級編成に固定化するという考えはあるのかないのか、はっきり

おっしゃっていただきたいと思います。

○矢野政府参考人 実際に少人数指導を行う際に、どのような教科や学年を対象として行うか、また、習熟度別のグループを編成するかどうかについては、最終的には各教育委員会あるいは学校の判断でございますけれども、先ほど来御議論ございます習熟度別の指導につきましては、現在学習指導要領に示す、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、そして個性を生かす教育を充実するためには、学習内容の習熟度の程度などに応じ、個に応じた指導を推進することが極めて大切であるわけでございます。このため、文部科学省といたしましては、少人数授業の実施に当たりましては、教科等の特性を踏まえながら、習熟度の程度に応じた指導を初めとした、個に応じた指導の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○石井(郁)委員 いや、もう少しはっきり言っていた方がいいのですよ。その個に応じた指導とか、それから、ちゃんと基礎、基本の定着のためとか、それはもういろいろな手だてが必要なこととは言ってもありません。要するに、この少人数分けということを能力主義的に固定化するような学級編成につなげさせていくことは考えていないということをはっきりおっしゃっていただかないと困ります。お答えは、文部科学省で結構です。

○矢野政府参考人 大変僥倖でございますが、私から。

先ほど来申し上げましたように、最終的にこれをどういう形でやるかというのは各教育委員会の判断でございますというところは申し上げてございます。

ただ、私どもとしては、こうした少人数授業を行うについては、先ほど来申し上げておりますように、教科等の特性を踏まえながら、習熟度別授業を初めとした、個に応じた授業の指導の充実に努めてまいりたい、またそういう形で各県を指導してまいりたいと考えているところでござい

す。

○石井(郁)委員 またちょっと前の答弁と違うのです。教育委員会の判断もそうですけれども、私たちがはっきりさせたいのは、やはり学校の判断というのが大変大事ですよ。教育委員会は学校の現場を知っているという前提に立っているかもしませんけれども、必ずしもそうではありません。この点で、やはり学校の判断を第一義的に考えるという点は、先ほどそういうふうな答弁をされたというふうにしてしまいますけれども、重ねて伺っておきたいと思います。

○矢野政府参考人 私が最終的には各教育委員会や学校の判断であると申し上げましたのは、それは、こういう学習指導のあり方について、教育委員会と学校との関係が各自治体においてさまざまであるわけでございます。基本的には、これは学校の管理運営の責任者である教育委員会であるわけでございますが、自治体によっては、これは教育委員会から各学校に権限委譲されているケースもあるわけでございますので、そういう意味で最終的には教育委員会あるいは学校の判断であると申し上げたわけでございまして、制度論で申し上げますなら、これは基本的には教育委員会の判断でございます。

○石井(郁)委員 私がなぜ習熟度別学習というところにこだわるかということについてですが、これまで文部省はそういうことを随分やってきたんですね。一九八二年ですけれども、進路指導別学級編成という名前ですけれども、進路指導別学級編成という名前です。父母に対しては、まさに今のあなたの答弁のように、一人一人の子供を伸ばすとか個々の子供の実態に照らして必要な指導を実現するんだとかというふうな、いろいろ校長先生から説明されるわけですね。そういう言葉どおりだとそれはなかなか反対はしにくいわけで、むしろ父母の方は拍手で歓迎をするということまで生まれただけですね。期待を持って受けとめたということがあります。

しかし、この習熟度別学級編成がどうなったか

という問題なんです。この学校では、生徒を前年度の成績の上位の者から、ランク五からランク一に分けて教室の座席を決めた。そして、一番窓側はランク一と二の生徒、中側はランク三の生徒、廊下側がランク四と五の生徒で、宿題も教材も別々のものを与えて指導するわけですね。

どうでしょう。こういうことを実施していきますと、窓際の席はばか席と呼ぶ生徒が出てくるわけです。その席に座った子供は、もう恥ずかしさに耐えられない。泣き出してしまふ。当然学校になんか行きたくないでしょう。授業参観のあったときに、学級懇談会で親は子供たちと同じ席に座るといふことまである。だから、ランク一とか二の父母がもう耐えられなくなつて帰つてしまふ。本当にこういうことがあるのかと思われちゃう。今、進学塾などはある意味ではこういうことがあるのです。公教育でこういうことにまてなつたら、私は本当に恐ろしい事態だといふふうに思います。PTAでも問題となつて、二カ月で取りやめになつたといふことですね。

大臣、改めて、これは文部科学省もそうではない、あなた方がどうも歯切れよい答弁をされないで、私がこういうことまで言わなくてはならないのですけれども、こういう、塾と同じようなことを公教育の場に持ち込むというやうなことがあつていいのでしょうか。習熟度別、習熟度別という名で、こうした能力主義的な学級編制の固定化といふことが行われていいのでしょうかといふことを、一九八二年のことで私は申しました。今現実に、そういうことがまだ日本のどこかにあるかもしれない。こういうことの復活みたいなことを考へてゐるのでしょうか。ちょっととはつきりさせていただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 一つの私のささやかな個人的な経験をお話しさせていただきます。

今から二十年ぐらゐ前に、私はニューヨークの郊外で勤務をしておりまして、うちの娘たちは二人とも、普通の公立の小学校二年、三年に通つて

おりました。二年、三年から三年、四年に上がるときに、そのクラスの子供が二人、二十数名のうち二人がもう一回二年生をやることになつたと娘が言うのです。小学校二年ですから、大変びっくりしました。

それはどういふことかと思つて、保護者の会みたいな学校参観日のときに、学校の先生に、随分勇気あることをなさいますね、日本でそんなことをやたらきつと先生はつるし上げられてしまつて大変なことになりますよといふ話をしたら、大変びっくりした顔をされて、それはあなた、違う、その子供にとって最もよい学習形態は何かといふことを考へたときに、その二人の子供の場合は、もう一度二年生をやることとその子にとつて一番幸せなんだ。だんだんたつていくうちに、小学校三年から五年にまた上がる子もいる。これはクラス編制というよりは、今は飛び級とか留年といふ話をしておりますけれども、要は、そこまで一遍に行かないまでも、その子供にとって一番いい教育といふのは一体何なんだらうかといふことをやはり虚心坦懐に考へる必要があるのだらうと私は思ふのであります。

だから、見えてあるとかそういうことではなくて、その子供にとつて何がいいのだらうか。わかつたやうな顔をしてどんどんクラスが進んでいく、そのことが本当に、例えば理解が遅い子供にとつて幸せなんでしょうか。私は、決して幸せだとは思ひません。しかも、ちゃんと理解が進めばまた別のクラス編制だつてあるだらうし、常にそのクラス編制が固定化されてゐるわけでもないでしょう。英語は英語のクラス分けといふのがあつてもいい。逆に、体育の時間のクラス分けといふのはちょっとないかもしれないが、やはり体育の時間では足の速い子が光り輝くといふやうなことだつてあるでしょう。音楽の場合もまたしかり。英語の場合に輝く子もあれば、数学の時間に輝く子もある。さまざまだと思ふのですよ。

そういう意味で、私は、その子供にとつて最も光り輝けるやうな時間が学校の中にあつた方がいいし、そして、その子供に最も合つた形での学習グループといふものが学校にあつた方がむしろいいのではなからうかな、こう心底考へてゐるわけでありませう。

○石井(郁)委員 大臣のお話はいろいろなところでお書きになつていらつして、私もよく存じておりますけれども、今話されたことと申すと、その子供に何が合つてゐるのか。本当にその子供に合つたことが大事だといふのは、だれも否定しません。問題はどのような形で、あるいは制度的な仕組みを含めてそれができるのかといふことなんです。

今のお話を伺いますと、一人一人の子供に合つたことを実現するためにも、学級規模の縮小が大仕事なんです。そういうふうにも言えるでしょう。私たちはそう考へてゐるわけですね。

ただ、今の例としては、進度の遅い子には、いや、落第といふことだつてあり得ますよといふアメリカの例を出されましたけれども、それは一つのやり方の問題としてはあるかもしれないけれども、今その子供に合つたことをいふことからいへば、学級規模の縮小といふことが本当に今大事だといふことなんです。

今問題になつてゐるのは、関法で出されてゐるのは、要するに少人数のグループ分けをする、しかもこれは、大体二つに分けてあつたり三通りに分けたらするといふ中の分け方の問題を言つてゐるのです。これを固定化してしまつたら、能力別に固定化をしてしまつたら、今の子供たちの実態からしても本当に合つてゐるのか。まさに合つてゐるのかといふ問題を私は申し上げてゐるのです。

私は、こういう小学校教育で今思ひ浮かぶことがあるのです。子供はエジソンの話が大好きですね。夢があるのです。あのエジソンは小学校で、あなたはもう合いません、ついていけませんと言われて、能力がないと言われて、学校からはうり出されました。しかし、発明王になつたわけでしょう。子供たちが何でエジソンに共鳴するかといふと、やはりそういうところがあると思ふので

す。本当に能力といふのは、簡単に小学校、中学校でも振り分けできないといふのがあつていい。本当にそれだけの現場の実情で、あるいは子供たちの思いも含めて、親の思いも含めていろいろなことが考へられていい。問題は、そういう学校の判断、子供の声も教師の声も親の声も含めて、やはりそういう判断をグループ分けに際してちゃんと保証するのかがどうか、重視するのかがどうか。

私は、こんなことを聞くのも本当に情けないと思ふのです。もう当たり前の話なんだと思ふのです。しかし、文部省も教育委員会も、足かせといふか枠をはめるものだから、あえて申し上げてゐるわけですよ。教育委員会や文部省が、あせよ、こうせよといふふうにならぬ、教員の加配、少人数の指導、学級づくり、編制については現場の判断をまず重視するでいいと思ひますけれども、本当に現場の判断を尊重するといふことをきちつと考へていただきたい。

○町村国務大臣 現場の声を大切にすることとは、これはもう当然のことだらうと私も思つておられます。

ただ、ちょっとこだわるやうで、石井委員、大変恐縮でございますが、能力別に固定化するとさきからおつしやる。何も、能力別に固定化して、あなたはもう未来永劫劣等生グループですよ、そんなことを言つてゐるわけでは全然ないです。その子供が、たまたま今例えば数学の理解が人よりも遅いといふ場合に、小さいクラスでインテンシブにそこを学ばせればまた別のクラスに変わつていふやうなことをやつていけばいいのであります。それから、早いばかりがいいわけでもありません。エジソンはきつと遠回りをして一番高いところに行つたんでしょ。そういうことはすばらしいことだと僕も思ひます。

ただ、その子にとつて、置き去りにされて、クラスはどんどん進んでいく、よしんば三千人のク

ラスでも、多分先生は真ん中ら辺、十五番から十番あたりのところに照準を置いていくと、数学なら数学の下から二十五番から三十番ぐらいの子供はやはりついていけなくて非常に困惑をする、学校が嫌になる、そういう事態だって起きないとは限らないわけですね。むしろそのおそれが大きいわけで、そんなことをするならば、三十人学級でそうした学校嫌いが解消するかなと言われれば、やはりそこには無理があるわけですよ。

私は、いろいろな教科によってクラス分けがほとんど変わっていいと思いますし、時間とともに変わったっていいと思いますし、どうして固定化ということを感じてしまうのか私にはよくわからないわけでありまして、その子供の理解の度合い、進みぐあいに応じたいろいろな学習グループがあつていいということだけを言っているわけでありまして。

○石井(郁)委員 ちょっと重ねてというか、しつこく尋ねているわけですが、やはりこの問題は、少人数の授業、少人数の指導に当たって教員を加配するという問題になっているわけでしょう。それをあなた方は、教育委員会がそれはお決めのことになることですよというふうに言われますから、そのときに、こういうところは認めるけれどもこっちは認めない、そういう権限を持っているんですよ。そうでしょう。その意味で、本場に、二十人の授業、現場が苦勞していろいろな工夫をして、あるいは子供の実情に応じていろいろな分け方をしたいと言っているのは現場ですから、そういう各学校の判断にやはりゆだねる、当然だと思ふのですけれども、そのことをなぜはっきり言えないんですか、それを私は尋ねているわけです。

○町村国務大臣 学校現場、校長先生の意見が教育委員会において尊重されるということ、私は、当たり前だと思います。ただ、すべて校長先生にゆだねるということ、それは現実の、トータルの予算の制約、定員の制約があるんですから、各学校がそれぞれ、私の学校は何十人要ります、何十人要りますと言ったら、それは全体が成り立た

なくなりましますよ。そういう意味で、どこかでその調整をしなければならぬのが、それが教育委員会の機能なんじゃないんでしょうかということですから、すべてを学校にゆだねるということ、それは幾ら何でも無理なんじゃないでしょうか。ただ、学校現場の意見を尊重する、それはまた当然のことだろうと思います。

○石井(郁)委員 大変これで時間をとってしまいましたけれども、私はやはり、事は、子供と向き合っている、どんな教育をしたいかという教育観にもかかわることでありまして、子供観にもかかわることでありまして、すべて教職員の皆さんは、子供たちの成長発達、そのために何がいいのか、本場にそこから出発しているわけですから、そういう現場の皆さんの教育を本場に励ます、本場にやりやすいようにするというのが教育行政の仕事だというふうに思いますから、そういう点で、あれをしちゃだめだ、これをしちゃだめだ、こうしろというような足かせはやはりやめていた方がいい、すべきじゃないということ強く申し上げていくわけです。

残りの時間で、先ほど来も問題になっていますが、非常勤講師の問題ですね。これは、常勤の教職員定数を取り崩して非常勤講師を置くということ、やはり教職員の身分や労働条件が不安定になるということ、子供と教職員の触れ合いを希薄にもしますし、私たちは認めるわけにいかない問題であります。

非常勤講師は、常勤講師一人分で三、四人雇えるという可能性はあるわけです。既に行われている群馬県のさくらプランというのがあるんだそうです。九九年度は一講師当たり一日四時間で年間百四十日、時給が二千四百四十円で年収は百四十万円、二〇〇〇年度は労働条件は倍になっているのに一日一万円で通勤手当もないということ、で、非常勤講師の目の前で、きょうもさくらを貸してほしい、さくらの講師の先生を貸してほしいと言いうという、何か物扱いになっている。子供たちもそういうことはやはり察知をしますから、高学年

の生徒などは、先生、バイトでしようというふうに出てしまふ。だから、子供を育てる教育現場で、本場に人間と人間の触れ合いというんじやなくて、何か安上がり、物を見るような思想で教育が行われているということは、私は大変問題ではないかと思うのです。

だから、もう既にこういうことが起こっている、これがさらに促進されるような事態というのが私は本場にいかにかというふうにいるのです。が、そういう認識はございますでしょうか。

○矢野政府参考人 非常勤講師を活用すること、ございましてけれども、今回、定数を活用して非常勤を採用することができるようになったという趣旨は、これは具体的には、例えば総合的な学習の時間等において、定数の教員だけではなくて多様な、多様な人材を必要とするようなケースもこれから多々出てくるわけでございますし、あるいは非常に少ない持ち時間の教員がいるといったようなこともあるわけでございます。そういう実態も踏まえて、定数を配置するよりもむしろ非常勤を活用した方がより効果的な教育活動ができる、そういうことがあるわけでございます。そういうので、そういう場合に、今まででございまして、そういう場合、今まででございまして、そういう場合、定数を活用して非常勤講師を任用できるように、そういう制度として今回新たに設けたわけでございます。

そして、定数を崩して非常勤講師をどの程度活用するかというの、これは各都道府県がそれぞれその県の実情や実態を踏まえて適切に判断をしていただくべき事柄でございます。

○石井(郁)委員 こういう非常勤講師を定数内に取り込めば、やはり正規の教職員が減るわけでしょう。四時間やって帰ってしまつて相談もできない、複数の指導者で仕事をするのであれば、指導方針、子供の見方などについて対等な立場でいろいろ話し合い、意思疎通を図ることもできるといふことがあります。そういう必要があるのに、そういう非常勤は、さくらの講師と言ふそうだけれども、ささいなことでも自分で判断すること

ができないというふうな嘆きさえ聞こえてくるということがあります。

また、非常勤という立場からすると、思ったことを口にするのも難しいということがある。上から言われたこと、決まったことに従うだけだということにもなってくる。だから、やはり教職員集団としての教育論議ということが大変やりにくいという新たな困難が生まれていると言われているわけですね。

私どもは、やはり非常勤講師はやむを得ない場合のみにして、定数外にするというふうにするべきだということを申し上げたいと思いますが、それはいかがですか。

○矢野政府参考人 繰り返になるわけでございますけれども、先ほど来申し上げましたように、定数を採用するよりも非常勤講師を活用する、非常勤講師を採用した方がより効果的、有効な教育活動ができる、そういう場合もあるわけでございますので、そういうことがございまして、今制度改正して行つたものでございまして、この点、御理解をいただきたいと思います。

○石井(郁)委員 政府は提案者ですから、やはりいいこともあるというふうに言われるんでしょうけれども、私の方は、もう既に現実現場の中でいろいろな混乱が生まれている、これでは必ずしも、それこそ学校が変わる、教育が変わるということと違う方向に行きかねないという問題で指摘をしているわけがあります。

だから、やはり関法ではだめでありまして、私も野党提案の三十人学級法案は、何としても成立させたいというふうな思っております。

以上で終わります。

○高市委員長 山内恵子君。
○山内(恵)委員 社民党の山内恵子でございます。今回の国会が始まること、首相の施政方針の中でも、教育改革に力を入れる国会であるというふうにおっしゃっていました。先ほど大臣がおっしゃられたように、現在は文部科学省ですけれど

も、過去にさかのほれば、文部省はほぼ十年ごとに教育改革を語ってきたというふうに思います。人的資源論、期待される人間像、教育の現代化、そしてゆとりと生きる力というふうに教育改革を実践しようとしていらした。

このことに対して大臣は、物の見事に失敗した、そのようにおっしゃられたのですが、実は私もそのように思います。現場では、子供たちがいじめとか不登校とか中途退学、そして学級崩壊などという言葉も出てきている状況にある中で、社会では十七歳少年問題と言われるような問題、本当に次々と深刻な状況が出てきています。

先ほどのお答えを聞いている中で、戦後の画一的な教育だとか、学級王国の問題だとか、悪平等がというふうに言われていますので、その部分につきましても後で反論もしたいと思っていますが、教育改革として打ち出したこの政策が間違っていたと大臣は思っていないのでしょうか。

○町村国務大臣 私はいささか間違っていたと言ったかどうか、余りあれですが、例えば、昭和四十年代前半の「期待される人間像」というのは、いろいろな方々の反発があつて、上からの押しつけだということで、中身を読むととてもいいことが書いてあるのですけれども、残念ながら国民の中にあれは定着しなかった、そういう意味で失敗だったというのを先ほどは申し上げたつもりです。

○山内(憲)委員 私が何度も主張していることに、教育にお金をかけない改革はもう限界に來ているということ、この間発言し続けてきましたし、そのことをたくさんの方もおっしゃっています。

先日、文部科学省の方にお聞きしましたら、今回の改革、改善五年計画ですか、特に今回は文部科学省の概算要求が変更なく策定された、そうおっしゃっていましたので、そのことは関係者の御努力だったと思います。一步前進ということかもしれませんが、それにしても、教育改革国会だと銘打つのであれ

ば、今回の予算にかかわっては、小手先と言われているものではない予算の状況だったのではないかなというふうに思います。

この二〇〇二年から、百二十年間続いた週六日制の学校登校日が、隔週にはもう既にやっておりますけれども、週五日になります。二十一世紀ですから、このときをチャンスに教育改革を抜本的に、私は三十人以下学級を実現していただきたい。そして、仲間のいる学校、ゆとりと真の学力を伸ばすという点で学校ルネサンスを行うんだと言っていたことがなかった。その意味で、予算はもっとかかるんだけれども、本当に二十一世紀に子供が輝くために予算をと言っていただけなら、概算要求でももう少し大きく要求していただければそのようになつたんじゃないかと思うのです。すぐそのことは残念に思うのです。

ところで、今回出されている教育改革、今回の法案も含めてですけれども、これをやっていくことで学校は仲間のいる楽しい学校になると思われますか、大臣。

○町村国務大臣 仲間のいる学校とおっしゃる意味が必ずしも私はよくわからないのでありますけれども、ごくその文字どおりを解釈すれば、そうだと私は思います。

○山内(憲)委員 学校というところは、先ほどもおっしゃったように、極端に子供が少なければ本例のときでは難しいという部分では、極端に少ない集まれるいい場所のはずですから、お勉強も楽しくて、でも仲間と会えることが楽しいということがなければ人間関係は育たないと思うのです。

その意味で、大臣が今そうなるだろうと言ったのは、どの政策のところでそれが実現できるとお考えですか。今、子供たちは本当に人間関係をつくれないでいるというふうに思います。

○町村国務大臣 子供たちが確かに人間関係をつくるのが下手になつてきたといましようか、そういうコミュニケーション能力が落ちてきたとい

う事実は事実としてやはりあるんだろうと思います。

かつて私どもの時代にはなかったファミコンとかゲーム機とか、こういうものは確かに自分の部屋で一人でやるものであります。我々の時代は、テレビも小さいころはありませんでしたから、したがって、ラジオを大きな音で何か庭で聞いていたような気がいたします。家の中にいても何も遊ぶことがありませんから、外で周りの子供たちと遊ぶ、学校で遊ぶ、いやが応でもコミュニケーション能力がついてくる。

また、個人の部屋なんというのはもとよりありませんでした。今は、小さな部屋でも子供の部屋というのを皆さん個室をつくり、かきをかけ、あの意味では国民が豊かになつたからそういうことができるようになった。そうした環境一つとってみても、確かに子供のコミュニケーション能力が落ちてきてしまっている。

かてて加えて、これもいい悪いは別かもしれませんが、お母さんもお父さんもお母さんもお父さんという形で、お父さんは働かなくてはならないから、かきをかけて、家に帰つてもだれもいないから、かきをかけて、一人でぼつぼつとテレビを見ながら食事をする、それも電子レンジでぼんと温めるだけ。こういう生活パターンというのは、確かに子供にとっていい姿ではないんだろうなとも私も思います。

さりとて、昭和二十年代の生活に皆さん戻りますよ、それはできるはずもありません。一遍にテレビゲームを廃棄するわけにもいきません。そんなことを考えたときに、やはり学校という場で、できるだけみんなが仲よくする、コミュニケーション能力を高めるさまざまな努力をしよう。その対応の一つが、例えば二十人学級ということも一つの方法だろうと思ひますし、あるいは、部活をもっと活発にするために、部外の指導者を、運動であれ文化活動であれ呼んできて、もつとそこで楽しい部活ができるようにするとか、さまざまな施策が今回の教育新生プランの中には盛り込まれている。このように私は理解をし

て、そういう努力をこれからもしていきたいと思っています。

○山内(憲)委員 本当に学校が仲間のいる楽しい学校になるようにという意味で、今後の教育改革を私たちは考えなければならぬと思ひます。この少人数指導というのを初めて打ち出されたという意味では、回答の部分とニュアンスが私は違ひますけれども、よりきめ細かな指導ができるというところをもし思ひたい。そして、私は、これは基本三教科というのはいくらでも一例だ、それから習熟度別というのはいくらでも一例だ、何れもおっしゃっているけれども、この基本三教科とは限らない、ほかのことはいくつかということ、グループ分けについても一度、具体的にちよつと例を挙げていただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、私どもの計画では、小学校では国語、算数、理科、中学校では英語、数学、理科の三教科について、少人数指導が可能となるような、そういう定数を盛り込んでいくわけですが、それはあくまでも計画の積算として盛り込んでいくわけではございません。

したがって、各自自治体において、実際の少人数指導の展開に当たりましては、今申し上げました三教科に必ずしも限定する必要はないわけではございません。各自自治体の判断で、また、各自自治体の事情等を踏まえて適切に対応していただくというところで一向に差し支えないわけではございません。

○山内(憲)委員 そのことが本当にわかれるように、いろいろな自治体がいちいちやり方をできるようにということを書き書いていただきたいし、伝えていただきたいと思ひます。

ゆうべテレビで、NHKテレビだったんですけど、今回の教育改革を解説していただくと、この少人数指導というのは習熟度別をあらわすんだというふうに解説していらしたので、これはやはりそのことがひとり歩きすることは大変問題だというふうに思ひました。この習熟度別も、あく

までも一例だとおっしゃるわけですから、ではその一例と考えて、マイナス面をしっかりと把握しておく必要があると思いますが、マイナス面にかかわつてのみ、短くお答えいただきたいと思ひます。想定していただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 この習熟度別指導につきましても、これはもう既に学習指導要領上の歴史があるわけでごさいます。中学校では、既に平成元年に、学習指導要領上、指導方法のあり方として示されているわけでごさいます。

改めて御説明申し上げますと、「各教科等の指導に当たっては、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒の実態等に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導方法の工夫改善に努めること。」ということ、平成元年以来の一つの指導のあり方としてお示ししているところでごさいます。この問題点については、それはさまざまな教育現場の実態を踏まえて、仮に問題点があるとするならば、それはまたそれぞれの学校現場において工夫改善をなされるべきことだと思ひます。

○山内(憲)委員 本日は問題点のみ答えていただきました。時間が本日にないものですから。

私は、やはり先ほど石井委員がおっしゃっていたように、マイナス面をしっかりと判断した上で進めるか進めないか検討されたいというふうに、私は進めないでもらいたいということを言いたいところ。目に見える競争原理の導入になつてしまふということをおしは危惧しています。

先ほど河村副大臣がおっしゃった中に、例えば一年生が、本日にいろいろな保育園、いろいろな幼稚園、さまざまな形でいた子供たちが学校へ来るわけですから、低学年、特に一年生のときは本日に座っていることさえも難しいというクラスもいっぱいあると聞いているだけに、そういうクラスをも少数人数にできるんですよとおっしゃった例などはぜひPRしていただきたいというふうに思ひますし、もしそうならば、全国どの小学校も

必要だとおっしゃると私は思ひます。しかし、問題行動が起これば、この配置される数が少ないという事になれば、本日に政府案の方は配置される人数が少ないという事を大変残念に思ひているところ。きめ細かにできるんだ、それで一年生が、どんな子供たちが来ても対応できるんだというクラスが実現できたら、いろいろな意味で、生活面でも、こういうクラスができることがいいというふうに思ひます。

もう一つ、私としては、目に見える競争原理ということを導入されるきっかけになる心配をしているんですが、四十人学級という大きなクラスを基本に残したままにするということは本日に中途半端な発想で、四十人いる学校に配置される数何人来るものやら、そこがわからないうんです。三十人学級が実現できていけば、人数が多い方がいいというのであれば、二クラス一組でもいいし、三クラスをどのような形でするなり、でも、基本が三十人であるというところが公教育は大変やりやすいんですね、はっきり言って。

私が新卒のころ聞いた言葉でですけど、教育は柄の長いフォークという言い方を聞いたことがあります。いろいろな意味で、人生がいろいろな形で分かれていくのは後の方が判断ができるのであって、最初のころは基礎学力ですから、私は前にもこの委員会でお話しさせていただきまして、けれども、低学年のときはたっぶり遊ぶ時間が欲しい、それが無いのに詰め込みで、そしてそこでつまづいたが最後ずつと行つてしまふ、つまづいた子だけ集めてするということではなくて、そこにもっと遊びを入れて、学習内容をふやすのならもっと後でもいいではないかということを私は言つていたんです。

ところで、例えば四十人のクラスが二つあるとしたら、どんなふうにお分けするんですかという事をここに来る前にお聞きしましたら、二つのクラスを三つに分けるという方法もありますよという事をとおっしゃっていました。そうすると、例えば国語の時間、三つに分ける、それから習熟

度別がまじると、今度は算数の時間は別なやり方を、理科の時間になると実験室が今までよりも一つ多く要る、そうやって考える。そして、そういう状況の中で担任は基本の四十人を持っていとしたり、私は、今回の改革が何のために必要だったのかと。

全国に十三万人もいると言われる不登校の子供たちが本日に学校に目に向くのかという事を心配しているだけに、大臣が、いじめられる子供がいるなら、いじめめる子の問題行動を、出席停止もあり得るんだという形でお話しされて、しかしその中で、でも出席停止の前はきめ細かな対応をするとおっしゃっていたのを思い出しました。で、今回のような改革案の中で、出席停止にする前に、問題行動を起こした子にどのような手厚い対応をされるとお考えになるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 出席停止のお話の方は、この後で局長の方からお答えをさせていただきますが、ちょっと一点だけ。

競争原理というお話がありました。これは、私も考えております教育改革の基本と、申しわけありませんが、委員の言っておられることは、私も、全く相入れないといひます。ようか、違う方向を向いているというふうな気がするのです。

いたずらに競争をあおることは、それはよくないかもしれません。しかし、よく漫画的に言われているように、運動会で、徒競走でゴール前三メートルでみんな手をつないで一斉にゴールインする。なぜか。子供に一等賞で喜びを与えてもいけないし、六番目になつて負けたいという屈辱感を与えてもいけない、みんな等しい方がいいんだという、まさに結果の平等までを求めた、僕は最悪の学校における行動だと思ひます。そういう目で見ていくと、そういう結果の平等までを追いかけることが余りにも学校現場で多過ぎるんです。

私は、個々の学校もそうだと思うのです。今ま

では、公立学校というのは、どこの公立学校に行つても金太郎あめのように同じでなければならぬという事をやってきた。これからは、私は公立学校のむしろ私学化という言葉を誤解を恐れずに申し上げているのでありますが、それぞれの校長先生が、自分の学校はこういう特色を持たせたい、その特色に応じて子供たちは学校を、小学校の段階から、中学校でもとより、高校、大学はもちろんそうですが、選べる。教育委員会が、どこに住んでいるからあなたはここに行きなさいというの、私はまさにあしき割り当て主義だ、こう思つております。

ですから、いろいろな意味で、もつといい意味の競争というものが学校現場に取り入れられなければ公教育はますますだめになっていきます。結果として、みんな私立へ私立へと足を運び、塾が繁栄する、そういうことになるのじゃないでしようか。

私は、委員がおっしゃる通りに、小さいうちは遊びも大切、それはそのとおりだと思ひます。そういう意味で、少しでもゆとりを持たせたいという事で、新しい学習指導要領をかなり減らしました。そういう意味で、ゆとりを持つて学校に臨めるようにしたいという意味で言うならば、私も委員の言われることに同感であります。どうも競争原理は一切の学校の中にあつてはならないというふうなことを前提にお話しされたので、それでは学校はますます悪くなるのではないかと、これを私は考えます。

○高市委員長 山内委員、矢野局長の答弁は要りません。

○山内(憲)委員 よろしいです。時間が三十分しかない中ですので、恐れ入ります。また後でお話をお聞かせいただきたいと思ひます。

例えば、先ほど言いましたように、国語の時間は三つに分かれて、今度は算数の時間、また別な形の三つに分かれて、理科の時間はまた実験室へ行くということになると、私は、いじめが起こっているのがただでさえ見えな、それが、そうい

う形になると、一貫して担任の目からまた見えなくなっていくという意味で、いじめの問題も解決するのは難しくなるし、それから問題行動を起こしている子供の問題も、一歩学校の外に出た後の時間の対応もどうするかということもすごく心配ですので、この部分のケアにつきましましては、また改めてお聞かせいただきたいと思います。

この間、悪平等について何度も何度も言われていますので、例えばグラウンドで走るということ一つをとっても、年がら年じゅういつも一等賞からびりまで決めるという運動会であつてもいいというふうに私は思っています。運動会というのもやめてマラソンにしたり、いろいろな形で学校現場は工夫しています。

徒競走というものがずっとあり続けたら、例えば小学校で、今少子化の時代ですから、あの運動会の日には、お父さん、お母さんのいらっしやらない方もいますからあれですけれども、典型的に言えば、お父さん、お母さん、お父さんとお母さんのおじいちゃん、おばあちゃんも来ますから、六人か七人が一家庭で来ると来るとですね。

そういう中で、毎年、来る年々、徒競走は一回しかないんですね、一年生のときも、二年生のときも、そういうことを全地域の皆さんに見られる状況というのは、決してその子供にとつてうれしいことではありません。待ちに待った運動会という言葉はとも恒例的に使われる言葉ですけれども、私は待ちに待たなかったと、子供が卒業のときの文集に残していくような状況になりかねないというので、いろいろな方方を工夫した一例だと思います。

もう一つあります。学芸会というのが、これまたやる学校、やらない学校、この間、シンデレラの例を言われていましたので、あれももしかしたら三十人以下学級になるとあの例にはならないかもしれないのですけれども、今四十人学級ですね。それが学年でいえば三クラスもあって、そしてなぜか子供たちは、劇がしたいというのがすごく希望なんです。それ

れで、劇ばかりやると延々とかかりますから、これはあなたの学年は劇、次の学年は音楽とかというふうに工夫したり、さまざまなことをしているのです。でも、例えば四十人で一つの劇をするとして、主役は一人で、あとは全部その他大勢でということがまた毎年毎年繰り返されるとしたら、担任は工夫したのですよ。この間のことも、私は自分がシンデレラをしたわけじゃないですけども、どうやってたくさんの方が輝けるようにするか、考えるのですよ。

なぜかという、最近の学芸会は、あの父母席のところにビデオ席であるのですよ。そして、三脚を立てて、ビデオをこうやって、そしてほかのところには本場に、おじいちゃん、おばあちゃん、おじちゃん、おばちゃんまで来られるような今は時代です、たった一人の子に。

その子が例えば六年生であれば、照明係をしたとか、それからバックミュージックを演奏したとか、皆さんの前に出て照明係のただれだれです、このようなごあいさつをするような登場の仕方もあると思います。

でも、一年生だったり二年生だったりでは、そういう作業もないわけですから、だからこそ、担任は考えるのです。一場面、二場面、三場面、四場面、主役が一人ずつ出てくるんだから、では、この人は顔が変わっても主役で見えるように、お着物だけでも、シンデレラの場合は洋服です、ね、例えば何かここに付けたら、顔は違っても主役の体験もさせてあげるといふのも私はある一つの例だと思っています。

そのような意味の努力にもかかわらず、この結果を悪平等と一言で言われるのは、現場の先生のおきたいというふうに思います。

時間がありませんので、また、この面でもお話があればお話をさせていただきたいと思えます。ちょっと急いでこれは確認だけさせていただきます。

教頭を複数配置にするというときに、先ほど授業が持てるという確認をなさったので、私はこの確認は全国に伝えてもらえるような努力をしていただきたと思うのは、私のいた現場もそうですが、数になっても忙しいですから、授業を持ちたくないという管理職の教頭がたくさんいます。実は私もこの世界に八ヶ月になりましたけれども、私の部屋にも、要請行動を起こしている全国教頭会の方が来られまして、今度の法律で、教頭が授業をできなくていい、しなくていいようにしてくださいという要請までありましたというところをちょっと報告しておきたいと思っています。

焦っていっぱい言いたいことがあります、ちょっとこの返事だけいたがたいでしょうか。人手が足りないだけに、学級担任が事情があつて休まざるを得ないときには授業ができるんだというのが教頭であるというこの確認をぜひしていただきたと思います。

○河村副大臣 先ほど私も山口先生にそのような答弁をしたと思います。教頭先生も授業を担当することがあり得るということでもあります。

○山内(恵)委員 ありがとうございます。焦ったので、時間がまだ少しありそうですので、先ほどの問題行動の子供については、ぜひ切り捨てることにならないように、そして問題行動を起こす子供が、ある意味では、きのうも説明をしましたけれども、キレるとかムカつくとかいいう状況にあるのはやはり自分の言いつ分を聞いてもらえなかったからだと私は思います。言い分をしつかり担任が聞いてくれたり友人が聞いてくれるような状況になれば、これはムカつくとか、そんな状況ではない状況をつくることのできるのではないかと思います。その意味では、少人数学級が有効だと私は思っています。

○山内(恵)委員 ありがとうございます。少人数指導でいくか、少人数学級でいくかはこの後決められていくことになると思いますけれども、一応閣案の方に質問をしているわけですので、閣案として、あくまでも一例だとおっしゃって

た、あの一例の中には、生活指導の問題があるときにはそのところを教科にかかわらず少人数でできるのだということを、しっかりと全国の皆さんがわかるような指導もしていただきたと思います。先ほども言いましたけれども、テレビの解説では、大臣のお言葉を受けとめたのか、習熟度別グループだということも力説していただきました、このことにかかわって、もう一度お聞きしたいと思っています。

○矢野政府参考人 今回の少人数指導のための加配措置でございしますが、先ほど御説明申し上げましたのは、どのような教科について、またどのような形で行うかということ、これは基本的には各都道府県の判断であるということは申し上げましたけれども、先ほど先生が御指摘のような生徒指導といったようなことでも対象にして考えているわけではございません。あくまでもこれは基礎学力の向上とその他のきめ細かな指導を行うための定数改善措置でございしますので、その対象としては生徒指導といったものは考えておりません。

○山内(恵)委員 何か、今の答えはいただかなかった方がよかったですね。先ほど副大臣は、一年生の学級には本当にいろいろな子供たちが来るので、そういう低学年の子供は二十人というふうにしてもいいということをおっしゃっていますね。そのことで言えば、学級崩壊的な状況は一年生だとは限らないですね。その意味で、そういうこともできるんだということを確認したかったです。

○矢野政府参考人 失礼しました、先ほどの私への御質問が少人数指導についてのことでございしましたから、ただ、特例的な基準を今回は設けることができるわけではございませんので、その特例的な基準のあり方として、県の判断で、例えば小学校の低学年については二十人程度の学級の基準をつくるということは当然あり得ることではございます。

○山内(恵)委員 副大臣、それでは、そういう例

は特例の基準がなければできないという意味ですか。先ほどの、そういうこととおっしゃられたのですか。副大臣にちょっとそこそこだけ。時間がありませんので、済みません、急いで。

○河村副大臣 今回そういう基準をつくりましたから、それに従って可能になった、こういう答弁をしたと思います。

○山内(憲)委員 ちょっとその部分ですけれども、少人数指導による授業の一つとしてその例もやれるということではないのですか。それぞれの都道府県で基準をつくらないといけないとおっしゃるのですか。

○河村副大臣 各都道府県の教育委員会です。これが必要だと認める場合ということになっておりますから、一律に、それはその一年生は全部そうするかということになりますと、御案内のように、やはり定員の枠の中でやっていたかなきゃなりませんから、そういう問題は一律というわけにはいかないだろう、こういうことであります。

○山内(憲)委員 わかりました。今回の人数配置からいっても一律は無理だという意味ではわかりました。でも、教育委員会と学校との話し合いの中でやれるということだと受けとめて、その件は終わりにします。

もう最後の時間になりましたので、大臣、いろいろお答えをいただきましたが、きのうおっしゃったお言葉の中に、教育改革には予算を十分かけたいということでは、御自分もそうだとおっしゃいましたので、今回はそれなりに決定の方向にきていますので、次の予算要求のときには、GDP二・八％なんという状況を大幅に変えて予算を獲得されますようにということ、ぜひ一言お聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○町村国務大臣 本間に、財政制約なかりせば、やりたいことはいっぱいあります。そういう意味で、教育関係の予算を少しでも獲得する努力をする、それは、文部科学大臣の務めとして当然のことであろう、かように考えております。

○山内(憲)委員 ぜひ、全力を挙げて頑張っている

ただけですよう御期待いたします。

これで終わります。ありがとうございます。

○中西委員 文部科学委員会に久しぶりに帰ってまいりましたので、いろいろまた御教示いただきたいと思っています。

きょうは、野党三党で共同提案しておる衆法について質問を申し上げようと思っておりますけれども、その前に、大変残念ですが、二月二十三日の文部科学大臣所信表明の中における御決意と、それから三月八日、きのうですけれども、民主党、牧義夫君の質問に対する答弁、これを見まして、大変私は、町村大臣ともあろうものかと思ふような内容がありますので、この点を御指摘し、そして、もう一度本心をお聞かせいただければと思っています。

それは、所信表明の中におきましては、「その中で我が国が目指すべき方向は、主体性を持って国際社会に貢献し、世界から尊敬される、心の豊かな美しい国家の実現であります。」心の豊かな美しい国家。また、「人間性豊かな日本人を育成するため、社会奉仕体験活動や自然体験活動」云々から始まりまして、「心のノートを全児童に配付するなど、道徳教育の充実を図ってまいります。」こうあります。

ところが、昨日の答弁の中におきまして私が非常に奇異な感を持ちましたのは、大臣が答弁なさった中に、「国民の意識変革なくして真の意味の教育改革はあり得ない。」こういう文言があります。これはそのとおりであるとは私は認めます。わけですね。「そういう意味から、私は意識というものを申し上げたわけでありまして。」と。そして、その後に続けて出てまいりましたのが、「教育改革関連予算を盛り込んだ平成十三年度予算案の成立に、今、参議院云々とありまして、「成立に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。KSD、その他の議論よりはもっとも」と教育改革を御議論いただきたいと心からお願ひをする次第でございます。」と。大変な拍手をいた

だいた、これを私は覚えております。

そうしますと、私は少なくとも、第一に平成十三年度予算案成立ということを考えれば、早く早くと言いますけれども、我々国会対策委員会は、一月の十一日に、野党四党そろいまして、与党に對しまして、中旬から開くべきだということを要求したんですね。ところが、月末三十一日に延ばして開いたわけですね。そして今や、時間がないから日切れた、それ景気回復のために言っていて、国会の一番の議論そのものを軽視するような傾向が極めて顕著になってきています。そういうことをお気づきであられるかどうか一つ。

「KSD、その他の議論よりはもっとも」と、こう言われておりますように、KSDその他の他の、例えば機密費にいたしましてもあるいは危機管理の問題にいたしましても、そのことを指しておるのではないことを私は推察をいたしますけれども、こういうことが本場にまじめに議論されて明らかにされなくて、隠し隠し、引き延ばし、こういうことをやっておる、その皆さん方は仲間であり、そして大臣も今その内閣におるわけでありす。

今言うように、こういうようなことが解明されないで、我々我々で政治倫理だとか規範だとかいろいろな行為、自分から決めたものをちゃんと持っていますね、これを守りさえすれば何でもないのに、近ごろの傾向というのは、中曽根さん以來ずっと出てきた全体的な構造を見ますと、本当に、僕らから見るとめちゃくちゃだと言いたくなるようなことばかりじゃないですか。

ところが、それなのに、心豊かな美しい国家を実現するとか、いろいろな言葉を使っていますけれども、その一番基盤になるものは何でしょう。教育ですね。ですから、こういうことをやるためには、今あなたが言われたように、教育改革を御議論いただきたいと言われ前に、こうした問題をみずからがやはり徹底究明をする、そうした状況をつくり出した中で言わないと、あなたの真実の声が伝わってこないんですよ、我々には。この点、

どうお考えなんですか。

○町村国務大臣 長らく教育問題ではこの文教委員会、今文部科学委員会になりましたが、中西委員には大変御指導いただいておりますことを心からまず御礼申し上げます。

まず、国会審議のあり方でございます。私は、国会審議というのは大変重要なもの、だ、こう思っております。国会審議の軽視の傾向があるのではないかと御指摘が中西委員からございましたけれども、私は、そういうことはないのでないかなと。しかし、もしそういう傾向があるというのであれば、それは大変ゆゆしき問題だろうと思います。

ただ、例えば予算委員会のあり方、あるいは最近始まった党首討論のあり方等々につきましては、与野党の国会対策委員長同士で、すべての政党とは私はあえて申し上げませんけれども、合意ができたルールに基づいて今進められている。もちろん、そのルールが不適切であるというのなら、また話し合いの結果、変えることもあるのかもしませんが、少なくとも、与野党三党と民主党の国会対策委員長の間では、合意されたルールに基づいて、今予算委員会の質疑、そして党首討論の質疑が行われているということでもあります。

その結果がどうかかわりませんが、確かに、予算が上程されてから衆議院の段階で可決されるまでの期間が、ここ一、二年、従前と比べれば短くなってきたというのは事実かもしれません。それは、余り国会の空転ということがなかったりするということでもあらうと思っております。一概にこれだけで、国会の審議をみんな軽視しているということではないのではなからうかと思っております。

現に、この委員会の場で、私も、皆様方からの御意見をいただきながら、誠心誠意お答えをし、全知全能を尽くして皆様方の御議論に私なりに考えていることを申し上げているということをまず言わせていただきます。それから、KSD云々ということを言いました

けれども、もし私の意見の趣旨が国会審議のあり方を批判しているというふうに受け取られたのであれば、それは大変、国会審議のあり方を閣僚の立場からあれこれ申し上げるのは筋ではないということでございますから、決してそういう意味で申し上げたのではないわけであります。

私は現に、ずっと予算委員会に出ておりまして、KSD問題を初めとする不祥事がありますし、本日に政治倫理に照らして大問題だと私も思っております。したがって、それらについては解明の努力をするということはこれまで当然のことなんだろうと思えます。

ただ、文部科学大臣の立場からいたしますと、もちろんそういう御議論をなさることを私はもとより否定するものではございませんけれども、願わくば、文部科学大臣の答弁回数が予算委員会でもうちょっと多くてもいいのではなからうかというように思っています。また、国家の五年、十年、場合によっては、長い将来のことを見据えながら議論をする教育問題でございますから、予算委員会であらうとあるいはこの文部科学委員会であらうと、できる限りの御議論をしていただきたい、そういう思いで申し上げたわけであります。政治倫理が重要でないとか、政治倫理はどうでもいい、もしそんなような趣旨でまた委員がお受けとめになったのなら、決してそういうことを意味したのではないというふうに御理解を賜ればと思います。

○中西委員 国会のことはここで私は余り議論をしたくはありませんけれども、一言だけ言いますならば、改革をしようという提議を、あなたがおられるときにつくられたこの協議会、ここでの結論は全部ゼロ、拒否ですね。全く受け入れられておりませんから、拒否をされておるのは与党側なんですよ。ですから、あなたが今言われるような状況にはなっていないという一言だけ申し上げておきます。

それともう一つ、私が一番心配するのは、本日に教育を議論するときに、お互いに信頼関係のな

い中で幾ら議論したって、これはもう物にならぬと私は思うんです。

ですから、その信頼を取り返すためには、KSDの問題だとかこういうふうなものを、むしろあなたたちの方で出ているわけですから、そこをまず先に片づけて、そしていち早い議論ができるように、どうするかというのを決意を言った上で、もっとも議論を深めてくれと言いたいんです。しかし、それは抜きにして、あなたが言われているように、議論よりももっとも教育改革云々と言うから、そうであるならば、こちらを幾ら議論したとしても、一番中心になる、心の問題だとか何とかいうけれども、こうした点が全く確立されていない中で、そしてお互いに不信感を持ちながら議論したって、何もそこには成果はない、私はこう断ぜざるを得ないものですから、このことを指摘したんです。

ですから、今あなたが答えたになったこのKSD問題だとかその他の問題等については、依然として、要求しても全部拒否、拒否、拒否じゃないですか。これは何なのかということがあればいいじゃないかと、今度は、まともに考えておられる子供たちになり、国会というのは何なのかということになり、政治に対する信頼というのはますます下落してしまふ、こういう結果になってしまうのじゃないかというのを私は恐れるものですから、あえて、本来ならここで言うべきではないと私は思いますが、あなたがたまたまこういうことを申されたので、このことを指摘し、むしろそこに力点を置いていただければ、こう私は思っています。

そうしないと、幾らあなたが「心の豊かな美しい国家」などと言ったって、空虚なものとしか私たちは受け取れません。あるいは、道徳教育といつても、道徳教育とは何なのかということになつてくるんですよ。

ですから、そのことを私は指摘をし、そして、これから後のあり方というものを、この文部科学委員会の方の問題だつて、私たちがやはり本格的にやったときには、一人持ち時間一時間半、全員が持つてやったんですね。そういう徹底した議論をしてやってきましたよ。私たちはそういう経験を持つていただけに、本日に今の国会が、あなたが言われるように自信に満ちたものであるかどうかということをお私に疑問視するわけなんです。

ですから、そうしたことを考え合わせてまいりますと、もう少し本格的な議論ができるような時間と、そして、それがためには二週間も引き延ばすんでなしに、要求をしておるのにわざわざ中旬を下旬に引き延ばしていくなどというようなことをやるようなことがあると、なおこうしたことができないようになってしまふから、こうした点をあえて私は申し上げた次第です。

大変勝手に高圧的に聞かされたかも知れませんが、けれども、この点だけは、大臣、これからやは大民主導型と言われますから、その主導をする大臣がそこを間違つてやったときには、私はこれからの日本の文部科学行政は大変な誤りを犯すんじゃないか、リーダーシップ、よろしいけれども、リーダーシップの方向が違つておつたらこれは大変なことになります。その点だけは一つ苦言を呈しながら、勝手なことを申し上げたことをお許しただきたいと思ひます。

そこで、本論に入ります。

一つは、きょうも提案理由がございましたけれども、議員立法されております中で、「これまでも我が国の学校教育は、画一的に知識を教え込むことに重点が置かれ、知識の量を競う受験競争がこれを一層助長してきました。そのため、子どもたちが自ら学び、思考力や判断力、創造力を養う教育、豊かな人間性を育むことへの取り組みが見失われてきました」と。ところが、きょうお話を聞いておると、大臣の言う画一的というのは、平等を指して画一的、悪平等的なものだというのが画一というのが使われたりなんかしているんですよ。

ですから、私たちはそうじゃないと思っている

んですが、提案者の方から、なぜこのようになったか、今までの経験もありでございますので、お答えいただければと思います。

○山元議員 提案の理由の中でも申し上げましたけれども、今の日本の状況というのは本日に日進月歩、科学技術もあるいは価値観もどんどん変わつてきている。そういう中で、教育は、例えば学級規模でいいますと二十年間変えられないで、教科がどんどんふえていった。今、例えば小学校でも、よく言いますように、国、算、社、理、図、音、家、体、それに道徳とか総合、あるいは特活がある。小学校六年生でしたら十一ほどございいます。そういうものをこなしていくには、四十人持ったらどうしても画一的にならざるを得ない。

私たちが望んでいる教育というのは、一人一人の個性をしっかりと把握して伸ばしていく、あるいは、勉強する喜びをしっかりと味わつて子供たちに生き生きとしてもらう、そういうことが必要なんですけれども、特にこの四十人学級ができてから二十年間で、大勢の勢いで知識の量もあるいは教育の量もふえてきているわけですから、そういう点でいうと、学校が、中西委員が今おっしゃるような、画一的な教育しかできない、きめ細かな教育ができない、そういう学校の教育条件がつくられてきたんだろうというふうに思っています。

○中西委員 私、その画一的にちよつとこだわらんとすけれども、私はやはりこの点が、管理と統制の中で戦後教育が大きく変わってきたのじゃないかと思ひます。

私も教員の経験がございまして、小学校から中学区、大学区へ、そして三十数校の学区が一つの学区になったのです。そうすると、今のようないくつかの学区の中でやられますと、いい言葉じゃありませんけれども、輪切りで選別されて高等学校に進学をする。そうすると、学力の一番低いところが来る学校というのは、学校の形態をなさないわけですよ。そういうようなところで、これではだ

めだからといって、一つのクラス、その当時は入学する生徒が四十人に満たないクラスであっても、二つのクラスに分けて基本学科についてはやったのです。そうすると、今まで隣の学校と比べてみたときにうんと学力の差があったものが、一年たつと逆転をした経験を私は持っているのです。そして、私たちの後輩もまたそのことをやり続けています。

ところが、県教委の指導はそうじゃないのです。指導要領に違反をしているとか、それを要えろとか、こういうことが次々に発せられてきたのです。それはなぜかという、文部省が指導要領というものを非常に重視をしたのです。その歴史的経緯があるのです。ですから、結局画一化しな

くちやならない、学力のない人たちに高等学校程度の授業をということになってくるわけですね。そうした問題等について、小中学校でもやはり私は同じだろうと思いますが、今一番問題なのは、後の方にありますように、小手先の問題です。そして、この提案の中にございまして、

「先進諸国の中では見ることのできない四十人という大規模学級をそのままに、特定教科だけは学級の子どもを分割して授業を行うという小手先の改善は、子どもたちと学校を混乱に陥れるだけの方策であります。」こういうふうに断じております。

しかし、先ほどから聞いておると、小集団の学級というものについてはいろいろ理由をつけて否定するような言葉すらあります。ところが、特定教科についてはそのように少人数授業をやることで効果があるように言うけれども、しかも、そういう実験なりいろいろ内容があるかという、それはないと言う。だから、私は、答弁を聞いておると、全く矛盾だらけのことを言っておるような感じがしてなりません。ですから、ここで言う「小手先の改善」と指摘をされておるような事柄について、お答えをいただければと思っております。

○山元議員 小手先という言葉は趣旨説明で私は使って、先ほどから大分何回も出てくるのですけれども、言葉は悪いようですねけれども、本当にそういう気持ちでございまして、それは文部科学省が、その当時文部省ですけれども、四十人学級ということを出したときの新聞の社説を私は大事に残している。五月でしたけれども、二十世紀も四十人で持つのか」という見出し、毎日新聞の社説ですけれども、その中に、二十一世紀、これでいいのかということが書いてあって、大変うなずくところが多い社説でございまして、

その中にも、例えば、四十人相手の画一的な授業は知識詰め込みの発展途上国型教育に適應したスタイルだ、多様な個性を認めて生かしていく社会の構築が求められるこれからの時代は、子供一人一人の個性と能力を引き出し開花させる教育へ転換が必要だ、少人数学級への改革は大事なんだというところが出ていました。それにもかかわらず、やはりこの半年余り検討されて、二十人授業というものが出てきました。

例えば、私は地元の小学校へ行ってきましたけれども、行った学校は、一学年三年級、三十九、三十八、三十八という学級編制でした。百十五人です。四十人学級ですから三年級です、三十人学級でしたら見事に四年級になるわけです。

そこでどういことが起こるんですかといったら、三十九人、三十八人の学級、小学校六年生の子が、理科の時間と算数の時間と国語の時間だけは別の先生のところに分かれて行くわけですね。学校の中を子供たちが大変右往左往しますよ。あの組の国語の時間や、あの組の理科の時間や、こう言って、子供たちが二つに分かれて別の教室へ右往左往するわけです。それだけの教師が本当に確保できるのかどうか。

実際の数でいっても、先ほどもありましたように、全国の小中学校は三万四千校ある、そして二十人授業のために二万二千人ですか、ふやそうと、一学校に一人も行かないようなことで子供たちが右往左往するという状況、十分でないかも知

しれぬけれどもこれがどんな五年計画で進められてきたら、これは学校の中は混乱するだけです。子供たちの心がばらばらになってしまします。ちなみに、その百十五人の子供たち、一年生もそうでしたが、出てきたところは、あの幼稚園、この幼稚園、この保育園、あの保育園、あの市外の幼稚園からと、十五通りの入学前の経歴があるそうです。その子らが本当に生活集団としての三十人学級できちっと勉強ができる、心のつながりができると、四十人で右往左往するのとでは、大変な違いがある。

ですから、やはり子供同士が、子供と教師が、心のつながりがある、私たちは一緒に勉強しているんやという実感ができるような学校をつくらうとすると、これはやはり二十人で分けて右往左往させるのは小手先だというふうに思ったわけですね。

○中西委員 ほかにも幾つか言いたいことはあるのですけれども、ただ一つ、私が落としてはならないと思いましたが、教師の授業の関係、直接授業をしている時間と、それから、一言で雑務と言つて片づけられておる問題が物すごく僕はあるという感じがするわけです。

一つの例を挙げますと、私は高等学校ですと、高等学校の場合ならば、三十三の大学区になつてきますと、そういう学校だと問題児がたくさん出てきます。そうすると、福岡県下は四分の一の学区になつてくるのです。それを全部今、国民会議でもあるいは中教審でも論議されておりますが、地域と家庭と子供たちと、どうするかということを考えたときに、大変な時間と労力が要るわけですね。

さらにまた、授業時間で考えてみても、教師の授業時間というのは、例えば小学校二十四時間、中学校十八時間、高校が十八時間あるいは十六時間と言われておりますけれども、これに対して本格的にやれる体制というのは、やはり一時間の、一こまの授業をするとなれば、それだけの時間勉強してやっておかないと、今はなかなかだと思

いますね。ですから、ただ単に、授業時間がそれだから教師が案をさるだろうとかそういうようなことでいろいろ指摘をされましても、その他の多くの問題があるということを、私たちは知っていたべきだと思うのです。きょうはもう時間がありませんから、時間が参りますから、これを深くは申し上げませんけれども、これらについてはどのようにお考えですか。

○山元議員 私ども、この法案をつくるのに、今、中西委員御指摘のように、週一の先生の持ち時間というのを減らさなければいけませんけれども、減らさなければいけない。例えば小学校の高学年でいいますと、週二十七時間授業ぐらいになっていいます。週二十七時間授業をすれば、平均して小学校の教師は二十一時間強授業をしています。子供たちがいる間はべつたりと教師は授業しなきゃならぬわけですね。そういう点でいうと、やはり教師が準備をし、授業をし、後始末をし、処理をする。そういう時間というのは全く保障されていないわけですね。ですから、どうしても画一的な授業をしてどんどこ進めていく、こういうことになつてしまふのだからというふうに思っています。

ですから、何としても授業時間を減らす。これは、教師を案にするとか何とかじゃなしに、本当に行き届いた授業をする、しっかりと準備をして授業をし、しっかりとやるというこのために人数を少なくすることだし、そして、定員をふやして持ち時間を少なくすることだ。

けれども、ちょっと短くしようと思つたら、およそ三時間ずつぐらい教師の持ち時間を少なくしようと思つたら、四十万人ほど教師をふやさなければならぬわけですね。これはだめだということとで遠慮をしました。その部分については、後に回して、何年か後には計画を立てて、この持ち時間数を減らしていくことについて検討しようというところでこの案からは抜いて、三十人学級として行き届いた教育をしようと思うと、これだけ、十

強してやっておかないと、今はなかなかだと思

九万人要るといふことですから、その上にといいことは、よう私も計画を立て得ませんでし

けれども、大事なことはそこであるといふふうには思います。子供たちが本当に、僕らの先生とか、私の先生といふことで、触れ合えるようなゆとりを先生に持たせることが大事なんだろうといふふうに思っています。

○中西委員 以上で、時間が参りましたので終わりますけれども、今たまたま四十万という数が出ましたけれども、この前、予算委員会でも、自民党の要請された公述人が、生活型産業構造をどう展開するかといふことを盛んに言われておりました。こうした点からいたしまして、雇用という面から見ても、しかも十年間で四十数万人ですから、そうしたことを、やはり教育改革国会というならば、そういう目覚ましい、我々が本当に賛同できるようなものを提示していただいたらと私は思っております。

感想だけ申し上げて、終わります。

○高市委員長 次回は、来る十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三項中「並びに教諭」を、「教諭」に改め、「(常時勤務の者に限る。第七条第一項及

び第三項並びに第十一条第二項において同じ。)」を削り、「第八条の二、第十三条の二及び第十五条において同じ。及び」を「以下同じ。並びに」に、「第九条、第十四条及び第十五条において」を「以下同じ。」(それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下に改める。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第七条第一項第二号中「三十学級以上の小学校」を「二十七学級以上の小学校」に、「十八学級から二十九学級までを二十四学級以上」に改め、「以下この号において同じ。及び」を「三十学級以上の中学校の教員に二を乗じて得た数との合計数を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 三十学級以上の小学校の教員に二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。の教員に二を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の教員に二分の三を乗じて得た数の合計数

第七條第二項中「児童を、児童」に、「行われ」を「行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合」に改め、同条第三項中「三十学級以上の小学校及び」を「二十七学級以上の小学校の

数と二十四学級以上の」に、「の合計数に二分の三」を「との合計数に二」に、「九学級から二十九学級を」を「九学級から二十六学級に」、「六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。

第八条第一号中「から二十九学級まで」を「以上」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百一人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。の数の合計数に二を乗じて得た数

第八条の二第一号中「が六百人」を「が五百五十人」に、「六百人以上単独実施校」を「五百五十人以上単独実施校」に、「が五百九十九人」を「が五百四十九人」に、「五百九十九人以下単独実施校」を「五百四十九人以下単独実施校」に改め、同条第二号中「六百人以上単独実施校」を「五百五十人以上単独実施校」に、「次号において」を「以下」に、「五百九十九人以下単独実施校」を「五百四十九人以下単独実施校」に改め、同条第三号の表中「二千五百人」を「千五百人」に、「二千五百一人から七千人」を「千五百一人から六千人」に、「七千人一人」を「六千人一人」に改める。

第十一条第一項第二号中「三十学級」を「二十七学級」に、「と中学部を」に二を乗じて得た数と中学部に改め、「との合計数を削り、得た数の下に」の合計数を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の表肢体不自由者である児童又は生徒を教育する義務学校の項中「六」を「七」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特殊教育諸学校の教員に二を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特殊教育諸学校の教員に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特殊教育諸学

校の教員に三を乗じて得た数の合計数

第十二条中「学級数が三十学級」を「児童及び生徒の数が六十一人」に改める。

第十五条第二号中「中学校又は」を「中学校若しくは」に改め、「前期課程の下に」(第八条の二第三号の規定により学校栄養職員の数と算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。又は養護学校の小学部若しくは中学部)を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

第十六条第一項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「第十一一条第一項第四号」を「第十一一条第五号」に改める。

第十九条を第二十号とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一号を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数の換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七條又は第十一條に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定め

るところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができ

る。
(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一条中「学校の設置」を削る。

第二条第一項中「(常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。)」を削り、「(をいう)」(それぞれ非常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。)」をいうに改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条 削除

第六条中「含む」の下に「以下この条において同じ」を加え、「やむを得ない事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第九条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる数の合計数に一を乗じて得た数

イ 生徒の収容定員が二百人以上の全日

制の課程及び定時制の課程の数

ロ 二以上の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程(その学科のいずれもが同一の専門教育の分野に係る専門教育を主とする学科であるものを除く。ハにおいて「複数学科設置課程」という。)でその生徒の収容定員が六百八十一人以上のもの

ハ 複数学科設置課程以外の全日制の課程又は定時制の課程でその生徒の収容定員が六百八十一人以上のもの

ニ 通信制の課程の数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。)

又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。)

について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数

の合計数

課程の別	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数
四十人以下の課程	四十人以上から八十人までの課程	十一・四
八十一人から二百四十人までの課程	二百四十一人から二百八十人までの課程	十五
二百四十一人から二百八十人までの課程	二百八十一人から二百九十人までの課程	十六
	二百九十一人から三百人までの課程	十六・四

全日制の課程	定時制の課程
二百八十一人から四百人までの課程	四十人以下の課程
四百一人から五百二十人までの課程	四十一人から八十人までの課程
五百二十一人から六百四十人までの課程	八十一人から二百四十人までの課程
六百四十一人から七百六十人までの課程	二百四十一人から二百八十人までの課程
七百六十一人から八百八十人までの課程	二百八十一人から四百四十人までの課程
八百八十一人から千人までの課程	四百四十一人から六百六十人までの課程
千人から千二百二十人までの課程	六百六十一人から七百六十人までの課程
千二百二十一人以上の課程	七百六十一人から九百二十人までの課程
	九百二十一人から千八百八十人までの課程
	千八百八十一人以上の課程
十七・一	十一・四
十七・七	十五
十八・二	十八・五
十八・九	十九・三
十九・五	二十・七
二十	二十二・二
二十・五	二十三・五
二十一	二十四・七
	二十五・八
	二十六・七

第九条第一項第三号中「学校」の下に「本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。」を、「合計数」の下に「一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは、一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。」を加え、同項第四号中「九

全日制の課程	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数
三百二十一人から五百六十人までの課程	四百四十一人から四百八十人までの課程	五
五百六十一人から六百八十人までの課程	四百八十一人から五百二十人までの課程	四
六百八十一人から八百八十人までの課程	五百二十一人から五百六十人までの課程	三
八百八十一人から千人までの課程	五百六十一人から六百六十人までの課程	二
千人から千二百二十人までの課程	六百六十一人から七百六十人までの課程	一
千二百二十一人以上の課程	七百六十一人から九百二十人までの課程	

第九條第一項第四号の表定時制の課程の項中「十二学級から二十三学級」を「四百四十一人から九百二十人」に、「二十四学級」を「九百二十

一人」に改め、同項第五号中「課程の規模」を「生徒の数による課程の規模」に改め、同項第六号中「十八学級から二十六学級」を「生徒の収容定

員が六百八十一人から千四百十人」に、「二十七学級」を生徒の収容定員が千四百十一人に、「十二学級」を生徒の収容定員が四百四十一人に改め、同項第七号の表農業に関する学科の項及び水産に関する学科の項中「学級数の合計数が六学級」を生徒の収容定員の合計数が二百一人に、「学級数の合計数が八学級」を生徒の収容定員の合計数が二百八十一人に改め、同表工業に関する学科の項中「学級数の合計数が六学級から二十三学級」を生徒の収容定員の合計数が二百一人から九百二十一人に、「学級数の合計数が二十四学級」を生徒の収容定員の合計数が九百二十一人に、「学級数の合計数が八学級」を生徒の収容定員の合計数が二百八十一人に改め、同項第八号中「全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に商業又は家庭に関する学科を置くもの」を「商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程」に、「学級数」を生徒の収容定員に改め、同号の表全日制の課程の項中「二学級から五学級」を「四十一人から二百一人」に、「六学級から八学級」を「二百一人から三百二十一人」に、「九学級から十七学級」を「三百二十一人から六百八十一人」に、「十八学級から二十九学級」を「六百八十一人から千四百十人」に、「三十学級」を「千四百十一人」に改め、同表定時制の課程の項中「四学級及び五学級」を「二百一人から二百八十一人」に、「六学級及び七学級」を「二百一人から二百八十一人」に、「八学級から十二学級」を「二百八十一人から四百四十人」に、「十三学級から二十七学級」を「四百四十人から千四百十人」に、「二十八学級を千八百十一人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「対する」を「より構成される集団を単位として」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十條第一号中「三学級から二十九学級」を「生徒の収容定員が八十一人から八百人」に、「四学級から二十九学級」を「生徒の収容定員が」

百二十一人から八百人」に改め、同条第二号中「三十学級」を生徒の収容定員が八百一人」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 中等教育学校の本校に置かれる全日制の課程であつてその生徒の収容定員と当該中等教育学校の前期課程の生徒の数の合計数が八百一人以上のもの（当該中等教育学校の前期課程の生徒の数が八百一人以上のものを除く）の数と中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百二十一人から八百人までの定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数

第十條第四号中「三十学級」を「生徒の収容定員が八百一人」に改める。

第十一條第一号中「六学級から二十四学級」を「生徒の収容定員が二百一人から九百六十人」に、「二十五学級」を生徒の収容定員が九百六十一人に改め、同条第二号の表農業に関する学科の項、水産に関する学科の項及び工業に関する学科の項中「学級数の合計数が十八学級」を「生徒の収容定員の合計数が六百八十一人」に改め、同表商業又は家庭に関する学科の項中「学級数の合計数が十五学級」を生徒の収容定員の合計数が五百六十一人」に改める。

第十二條第一号中「六学級」を「生徒の収容定員が二百一人」に、「学級数から五を減じて得た数に九分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）」を「生徒の収容定員の数から二百を減じて得た数を三百六十で除して得た数」に改め、同条第二号中「十二学級」を「生徒の収容定員が四百四十一人」に改め、同条第三号中「課程を置く学校で、」を「課程で、」に、「学級数の合計数が六学級」を「生徒の収容定員の合計数が二百一人」に改め、同条第四号中「（一）未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」を削る。

第十四條中「やむを得ない事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第十七條第一号中「三十学級」を「二十七学級」に改め、同条第三号中「以上」を「から十七学級まで」に改め、「得た数」の下に「と特殊教育諸学校の高等部でその学級数が十八学級以上のものの数に二を乗じて得た数との合計数」を加え、同条第五号中「六分の一を乗じて得た数」の下に「（一）未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十條において同じ。」を加え、同号の表肢体不自由者である生徒を教育する養護学校の項中「二」を「三」に改め、同条第六号中「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第六号」に改める。

第十八條中「学級数（幼稚園の学級数を除く）」が三十学級及び「学級数が三十学級」を「児童及び生徒の数が六十一人」に改める。

第二十二條を削る。

第二十二條の二中「第二十一條」を「前条」に改め、第八章中同条を第二十二條とする。

第二十三條を第二十四條とし、同条の前に次の一條を加える。

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第二十三條 第八條から第十二條まで又は第十六條から第二十一條までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算

することができる。

2 第九條又は第十七條に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く）の数に換算することができる。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三條 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「講師」の下に「（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を加え、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二條第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五條の三に規定する職員」に、「学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）」を「同法」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二條第二條第三項に規定する事務職員」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二條第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二條第三項の政令で定める者」に、「以下給料その他の給与」とを「以下「給料その他の給与」とに改め、「校長に係るものとする。」の下に「並びに講師（同法第十七條第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）」を加える。

第二條中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を

削り、「定時制の課程」とを「この条において「定時制の課程」とに改め、「講師の下に（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）を、「産業教育手当」の下に「並びに講師（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等」を加える。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）」を「同法」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第四条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
第二条の見出し中「教職員給与費等」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費等」に改め、同条第一号中「除く。」の下に「及び報酬等」を加え、「教職員給与費」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費」に改め、同条第二号中「教職員給与費」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に對して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第百八十四号）第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費

（公立義務教育諸学校整備特別措置法の一部改正）

第五条 公立義務教育諸学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（市町村立学校教職員の給与及び報酬等の都道府県負担）に改め、同条中「の給与」の下に「及び報酬等」を加える。

第五条の見出しを「（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）に改め、同条第一号中「除く。」の下に「及び報酬等」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に對して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第百八十四号）第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第四十条中「一の市町村の県費負担教職員の」の下に「（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を加え、」において地方公務員法を「に同じ」に改める。

第四十三条第四項中「若しくは前項」を「前

項若しくは第四十七条の二第一項」に改め、「条例の下に「若しくは同条第二項の都道府県の定め」を加える。

第四章第二節中第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い）

第四十七条の二 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定める適用があるものとする。

第五十八条第一項及び第六十一条第一項中「給与」の下に「（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）」を加える。

附則

（施行期日）
1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）
2 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この項において「新標準法」という。）

第六条に規定する小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）
3 第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下この項において「新高校標準法」という。）

第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五条に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校中等教育学校の後期課程を含む又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

4 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。

理由

公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教職員の配置の適正化を図るためこれらの学校の教職員定数の標準を改めるとともに、地方分権を推進し、児童又は生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、都道府県教育委員会等が特に必要があると認める場合について公立の義務教育諸学校に係る学級編制の基準の設定及び公立の高等学校等に係る学級編制を弾力的に行うことができるようにするほか、標準として算定される教職員定数を再任用短時間勤務職員及び非常勤講師の数に換算することができるとし、あわせて市町村立の義務教育諸学校等の非常勤講師の報酬等を都道府県が負担し、その二分の一を国庫負担することとするとも、当該非常勤講師の身分取扱いに関する規定を

整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（山元勉君外四名提出）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「並びに教諭」を「教諭」に改め、「常時勤務の者に限る。第七條第一項及び第三項並びに第十一條第二項において同じ。」を削り、「第八條の二、第十三條の二及び第十五條において同じ。」及び「を以下同じ。」並びに「第九條、第十四條及び第十五條においてを以下同じ。」（それぞれ常勤の者に限る。第十七條を除き、以下に改める。）

第三条第一項中「少ない」を「少ない」に改め、「ところにより」の下に「小学校の第一学年の児童を除きを加え、同条第三項中「六人（文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を五人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第三条第二項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十人
	二の学年の児童で編制する学級	十二人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	三十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	特殊学級	五人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五人

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公立の特殊教育諸学校の小学部又は中学部の学級は、やむを得ない場合を除き、重複障害児童等（文部科学大臣が定める心身の故障

を二以上併せ有する児童又は生徒をいう。第十一條第一項第三号及び第十三條において同じ。）のみで編制しないものとする。

第三条に次の一項を加える。

5 都道府県の教育委員会は、第三項ただし書

又は前項ただし書の規定により基準を定めるに当たつては、公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が弾力的な学級編制を行うことができるよう配慮しなければならない。

第四条中「前条第二項又は第三項」を「前条第三項又は第四項」に改める。

第五条中「並びに」を「及び」に改め、「及び第

二」を削る。

第七条第一項第二号中「小学校の数」とを「小学校の数に二分の三を乗じて得た数、二に、一の数との合計数を三の数に、一と三十学級を二及び三十学級に、二を乗じて得た数との二を二分の五を乗じて得た数の二に改め、同項第四号の表を次のように改める。

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
三十人以上	一
三十一人から六十人まで	二
六十一人から九十人まで	三
九十一人から百二十人まで	四
百二十人以上	五

第七条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、前項の規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、教育課程（小学校の教育課程を除く。）の編成において多様な選択教科が開設される場合その他政令で定める授業の方法の改善又は特色ある教育課程の編成が行われる場合

二 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の学級（学校教育法第七十五条に規定する特殊学級を除く。）において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する児童又は生徒が在籍する場合

第七条第三項中「二分の三」を「二」に改める。

第八条第一号中「二十九学級」を「十八学級」に、「及び中学校並びに中等教育学校の前期課

程の数の二」を「一の数と三学級から十五学級までの中学校及び中等教育学校の前期課程の数の二」に改め、同条第二号中「三十学級」を「十九学級」に、「及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の二」を「一の数と十六学級以上の中学校及び中等教育学校の前期課程の数の二」に改める。

第八条の二第一号中「児童又は生徒の数が六百人以上のもの（次号において二百人以上単独実施校」という。）の数の合計数に二を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百九十九人以下のもの（以下この号及び次号において「五百九十九人以下単独実施校」という。）の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百九十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を二学級数が十五学級以上のものの数に二を乗じて得た数と単独実施校のうち学級数が十四学級以下のものの数に二分の一に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「掲げる共同調理場」の下に「（学校給食法

第五条の二に規定する施設をいう。以下この号及び第十七条において同じ。）」を加え、同号の

表中「二千五百人」を「千五百人」に、「二千五百一人から七千人」を「千五百一人から四千四百人」に、「七千人」を「四千四百一人」に改め、同号を同条第二号とする。

第九号第一号中「四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数」を「三学級から十八学級までの小学校の数と三学級から十五学級までの中学校及び中等教育学校の前期課程の数」と改め、同条第二号中「三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数」を「十九学級以上の小学校の数と十六学級以上の中学校及び中等教育学校の前期課程の数」と改め、「四分の三」を「二」に改める。

第十一号第一項第二号中「三十学級以上の特殊教育諸学校の数」の下に「二分の三を乗じて得た数」を加え、「一の合計数に」を乗じて得た数に「一」を乗じて得た数との合計数に改め、同項第五号の表中「八十人」を「六十人」に、「八十一人から二百人」を「六十一人から百五十人」に、「二百一人」を「百五十一人」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の重複障害児童等の数に二分の一を乗じて得た数

第十二条中「数に」(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校にあつては、「二」を乗じて得た数)を「本校の数に二を乗じて得た数と特殊教育諸学校の分校の数に二を乗じて得た数との合計数」に改める。

第十三条中「十二」を「十三」に改め、同条第一号中「肢体不自由者である児童及び生徒」の下に「並びに重複障害児童等」を加え、「五分の一」を「四分の一」に改め、同条第二号中「生徒」の下に「(重複障害児童等を除く)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の重複障害児童等の数の合計数に二分の一を乗じて得た数

第十四条を次のように改める。

一 特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に「一」を乗じて得た数

二 小学部及び中学部の学級数が十六学級以上の特殊教育諸学校の数に「一」を乗じて得た数

第十六条第一項中「及び第十一号を」、「第十二号を」、「第八号の二第一号」、「第十一号第一項第四号」を「第十一号第一項第五号」に改める。

第十九条を第二十号とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一号を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者の数への換算)

第十七条 第六号の二から第九号まで又は第十号の二から第十四号までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第一条中「学校の設置」を削る。

第二条第一項中「(常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。)」を削り、「をいう」を「(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。)」に改め、同条第四項中「(をいい、総合学科とは普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科をいう)」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条 削除

第五条中「二百四十人」を「百八十人」に改める。

第六条中「の全日制の課程又は定時制の課程

における一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、四十人」を「以下この条において同じ。の一学級の生徒の数は、全日制の課程にあつては三十人、定時制の課程にあつては二十人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この限りでない。

第九号第一項第二号中「及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項第三号の表を次のように改める。

人 員 の 区 分		除すべき数
一人から二百人まで	千二百一人から千八百人まで	四十
	千八百一人以上	五十
		六十

第九号第一項第六号中「十八学級」を「一学級から十七学級までの全日制の課程の数に二を乗じて得た数、十八学級」に、「全日制の課程の数に二を」を「全日制の課程の数に二を」に、「二を」を「三を」に、「十二学級」を「一学級から二十学級までの定時制の課程の数に二を乗じて得た数、二十四学級」に、「定時制の課程の数に二を」を「定時制の課程の数に二を」に、「通信制の課程の数に二を」を「通信制の課程の数に二を」

に改め、同項第九号中「五十一人」を「三十一人」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に総合学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる当該学科の学級数の区分ごとの課程の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

総合学科の学級数の区分		乗ずる数
一学級から三学級まで	四学級から六学級まで	三
	七学級から九学級まで	四
	十学級から十二学級まで	六
		八

十三學級から十五學級まで
十六學級から十八學級まで
十九學級から二十一學級まで
二十二學級から二十四學級まで
二十五學級から二十七學級まで
二十八學級から三十學級まで
三十一學級以上

九
十一
十三
十四
十六
十七
十九

第九條第三項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、前二項の規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において、教科又は科目の特質に応じた教育を行うため少数の生徒に対する指導が行われる場合

二 全日制の課程又は定時制の課程において、学年による教育課程の区分を設けない教育（以下この号において「単位制による教育」という。）が行われる場合（総合学科において単位制による教育が行われる場合を除く。）

三 全日制の課程又は定時制の課程の學級（学校教育法第七十五條に規定する特殊學級を除く。）において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する生徒が在籍する場合

第十條第一号中「二十九學級」を「十五學級に改め、同条第二号中「三十學級」を「十六學級に改め、同条第三号中「三十學級」を「十六學級に改め、同条第四号中「三十學級」を「十六學級に改め、同条に次の一号を加える。

五 通信制の課程のみを置く高等学校の数に「一」を乗じて得た数

第十一條第一号中「六學級から二十四學級」を「三學級から十八學級」に、「二十五學級」を「十九學級に改め、同条に次の一号を加える。

四 総合学科を置く全日制の課程及び定時制

の課程の数の合計数に「一」を乗じて得た数
第十一條に次の一項を加える。

2 総合学科を置く全日制の課程又は定時制の課程においては、前項の規定により算定した数に総合学科に開設される科目の授業時数等を考慮して政令で定める数を加えた数を実習助手の数とする。

第十二條第一号中「及び定時制の課程の数の合計数に「一」を乗じて得た数と六學級以上の全日制の課程又は定時制」を「の数の「一」を乗じて得た数と六學級以上の全日制」に改め、同条第四号中「を置く學校」を「の数の「三」を乗じて得た数と、通信制の課程を置く學校であつて当該課程の生徒の数が六百人を超えるもの」に、「生徒の数を「生徒の数が六百人を超えた数」に、「合計した数」を「合計した数との合計数」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「全日制の課程又は」を「農業又は水産に関する学科を置く全日制の課程及び」に、「を置く學校で、当該課程に置かれる農業、水産又は」の数の合計数に「二」を乗じて得た数と」に、「の學級数の合計数が六學級以上のもの」の数の「一」を乗じて得た数」を「を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に「一」を乗じて得た数との合計数」に改め、同条を同条第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 総合学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に「一」を乗じて得た数
第十二條第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定時制の課程の数の「一」を乗じて得た数と次の表の上欄に掲げる定時制の課程の規模の区分ごとの課程の数の当該区分に應ずる

同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数とを合計した数

定時制の課程の規模の区分		乗ずる数
三學級及び四學級の課程 五學級及び六學級の課程 七學級以上の課程	三	一
	二	二
	三	三

第十四條中「やむを得ない事情がある場合を除き、重複障害生徒（文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。）で學級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で學級を編制する場合にあつては八人」を「六人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸學校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、この限りでない。

第十四條に次の一項を加える。

2 公立の特殊教育諸學校の高等部の學級は、やむを得ない場合を除き、重複障害生徒（文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。第十七條第四号及び第二十條において同じ。）のみで編制しないものとする。

第十七條第六号中「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第六号」に改め、同条の表中「八十人」を「六十人」に、「八十人」から「二百人」を「六十人」から「百五十人」に、「二百一人」を「百五十一人」に改め、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特殊教育諸學校の高等部の重複障害生徒の数の二分の一を乗じて得た数

第十八條中「と高等部を置く特殊教育諸學校でその學級数（幼稚部の學級数を除く。）が三十學級以上のもの（小学部及び中学部の學級数が三十學級以上のものを除く。）の数の合計数に「一」を乗じて得た数」を「に「二」を乗じて得た数と高等部を置く特殊教育諸學校の数の「一」を乗じて得た数とを合計した数に改める。

第十九條中「二」を「三」に改める。
第二十條中「十二」を「十三」に改め、同条第一号中「である生徒の下に」及び「重複障害生徒」を加え、「五分の一」を「四分の一」に改め、同条第二号中「生徒」の下に「（重複障害生徒を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 寄宿舎に寄宿する高等部の重複障害生徒の数の二分の一を乗じて得た数
第二十一條中「二」を「三」に改める。
第二十二條を削る。
第二十二條の二中「第二十一條」を「前条」に改め、第八章中同条を第二十二條とする。

第八章中第二十三條を第二十四條とし、同条の前に次の一條を加える。
（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）
第二十三條 第八條から第十二條まで又は第十六條から第二十一條までに定めるところによ

り算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。次項において同じ。)又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二第三項に規定する学校長(養護教諭)を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)に、「同法に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二第三項に規定する事務職員」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二第三項の政令で定める者」に、「以下給料その他の給与とを以下「給料その他の給与」とに改める。

第二条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「定時制の課程と」を「この条において「定

時制の課程」とに改め、「講師」の下に「(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))」を、「産業教育手当」の下に「並びに講師(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十三年法律第八十八号)第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。))の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償」を加える。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二第三項に規定する学校長(養護教諭)を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)に「同法」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
第四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第四十条中「一の市町村の県費負担教職員の」の下に「(非常勤の講師(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。))を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条及び第六十一条第二項において同じ。))」を加え、「において地方公務員法」を「において同法」に改める。

第四十三条第四項中「若しくは前項」を、「前項若しくは第四十七条の二第一項」に改め、「条例」の下に「若しくは同条第二項の都道府県の定め」を加える。

第四章第二節中第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える

る。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱)

第四十七条の二 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱については、都道府県の定める適用があるものとする。

第五十八条第一項及び第六十一条第一項中「給与」の下に「(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)」を加える。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

2 公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。次項及び附則第四項において同じ。)の同年の児童又は生徒で編制する学級に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。第三第三項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 公立の義務教育諸学校の学級編制(小学校又は中学校の同年の児童又は生徒で編制するものを除く。)については、平成二十二年三月三十一日までの間は、新標準法第三條の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級

編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

4 新標準法第六條から第九條までの規定による小中学校等教職員定数又は新標準法第十條から第十四條までの規定による特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数の推移及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の学級編制の標準に関する経過措置)

5 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。附則第七項において同じ。)の一学級の生徒の数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、第二條の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「新高校標準法」という。第六條の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

6 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、平成二十二年三月三十一日までの間は、新高校標準法第十四條の規定にかかわらず、生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

7 新高校標準法第七條から第十二條までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五條から第二十一條までの規定による特殊教

育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成二十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

8 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。

理由

公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教育環境の整備充実を図るために、学級編制の標準を引き下げることにより児童又は生徒に対するきめ細かな指導を実現し、及び教職員定数の標準を改善することにより教職員の配置の適正化を図るとともに、都道府県教育委員会等が必要があると認める場合について公立の義務教育諸学校に係る学級編制の基準の設定及び公立の高等学校に係る学級編制を弾力的に行うことができるようにすること等により、教育の地方分権を推進し、及び児童又は生徒の実態に応じた学校教育の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、単年度約七百九十七億円の見込みである。

平成十三年四月二日印刷

平成十三年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局